GX地域共創補助金
公募に係る説明会
（データセンター設備投資型）

7月14日(火) 10:30-12:00

説明会資料

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業の概要

公募要領の補足説明

応募申請の実施方法について

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業の概要

1. 事業の内容

2. 補助対象事業

3. 事業期間

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 事業の内容

2. 補助対象事業

3. 事業期間

© 2026 GX地域共創補助金事務局

脱炭素電力の安定供給及び供給増並びに国内GX関連投資拡大を同時に実現することを目的とする。

事業の内容

事業目的

グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大。また、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっている。

本事業では、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際の設備投資支援を行うことにより、脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大の同時実現を目指す。

事業概要

脱炭素電源の立地地域に企業立地し、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う場合に、当該企業立地に係る設備投資に対する支援を実施。

また、脱炭素電源立地地域への企業立地に加え、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献する企業についても、一定程度の支援を実施。

なお、脱炭素電源の供給増という最終的な目的を踏まえ、新設・再稼働電源等の活用による電力供給の増加見込みや、発電事業者による電源投資を促進するような電力供給契約（PPA）の有無も踏まえて支援強度を決定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率／補助上限額は、以下（A）～（C)の価値に応じて決定する
（A）使用する脱炭素電源の立地地域への貢献度合い（企業立地等）
（B）使用する脱炭素電源との紐づき（PPA等）
（C）使用する脱炭素電源の種類（新設・再稼働電源等）

成果目標

令和８年度から１２年度の事業であり、中期的には脱炭素電源立地自治体への企業立地及びPPAなど脱炭素電源を需要家が支える事例の創出、長期的には脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を目指す。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1.事業の内容

2.補助対象事業

3.事業期間

© 2026 GX地域共創補助金事務局

2．補助対象事業

本事業では、以下の2類型に該当する事業を補助対象事業とする。　※本日は類型Bの説明会

		類型A：投資型	類型B：データセンター設備投資型
補助対象事業の要件	事業要件	以下をすべて満たす計画を有すること。 ① 生産品または生産品の製造・生産プロセスにおいて、技術革新性または事業革新性を有し、日本国内の産業競争力の強化に繋がる事業であること。 ② ・・・（**以降詳細は公募要領をご参照ください**）	以下をすべて満たす計画を有すること。 ① 日本の計算資源分野の競争力強化に資する事業であること。 ② ・・・（**以降詳細は公募要領をご参照ください**）
	電力要件	以下をすべて満たす計画を有すること。 なお、後述の支援強度と対応した計画期間に渡って計画する必要がある。 ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電力とし、新規に調達すること。 ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%超過分を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること	同左
	立地要件	以下のいずれかを満たす計画を有すること。 ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。 ②に該当せず、企業版ふるさと納税納付や地域共生基金への出捐等により電源立地都道府県あるいは電源が立地する市町村に対して地域貢献を実施すること。	以下を満たす計画を有すること。 ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
	その他	以下をすべて満たすこと。 ① 第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が参加できること。 ② 電源立地都道府県の自治体と連携し、間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出を行うこと。	同左
補助対象経費		建物等取得費、設備費、システム整備費の3区分。	建物等取得費、設備費、システム整備費の3区分。ただし、以下に留意すること。 • 類型Bにおいては、補助対象となる設備等を指定している。 • 類型Bにおいては、システム整備費の補助金の支払額は、建物等取得費と設備費の補助金の支払額の合計を上限とする。
支援強度 ※補助率のカッコ内は大企業の場合		企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類により5段階に区分して、適用する。 • No1｜補助率：1/2（1/3）、補助上限：250億円 • No2｜補助率：2/5（1/4）、補助上限：250億円 • No3｜補助率｜2/5（1/4）、補助上限：100億円 • No4｜補助率：2/5（1/4）、補助上限：50億円 • No5｜補助率：3/10（1/5）、補助上限：50億円	企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類により5段階に区分して、適用する。 ただし、類型Bは立地要件が異なることから、No4,No5は対象外となる。 • No1｜補助率：1/2（1/3）、補助上限：250億円 • No2｜補助率：2/5（1/4）、補助上限：250億円 • No3｜補助率｜3/10（1/5）、補助上限：100億円 • No4｜対象外 • No5｜対象外

間接補助事業を行うために必要とする費用のうち、建物等取得費、設備費、システム整備費が補助対象となる。

■ 補助対象経費は、以下の①、②、③の条件を全て満たす経費である必要がある。

① 間接補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降、間接補助事業期間内に発注（契約）を行い支払った経費

③ 間接補助事業完了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い実績等が確認できる経費

補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	概要	補足事項
建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物の新設、建て替え、リフォーム等に係る費用 （設計費含む）	類型B：データセンター設備投資においては、システム整備費の補助金の支払額は、建物等取得費と設備費の補助金の支払額の合計を上限とする。
設備費	① 間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 （設計費含む） ② 上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費	
システム整備費	• 間接補助事業の実施に必要なソフトウエアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費 （設計費含む） • 補助対象経費で取得する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウエアを指す	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

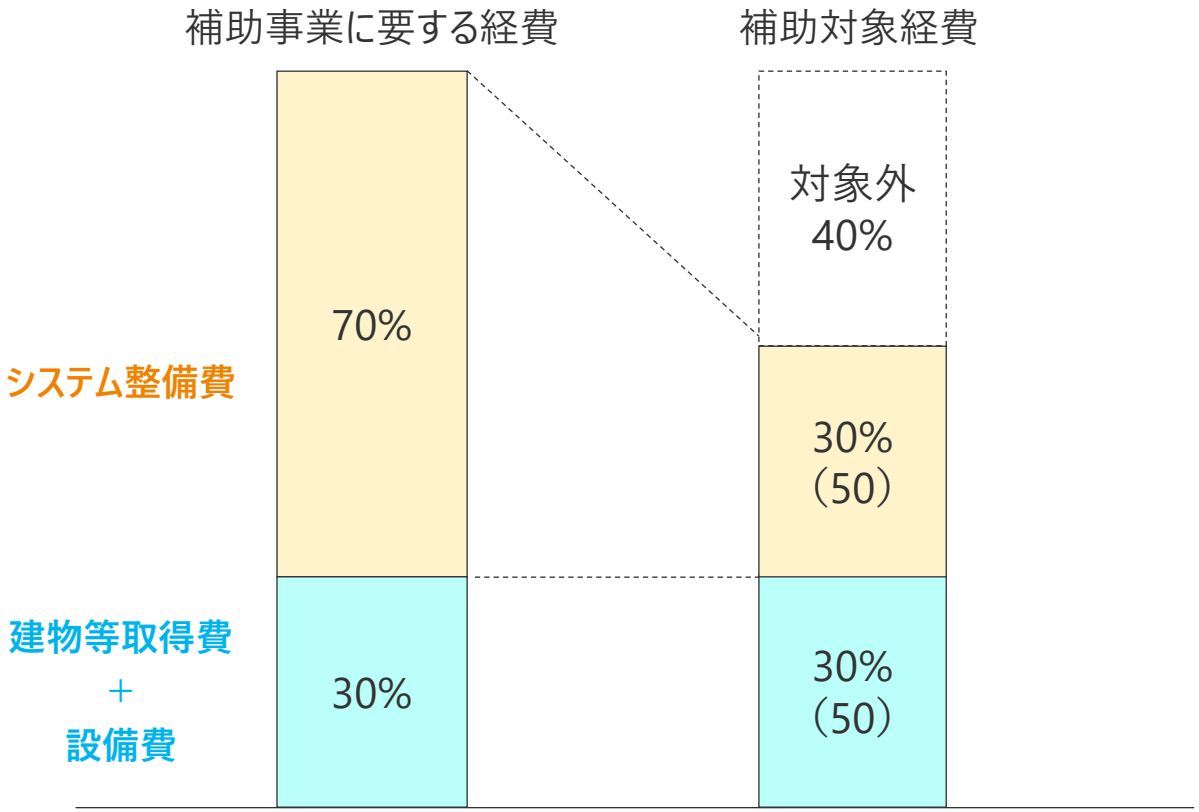
補助対象となる設備等は下記に記載する設備等に限定しているため、留意すること。

大項目	小項目	内容
建物等取得費	建物	データセンターの建物躯体（建物として必要な床・壁・天井、建物基礎を含む。）のほか、建物内の設備等。施設内にサーバ等を設置するために必要な電源設備、空調等サーバ冷却設備、耐震/制震/免震設備、消火/消防設備及びセキュリティ設備等を含み、その工事に関する設備や配線、収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
	外構施設	建物を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等
	付帯工事費	上記の建設に係る調査設計費、施工・構築費・諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
設備費	受電設備	**建物等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤等）。**
	送電専用線	**DC構内で受電設備から各施設までの間等において電力を伝送するための線路及び附帯設備。**
	伝送用専用線	DC構内の各施設間等において各種データや情報等を伝送するための線路及び附帯設備。
	送受信機	通信線を通じてデータや情報等を伝送するための装置（ルーター、L2／L3 スイッチ、POE スイッチングハブ等のネットワーク機器）。
	ケーブル	建物内等において整備する送受信装置等の各種データや情報等を伝送するために必要なケーブル（LAN ケーブル、構内光ケーブル等）、配管、ケーブルラック等
	予備電源設備	建物等において、停電や緊急時に各機器への電源を安定供給するため設備。（設置に係る各種部材等を含む。） （例）予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、電源ケーブル ※非常用電源（蓄電池・UPS）については、各事業目的に必要な時間の対応となっており、必要最低限の時間とすること。また、特殊事情がない限り、最大 72 時間を超えないこと。
	監視・制御・測定装置	通信を安定して行うために設備を管理及び測定する装置（設置に係る各種部材等を含む。） （例）遠隔制御装置、高機能制御監視受信機、ステータスモニター、ネットワーク監視装置、測定装置、システム監視装置
	その他事業を実施するために必要な施設・設備等	電柱、接地線、屋外照明施設、マンホール、空調設備、監視設備、航空標識灯設備、消火設備、水道施設、貯水タンク、ろか器、洗面・手洗施設、仮眠施設、モニターテレビ、修理工具、混信対策防止装置、ゴーストキャンセラー、中継用固定無線装置、地下埋設設備、構内柱、その他事業を実施するために必要となる施設・設備等
	付帯工事費	上記の設置に係る調査設計費、施工・構築費・諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
システム整備費	サーバ類 （DC設備用のみ）	データセンターに設置される SaaS、PaaS、IaaS 等のクラウドサービスや電気通信サービスの提供その他オンラインサービスの提供に必要なサーバ等。（記憶装置を含み、設置に係る各種部材等を含む。）ただし、一部高性能なサーバー類を除く。具体的には、本事業では、カタログスペックにおけるFP8演算性能が0.15 PFLOPS未満、かつHBM容量が32GB未満のサーバーのみを補助対象経費とすることができる。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

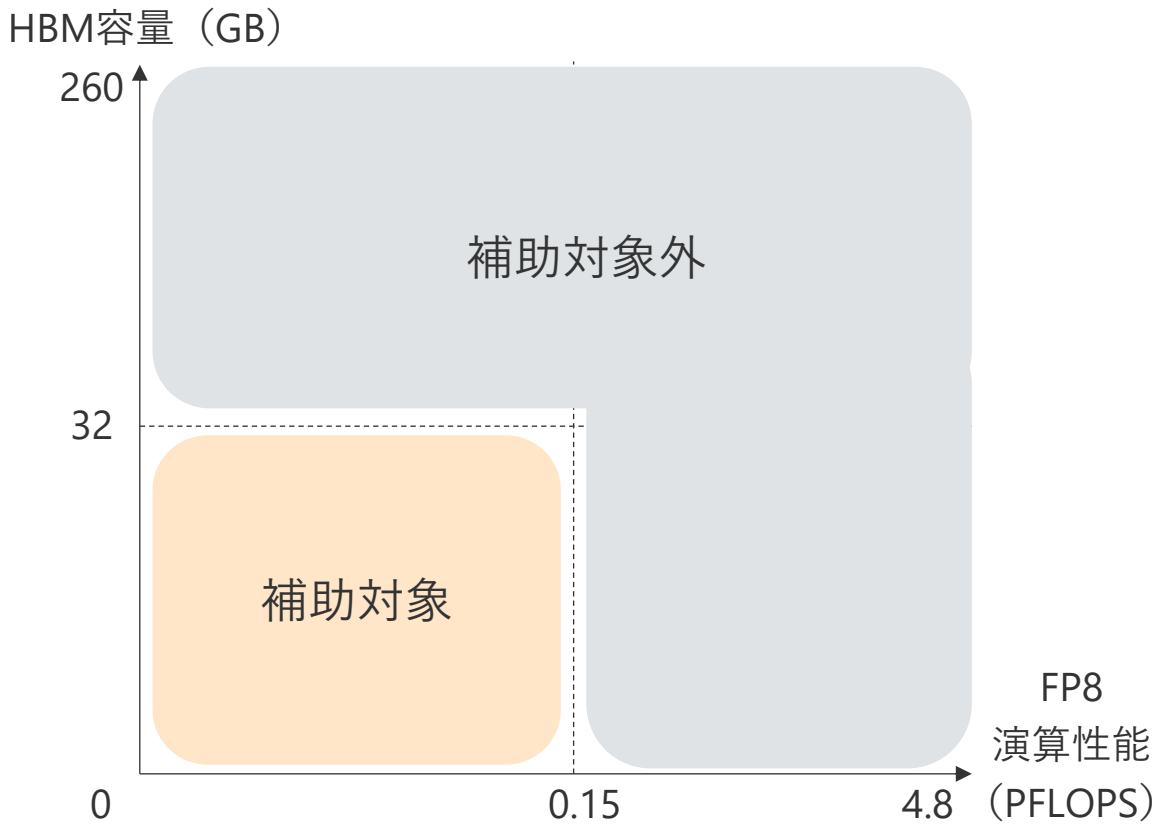
システム整備費の支払額は、建物等取得費と設備費の支払額の合計を上限とする。また、サーバー類については、FP8演算性能が0.15 PFLOPS未満、かつHBM容量が32GB未満のサーバーのみを補助対象経費とすることができる。

システム整備費の補助金支払額の上限



➢ システム整備費の支払額≦建物等取得費＋設備費

補助対象となるサーバー類のスペック



➢ FP8＜0.15 PFLOPS かつ HBM＜32GBのみ申請可能

© 2026 GX地域共創補助金事務局

次のいずれかに該当する経費については補助対象外となる。

- 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 間接補助事業者の人件費（自社でエンジニアリング等を行う場合の自社人件費も含む）
- 中核設備への設備投資と無関係に生じる老朽設備の設備更新に係る経費
- 間接補助事業者以外が発注したもの
- 見積を取得するために実施する設計に係る設計費
- 土地やオフィス用建物の取得費
- 既存建物、設備機械装置の撤去費
- 既存設備機械装置の移設費
- 事業で定常的に利用する発電設備（太陽光、バイオマス発電、コジェネ、蓄電池等）
- 直接的に電気を充放電する非常用電源設備（蓄電池等。但し、類型B：データセンター設備投資型において表3に記載された予備電源設備は除く。）
- 送配電設備及び受電設備（但し、事業所が系統から受電して以降の設備は除く）
- 環境アセスメント等の調査費用
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 事務所等のセキュリティ対応等にかかるランニングコスト
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券購入費
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- 建物の取得においてリース会社を利用する場合の建物等取得費
- 共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料
- 共同申請するESCO会社やエネルギーサービス提供会社が資産として購入した設備機械装置等の費用以外のサービス利用料等
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタ等）の購入費
- 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）
- 当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難い経費であり、事業の用に供していることや按分の考え方についての説明及びその根拠の提出が不十分であると認められる経費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業における支援強度は、企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類によって決定される。

本事業における支援強度

No	企業の立地場所	電源との紐づき	電源の種類	計画期間	補助率※ ※（）内は大企業の場合		補助金額の上限
					製造設備投資型	DC設備投資型	
1	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%超過分を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	15年	50%（33%）	50%（33%）	250億円
2	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%超過分を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%超過分を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	10年	40%（25%）	40%（25%）	250億円
3	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	脱炭素電力メニュー含めて、需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	新設・再稼働・既設を問わず需要電力の50%超過分を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	8年	40%（25%）	30%（20%）	100億円
4	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%超過分を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%超過分をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	15年	40%（25%）	対象外	50億円
5	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%超過分を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%超過分をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%超過分を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	10年	30%（20%）	対象外	50億円

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業は企業規模により補助率が異なるため、留意すること。

■ 中堅・中小企業等について

中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学をいう。（資本金又は出資の総額もしくは常時使用する従業員の数をもって規定されているものです。）

また、中堅企業とは、中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の企業のことをいう。

※中小企業基本法で定める中小企業者の規定は業種などによって異なりますので、詳細については公募要領をご参照ください。

■ 大企業について

上記の中堅・中小企業等に含まれないか、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。

・資本金又は出資金が５億円以上の法人（外国法人含む）に直接、又は、間接に100％の株式を保有される中小企業者

・確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

・みなし大企業に該当する中小企業者

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1.事業の内容

2.補助対象事業

3.事業期間

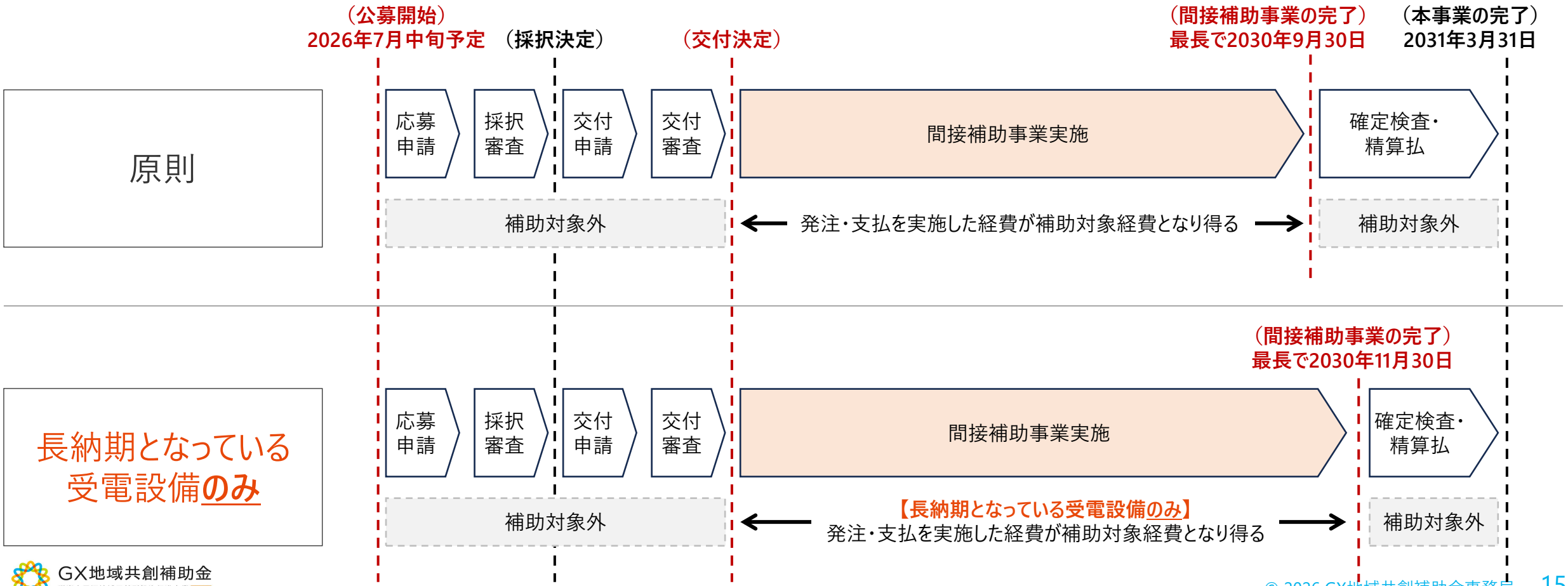
© 2026 GX地域共創補助金事務局

3．事業期間

間接補助事業期間は、交付決定後～2030年9月30日。その後、2031年3月までに、確定検査と精算払を実施。ただし、長納期の受電設備のみ例外とし、2030年11月30日までに検収・支払い完了することを許容する。

■ 長納期の受電設備を2030年11月30日までに検収・支払する場合であっても、受電設備以外の補助対象経費は2030年9月30日までに支払いを完了させる必要がある。

本事業における事業期間



© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業における直近のスケジュールは以下の通り。

- 令和8年7月1日　：公募要領公開
- 令和8年7月中旬　：公募開始
- 令和8年9月1日（火）正午　：公募締切
- 令和8年11月中旬頃　：採択先公表
- 令和8年12月中旬頃　：交付申請期限

公募前説明会にご登録いただいた方と本説明会にご参加されてアンケートにご回答いただいた方へメールでお知らせ予定。

本事業においては、以下の2段階の対応が必要。
令和8年9月1日（火）正午までに、②の対応まで完了する必要があるため、留意すること。

① 事業ポータルのアカウント発行・取得（Jグランツ）
② 応募申請用フォームからの応募申請（事業ポータル）

© 2026 GX地域共創補助金事務局

公募要領の補足説明

1.補助対象者と申請の考え方

2.補助対象事業の要件

3.支援強度

4.その他

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 補助対象者と申請の考え方

2. 補助対象事業の要件

3. 支援強度

4. その他

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業でユニークな要件は、“R9年度末時点でGXフューチャー・リーグ会員であること“。
また、設備投資・設備利用・電力契約の全てについて、その主体となる事業者である必要がある。

- 令和9年度末時点で、自社としての排出目標及びコミットメントの報告を行うGXフューチャー・リーグ会員（GXフューチャー・リーグ会員規程第3条第1項に定める期限付のリーグ会員又は第4条第2項に定める期限の定めの無いGXフューチャー・リーグ会員をいう。）であること。ただし、中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業、中堅企業及びみなし大企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに代えることができる。なお、みなし大企業とは、以下の（ア）～（オ）のいずれかを満たす企業をいう。
- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 本事業により設備投資する補助対象設備等の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間の間、継続的に使用する者であること。また、後述の電力要件を充足するにあたり、電気事業者と契約する者であること。1社でこれを満たさない場合、複数の事業者によりこれを充足することで差し支えないが、これらの事業者による共同申請を行うこと。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。
 - 一　役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - 二　暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - 三　暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - 四　暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - 五　役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - 六　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - 七　役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - 八　（一）から（七）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

○大企業：常時使用する従業員の数 が2,000人超の事業者を指す
○みなし大企業：以下（ア）～（オ）のいずれかに該当する者。　※本事業においては大企業として扱う。
(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
(ウ) 大企業（外国法人含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
(エ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額が（ア）～（ウ）に該当する法人の所有に属している法人
(オ)（ア）～（ウ）に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
○中堅企業：常時使用する従業員の数が2,000人以下であって中小企業を除く法人
○中小企業：「中小企業者（中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法（平成１７年法律第８６号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人以下の法人」。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

GXフューチャー・リーグ会員は、直接・間接排出目標及び排出実績、GX需要創造に係るコミットメント等について報告することが求められている。

- GXフューチャー・リーグ会員になることで、GXフューチャー・リーグに設置されるテーマ別WGの設置提案や、WGへの参加をすることができる。
- 会員は、2030年度の直接・間接排出量目標および自社のGX需要創出に係るコミットメントを提出するとともに、入会後には毎年度、直接・間接排出量実績および自社のコミットメントに対する取組状況を報告することが求められる。

GXフューチャー・リーグ会員に求められる報告

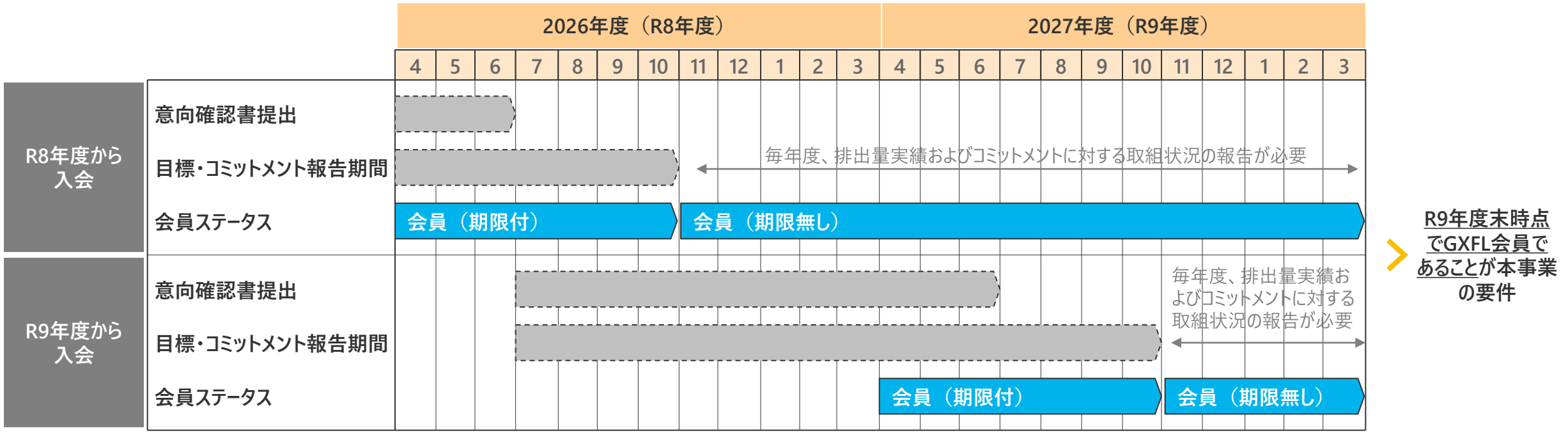
	報告内容		概要	報告時期
排出削減	排出量目標	**2030年度の** • **直接排出量目標** • **間接排出量目標**	• 目標・実績の報告範囲は下記の通り • エネルギー起源CO2及び非エネルギー起源CO2 • SHK制度における「基礎排出量」から「廃棄物の原燃料利用による排出量」及び「6ガス」を除いたもの • 排出量目標・排出量実績の算定については、SHK制度における「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠して行う	入会日～毎年10月末日
	排出量実績	**毎年度（2025年度以降）の** • **直接排出量実績** • **間接排出量実績**		毎年度4月~10月末日 ※入会の年度から前年度実績を報告
GX需要創出	コミットメント	**GX需要創出に係る2つ以上の取組のコミットメント**	• 需要創出に係る下記のコミットメント項目から２つ以上選択して報告する • **類型A）GX製品・サービスの需要創出**（GX率先実行宣言の実施/GX製品又はサービスの積極的な調達又は販売/調達に関するアライアンスの発起又は入会） • **類型B）サプライヤーとの協業**（GXに係るコスト負担に関する合意/キャパシティ・ビルディング支援、人的支援、技術支援/設備投資支援/排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価/CFPの算定、Scope3の算定又はScope３排出量の目標設定） • **類型C）ファイナンス面の取組**（サステナブルファイナンス等の実施/金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施/クライメート・トランジション利付国債の購入）	入会日~毎年10月末日
	コミットメント取組状況	**コミットメントに関する毎年度の取組状況**		毎年度4月~10月末日 ※入会の翌年度から報告

出所）脱炭素成長型経済構造移行推進機構「GX フューチャー・コンソーシアムに関する説明会」（2026年3月）を基にGX地域共創補助金事務局作成

© 2026 GX地域共創補助金事務局

R8年度のGXフューチャー・リーグ会員受付は締切済。R9年度末時点で会員となるためには、2027年6月末までに意向確認書を提出のうえ、10月末までに排出量目標及びコミットメントを提出することが求められる。

- R8年度入会の場合は2026年6月末までに意向確認書の提出が必要（締切済）。なお、同年10月末までに目標・コミットメントを提出しなければ、11月以降は会員でなくなるため、“R9年度末時点でGXFL会員である”という本事業の要件未充足となるため注意すること。
- 現時点で未入会の場合、R9年度末時点で会員となるためには、2027年6月末までに意向確認書を提出のうえ、同年10月末までに目標・コミットメントを提出すること。



※GXフューチャー・リーグへの正式な入会要件については、GX フューチャー・コンソーシアム/フューチャー・リーグHP等で確認ください。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

設備所有・設備利用・電力契約の全てについて、その主体となる事業者である必要がある。
複数事業者でこれを充足することも認めるが、その場合は共同申請を行う必要があるため留意すること。

想定されるケースと申請の形式

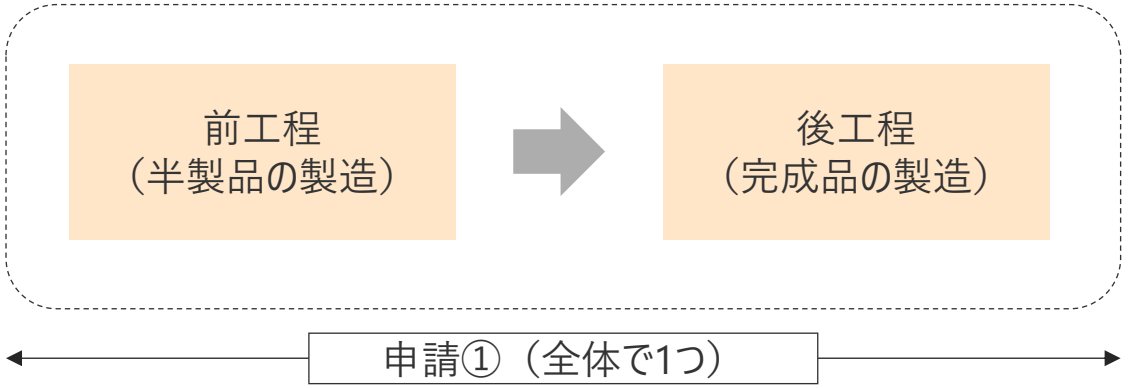
		想定ケース①	想定ケース②	想定ケース③	想定ケース④
補助対象者が満たすべき役割	本事業により設備投資する補助対象設備等の所有者	A社	B社	B社	A社
	補助対象設備の処分制限期間の間、継続的に使用する者	A社	A社	A社	A社
	後述の電力要件を充足するにあたり、電気事業者と契約する者	A社	A社	C社	（該当なし）
▼		▼	▼	▼	▼
申請の形式		A社による単独申請	A社・B社の共同申請	A社・B社・C社の共同申請	（要件未充足）

© 2026 GX地域共創補助金事務局

原則、事業単位で申請すること。ただし、採択にあたって、同一の主体による応募申請が複数ある場合、当該応募申請における採択件数は原則1件を上限とするため、これに留意すること。

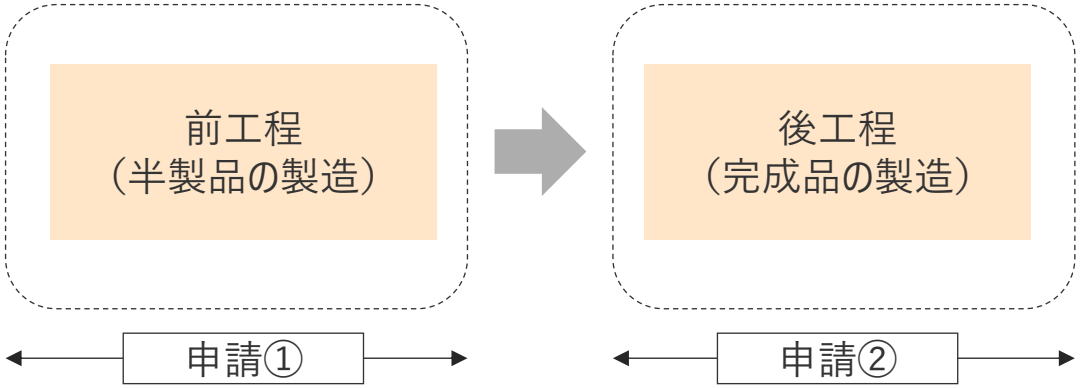
- 本事業では、原則、事業単位での申請を想定。
- なお、同一の主体による応募申請が複数ある場合、当該応募申請における採択件数は原則1件を上限とするが、本事業の事業目的との整合性が高い等の理由から第三者委員会が例外を認めた場合はこの限りではない。

パターンA：まとめて申請



要件の考え方	前工程と後工程を合わせた事業計画全体において、補助対象事業の要件を満たす必要がある。
備考	–

パターンB：分けて申請



要件の考え方	申請①、申請②それぞれにおいて事業要件を満たす必要がある。
備考	同一の主体による応募申請が複数ある場合、当該応募申請における採択件数は原則1件を上限とする。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

リース、ESCO、エネルギーサービス等を利用する場合は共同申請が必要。その他、特に補助金で取得する財産等によるビジネススキームを検討する場合、共同申請が必要となる可能性もあるため、事前に事務局まで相談すること。

共同申請のパターン（一例）

	① リースの利用	② ESCOサービスの利用	③ エネルギーサービスの利用	④ 分離による事業実施
応募申請者	• 事業者A（幹事会社） • リース会社	• 事業者A（幹事会社） • ESCO会社	• 事業者A（幹事会社） • エネルギーサービス提供会社	• 事業者A（ホスティング型DC業※） • 事業者B（テナント型DC業※）
設備所有	リース会社	ESCO会社	エネルギーサービス提供会社	事業者B （テナント型DC業）
設備利用	事業者A（幹事会社）	事業者A（幹事会社）	事業者A（幹事会社）	事業者A （ホスティング型DC業）
主な契約形態	リース契約	シェアード・セイビングス契約	エネルギーサービス契約等	賃貸借契約等
契約対価に係る制約	リース料から、補助金相当分が減額されている必要あり	ESCOのサービス料から、補助金相当分が減額されている必要あり	エネルギーサービスのサービス料から、補助金相当分が減額されている必要あり	テナント型DC業とホスティング型DC業の共同申請に限ってはテナント型DC業からホスティング型DC業に対する有償の賃貸借契約を認めます（ただし補助対象外となります）
備考	–	ギャランティード・セイビングス契約は原則、単独申請となる。	–	JV（法人）設立を行う場合、可能な限り事業承継に係るすべてのステークホルダーを含む形での共同申請を行うこと。

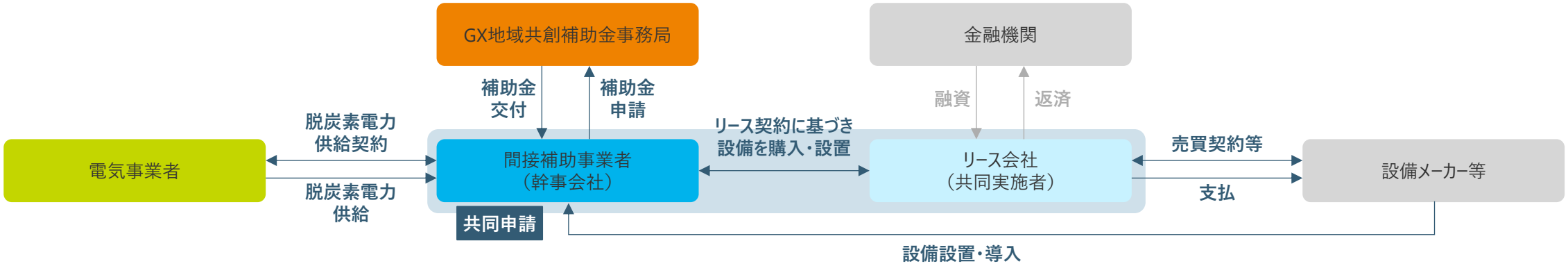
※P.46で記載するPUEのスコープも参照のこと

© 2026 GX地域共創補助金事務局

リース会社を利用する場合、リース会社との共同申請が必要。

- 原則、リース会社は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）の提示を求める。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約とする必要がある。
 なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

▼リースを利用する場合の事業スキーム（模式図）

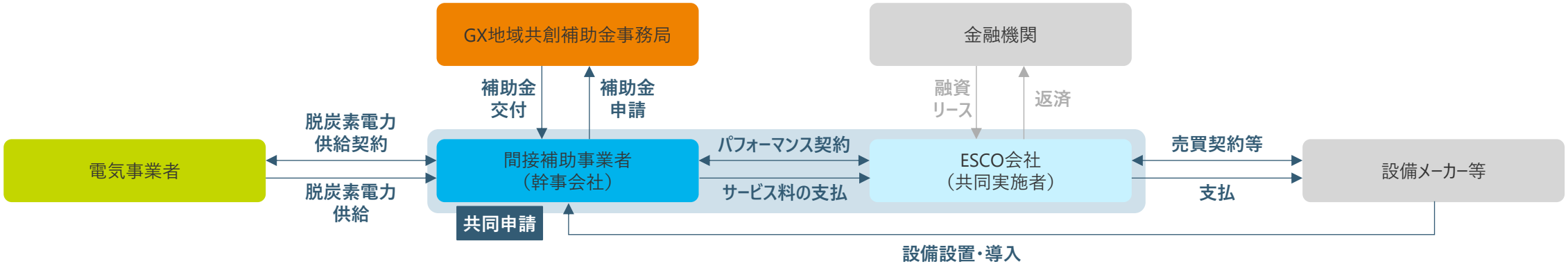


© 2026 GX地域共創補助金事務局

ESCO会社を利用する場合、ESCO会社との共同申請が必要（ただし、シェアード・セイビングス契約に限る。）。

- 原則ESCO会社は1申請につき1社とする。
- また、共同申請が必要なのは、シェアード・セイビングス契約に限る（ギャランティード・セイビングス契約等は共同申請をしない。）。
- ESCOのサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（ESCOのサービス料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）の提示を求める。
- ESCO契約として共同申請する場合であっても、ESCO契約内容が割賦契約等と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約とする必要がある。

▼ESCO（シェアード・セイビングス契約）を利用する場合の事業スキーム（模式図）

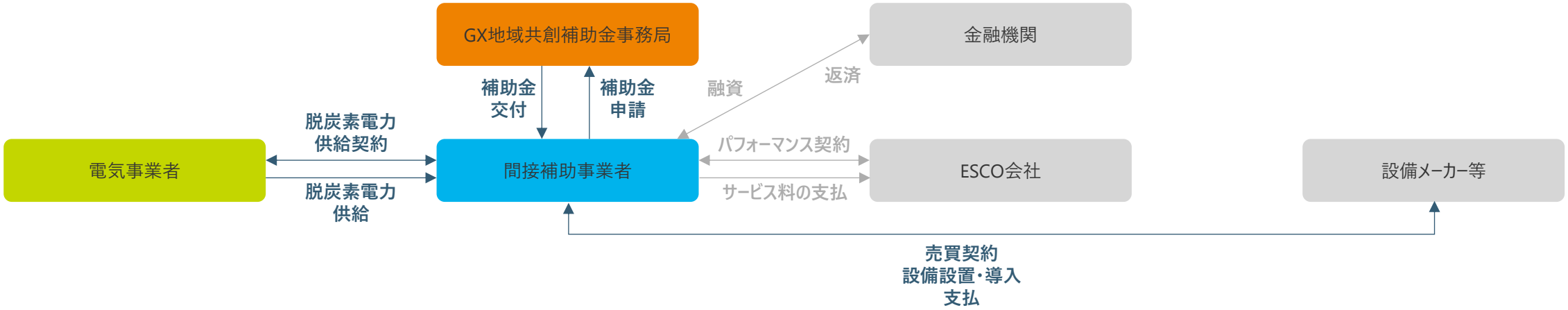


© 2026 GX地域共創補助金事務局

（補足）ギャランティード・セイビングス契約の場合、原則としては単独での申請で差し支えない。

- ESCO（ギャランティード・セイビングス契約）を利用する場合は、あくまでESCO会社が契約するのは省エネルギー効果に対する運用や運用による成果に対する報酬となるため、ギャランティード・セイビングス契約におけるESCOのサービス料は補助対象外となる。
- よって、原則としては単独での申請で差し支えないが、金融機関との調整の中でリースとなる場合は、リースを利用する場合に倣い、共同申請が必要となる。

▼ESCO（ギャランティード・セイビングス契約）を利用する場合の事業スキーム（模式図）

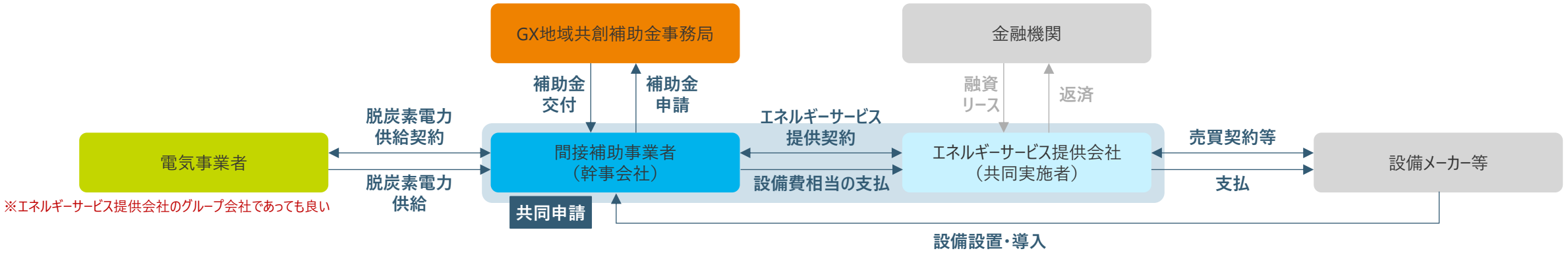


© 2026 GX地域共創補助金事務局

エネルギーサービス提供会社を利用する場合、エネルギーサービス提供会社との共同申請が必要。

- 原則エネルギーサービス提供会社は1申請につき1社とする。
- エネルギーサービス提供会社を利用する場合、補助対象経費の範囲は、エネルギーサービス提供会社が導入した設備費とし、サービス料を構成する手数料、保険料等（脱炭素電力供給の電気代等）の経費は補助対象とはならない。
 また、サービス利用料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（サービス料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等が明示されている書類）の提示を求める。
- エネルギーサービス提供契約として共同申請する場合であっても、エネルギーサービス提供契約内容が割賦契約等と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約としていただく必要がある。

▼エネルギーサービスを利用する場合の事業スキーム（模式図）

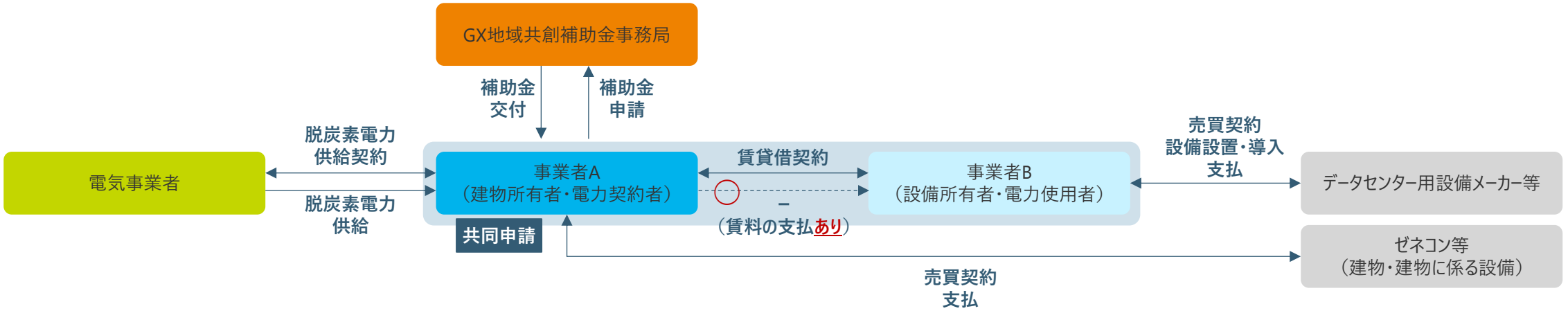


© 2026 GX地域共創補助金事務局

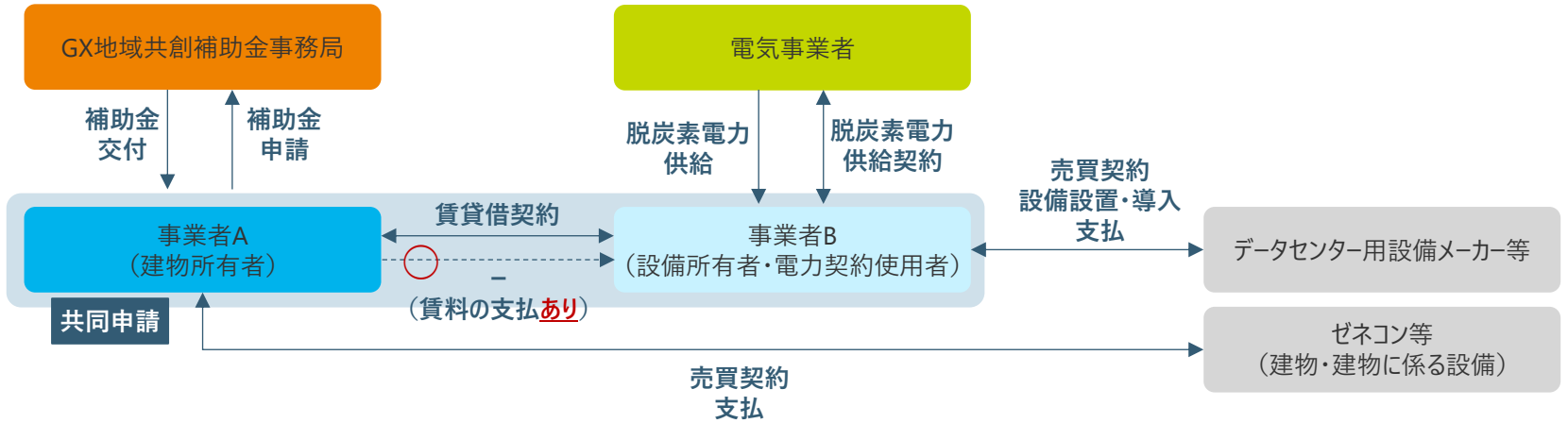
データセンター設備投資型において、テナント型DC業とホスティング型DC業の共同申請に限ってはテナント型DC業からホスティング型DC業に対する有償の賃貸借契約等を認めます（ただし、賃料は補助対象外）。

■ 事業者Bのテナント型DC業と事業者Aのホスティング型DC業に分離をされている事業スキームは両社による共同申請を行ってください。

新設（電気事業者との契約がホスティング型DC業）の場合



新設（電気事業者との契約がテナント型DC業）の場合

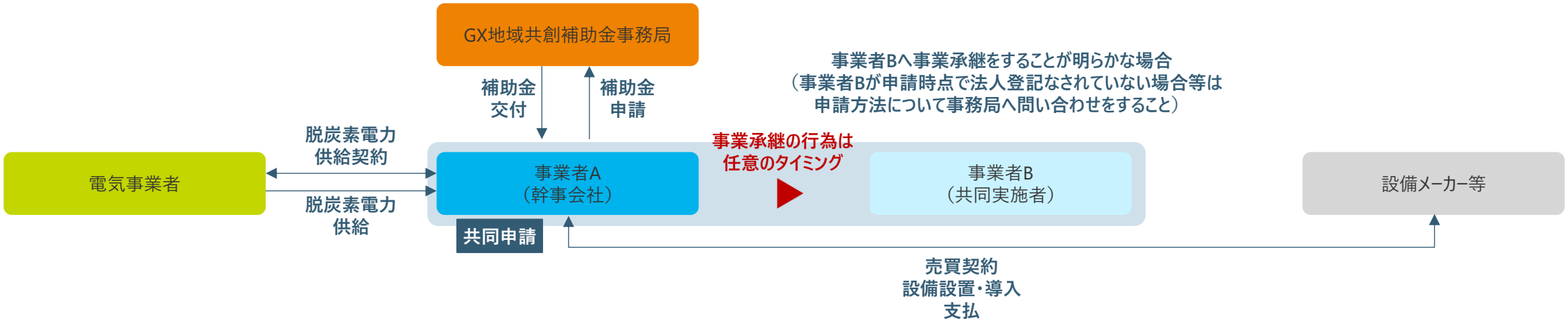


© 2026 GX地域共創補助金事務局

JV（法人）を設立し、事業承継を行うことを計画時点から想定している場合、可能な限り事業承継に係るすべてのステークホルダーを含む形式での共同申請を行うこと。

- 申請を行う事業者の事業再編等を補助金事業は制約するものではないため、所定の手続きにより対応可能であるものの、補助金事業特有の制約（有償対応が難しい、取得した設備等の管理を委託する必要がある等）が伴うため、留意すること。
- なお、応募申請や交付申請を行う時点で、事業再編等を行う計画は未定であるという場合は、単独申請を行うこと。
- 不明点がある場合は、検討されている事業再編等の事業スキームと共に、事務局までお問い合わせください。

事業再編の計画が確度の高い状況である場合の共同申請のイメージ



© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業における間接補助事業の承継において事業を引き継ぐ先（事業承継先）が個人事業主の場合は、事業承継承認申請を認めない方針のため、留意すること。

- 事業承継先が個人事業主となる事業再編においては、補助事業の廃止や財産処分等の手続きを行うこととする。
- 株式に係る事業再編については、事業承継承認申請は原則として行わない方針だが、事務局へご一報ください。

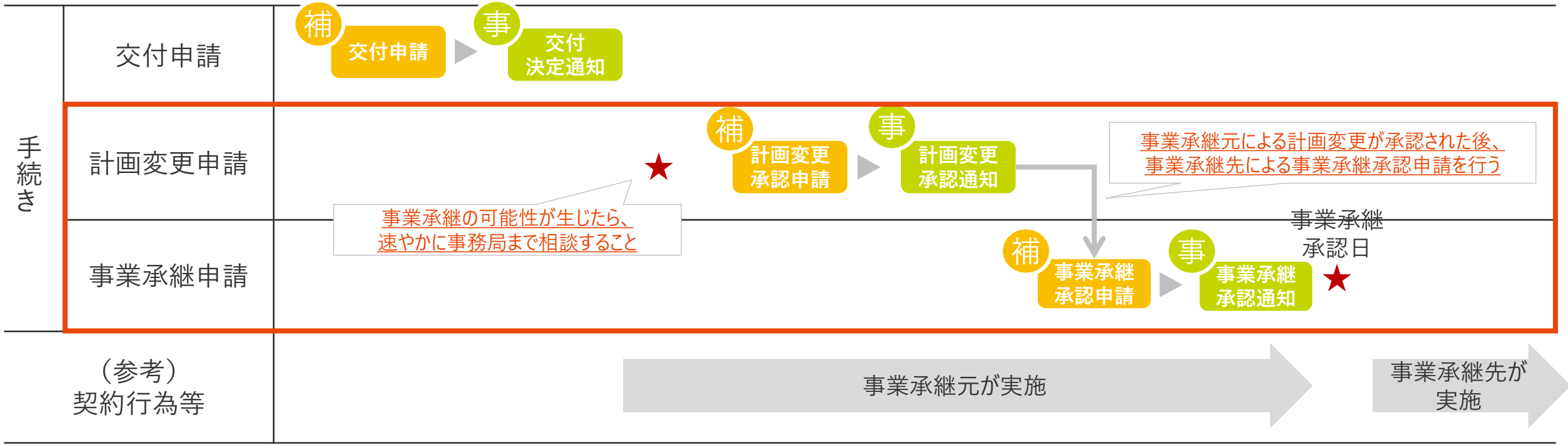
To （事業承継先）	From （事業承継元）	事業再編の形態	手続き有無	備考
個人事業主	法人	事業譲渡	×（認めない）	–
	法人	株式譲渡	×（認めない）	–
法人	法人	吸収合併	必要	–
	法人	吸収分割	必要	–
	法人	株式交換	–（手続き無し）	補助事業に大きな影響を与える可能性もあるため、事務局までご一報いただきたい。
	法人	株式移転	–（手続き無し）	補助事業に大きな影響を与える可能性もあるため、事務局までご一報いただきたい。
	法人	新設分割	必要	–
	法人	新設合併	必要	–
	法人	事業譲渡	必要	–
	法人	株式譲渡	（手続き無し）	補助事業に大きな影響を与える可能性もあるため、事務局までご一報いただきたい。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

間接補助事業期間中に間接補助事業を事業承継する場合、順を追って様々な手続きを行う必要がある。これを踏まえ、まずは間接補助事業期間中の事業承継を実施するか検討いただきたい。

- 事業譲渡による事業承継を行う場合は、原則として補助事業の事業承継の計画変更実施後、事業承継承認申請を行う必要がある。
- 事業承継承認日以降の承継された資産に係る対応は、承継先以外は補助対象外となるため、留意すること。

事業承継を実施する場合の手続きの流れ



：間接補助事業者の実施内容　：事務局の実施内容

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業譲渡の場合、各手続きにおいて事務局に提出いただく書類は以下を検討している。
※事業承継承認申請後に事業譲渡が完了する場合

事業譲渡の場合に提出を求める書類等

	（事前確認）	計画変更（等）承認申請	事業承継承認申請	（事後確認）
主たる提出書類	－	様式第3 計画変更（等）承認申請書 ※交付規程は後日公開予定	様式第16 補助事業承継承認申請書 ※交付規程は後日公開予定	－
その他提出書類	【提出を想定している書類】 • 合弁会社設立の合意書（draft） • 人事人員計画表（予定） 【確認したいこと】 • 新会社形態（株式会社又は合同会社など）、出資比率 • 新会社の役員構成の予定 • 人材計画の予定（各社から何名予定なのか）	【提出を想定している書類】 • 事業譲渡契約書（draft) • JV設立の合意書 • 人事人員計画表（予定） ※合意書に記載がある場合は不要	【提出を想定している書類】 • 履歴事項全部証明書（新設会社分） • 役員一覧（出身会社が分かるもの） • 人事人員計画表（確定版） ※承継承認通知書に事後に提出する書類を明記する	【提出を想定している書類】 • 事業譲渡契約書の写し • 補助金事業を承継した誓約書
提出方法	メール等	提出方法については検討中	提出方法については検討中	提出方法については検討中

© 2026 GX地域共創補助金事務局

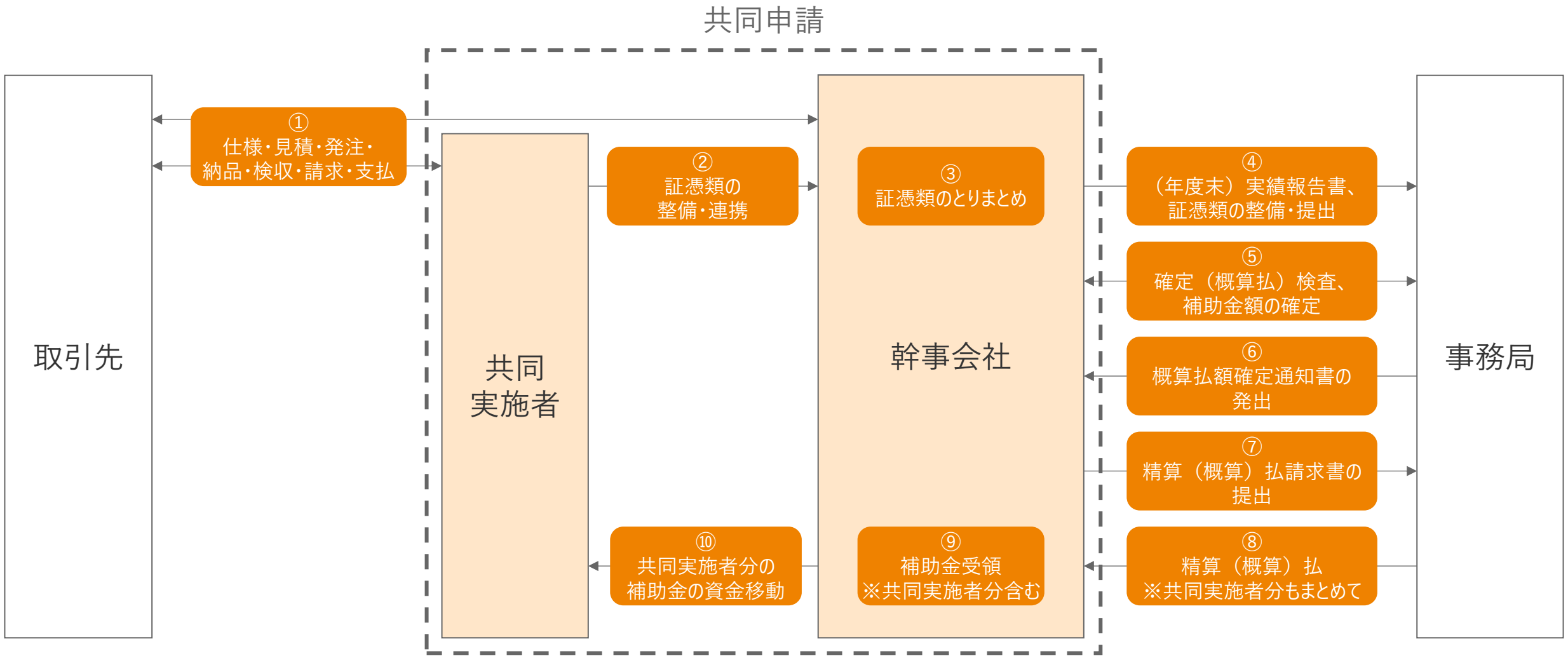
有償貸付の場合、何らかの補助金返還が発生する可能性が高いため、処分制限財産の所有者と使用者の変更を伴わない共同申請体による申請かつ無償貸付が望ましい。

処理区分		承認条件	国庫納付額
転用	補助事業を中止しない場合	内容による	転用をする内容により判断。 補助事業自体を実施していると認められない場合があり、財産処分の手続きが発生する場合がある
	補助事業を中止する場合	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
譲渡	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**譲渡額又は貸付額**（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
交換	下取交換の場合	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**下取額**（ただし、当該下取額が残存簿価相当額等に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額）に補助率を乗じて得た額とする
	下取交換以外の場合	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
貸付	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**貸付額**（ただし、当該貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更をする場合、**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
担保	※担保権実行時	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**抵当権その他の担保権で主張する額**（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
取壊し	–	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
廃棄	–	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする

経済産業省「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」より事務局が作成

© 2026 GX地域共創補助金事務局

共同申請である場合も、原則として補助金の交付先は幹事会社となる。
幹事会社は補助金を受領後、幹事会社の責任の下で共同実施者への資金移動を行うこと。



© 2026 GX地域共創補助金事務局

自社並びに共同事業者の製品等を購入・調達等を行う場合、原則として利益等排除が必要。

- 補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に間接補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられている。
- しかしながら、補助事業の特性上において自社製品を採用する場合も存在する。そのため、補助事業においては、間接補助事業者自身から調達等を行う場合は、**原価（当該調達品の製造原価など）**をもって補助対象経費に計上すること、とされている。
- 本事業は事業再編等が容易に想定できる補助事業となるため、同一資本企業からの調達等に係る経費がある場合においても、利益等排除を行って補助対象経費を算出することを事務局より求める場合がある。

＜利益等排除の対応有無の整理＞

区分	自社から 共同申請者から	（補助事業期間内に事業承継を行った） 同一資本企業から
3者見積がある場合	（3者見積があったとしても） 利益等排除が必要	利益等排除は不要
特命発注の場合	利益等排除が必要	利益等排除が必要

（出典）経済産業省　補助事業事務処理マニュアル　令和4年6月版　の4ページ下部をご参照ください。
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1.補助対象者と申請の考え方

2.補助対象事業の要件

3.支援強度

4.その他

© 2026 GX地域共創補助金事務局

2．補助対象事業の要件

公募要領「3.1. 補助対象事業の要件」に記載の内容を全て満たす必要がある。

公募要領「3.1. 補助対象事業の要件」

項目	#	要件内容
事業要件	①	日本の計算資源分野の競争力強化に資する事業であること。
	②	稼働開始から2年以内にPUE（電力使用効率）＝1.3以下を達成すること。ただし、未達成でも、その理由がIT機器等の設備稼働率の低さに起因し、かつ設計時PUEが1.28以下であると確認できる場合は、達成とみなす。また、2026年度以降、データセンター業に係る省エネ・非化石転換法の定期報告内容等を、毎年度、事業者のホームページ等で公表すること。
	③	間接補助事業の終了後も継続的かつ安定的に計算資源の競争力を維持できること。
	④	DCの安定的な稼動の観点から、DCの設置・運用に際し必要な物品・役務の調達において安定的な供給源を確保するなどサプライチェーンリスク対策を行うこと。
	⑤	DC設置・運用にあたり、立地地域との対話窓口の設定や設置・運用計画に関する立地地域への説明、人材育成、デジタル技術の利活用促進、立地地域の災害時の対応への協力など立地地域との共生策を講じること。
	⑥	採用予定の設備等のメーカー等については、過去10年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていることを確認することができる者であること。（また、本事業で整備されるデータセンターを貸与する相手先も同様とする。）。
	⑦	補助対象経費が、大企業では20億円以上、中堅・中小企業では10億円以上の設備投資を行うこと。
	⑧	設備投資を行う事業実施場所が立地する都道府県において、経済・サプライチェーンへの経済波及効果（地域の雇用創出や他社への受発注等）が見込まれること。
	⑨	事業の実施に対して経営層が深く関与することで、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されていること。
	⑩	民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であること。
	⑪	脱炭素電力の調達のほか、将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施する計画であること。
電力要件	①	間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とし、新規に調達すること。
	②	間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%超過分を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。
立地要件	①	設備投資を行う事業実施場所が、使用する脱炭素電源の立地都道府県であること。
その他	①	第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が参加できること。
	②	電源立地都道府県の自治体と連携し、間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出を行うこと。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業要件①について、DCが活用される産業分野の競争力の強化、需要家となるオフテイカーの巻き込み状況、AI技術の開発利活用に資するファシリティの有無、の3点から評価を行う予定である。

日本の計算資源分野の競争力強化

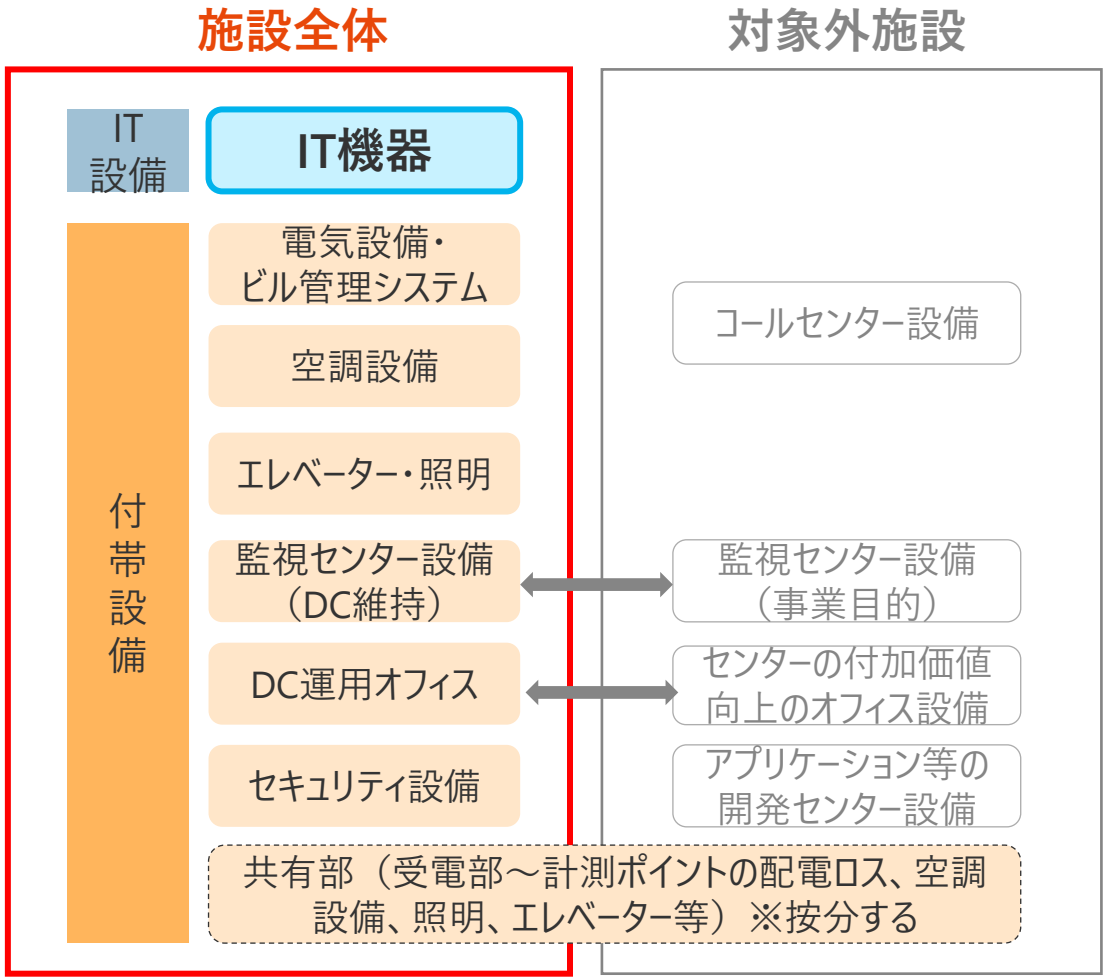
事業要件①	評価の観点	具体的なポイント
日本の計算資源分野の競争力強化に資する事業であること	DCが提供する計算資源によって、当該産業分野の競争力がどの程度強化されるのか？	• ターゲット産業分野：本DCが提供する計算基盤の活用を主たるターゲットとする産業分野を明確に定めること。 • 産業分野の主要な課題：ターゲット産業産業が抱える、計算資源によって解決が見込まれる課題を記載すること。 • DC事業による提供価値：産業分野の課題に対し、本DCの計算基盤がどのように貢献できるかを示すこと。
	国内において需要家となるオフテイカーを巻き込めているか？	• セグメント選定の合理性：狙う顧客セグメントの市場規模、将来性、自社の強みとの適合性が分析されており、獲得を狙うシェアや達成時期が現実的な計画として示されていること。 • オフテイカー交渉状況の具体性と確実性：具体的なターゲット顧客がリストアップされており、申請時点における交渉ステータスが明確であること。 • 環境価値による需要喚起：環境価値をいかに付加価値として認めてもらい、新たな需要獲得に繋げるかの具体的なアプローチや工夫が示されていること。
	AI技術の開発利活用に資するファシリティを有しているか？	• AI技術の活用を想定したファシリティ要件：計画された設備がAIファシリティとして十分であることの合理的説明がなされていること。 • 提供するホスティングサービス及び計算環境の整備計画：提供を想定しているAI向けホスティングサービス（GPUクラウド等）の概要・仕様、および想定されるAI用途を明確に記載すること。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

PUEは、データセンター施設全体の消費エネルギーをIT機器の消費エネルギーで割った値。
なお、本事業では稼働開始から2年以内にPUE＝1.3以下を達成することを要件としている。

PUEの定義

$$PUE = \frac{\text{データセンター施設全体の消費エネルギー}^{*1}}{\text{IT機器の消費エネルギー}^{*2}}$$



***1 消費エネルギーの定義**
- DC施設全体と外部境界部分で計測し、全てのエネルギー源（商用電力、重油、ガス等）を含めて行う。
- 商用電力以外のエネルギーは、エネルギー源ごとに計測し、電力量換算（kWh）して合算すること。

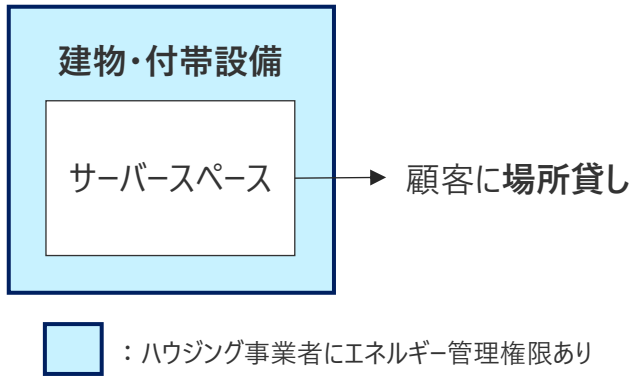
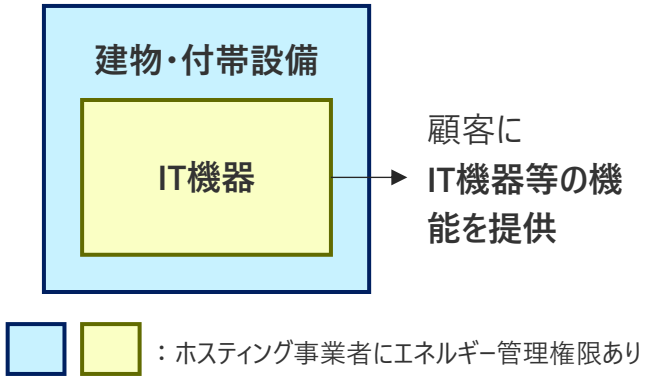
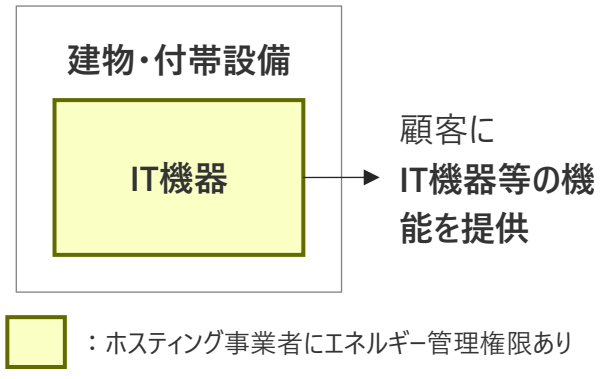
***2 IT機器の消費エネルギーに含まれる範囲**
- IT設備（サーバー、ストレージ機器、ネットワーク機器）
- 補助機器（KVMスイッチ、モニタ、ノートPC等）

出所）経産省「省エネ・非化石転換法に基づくデータセンター業に係る措置」より事務局作成

© 2026 GX地域共創補助金事務局

ハウジング型DC業、オーナー型DC業（ホスティング・クラウド）は「DC全体で」、テナント型DC業（ホスティング・クラウド）は「専有部分で」、施設とIT機器の年度のエネルギー使用量を算出する必要があるため、注意すること。

PUEのスコープ

	ハウジング型DC業	ホスティング・クラウド	
		オーナー型DC業	テナント型DC業
事業形態	IT機器を保有せず、機能を顧客に貸し出すサービス	DCの建物・付帯設備を保有し、かつ保有するIT機器の機能を顧客に提供するサービス	DCの建物・付帯設備を保有せず、保有するIT機器の機能を顧客に提供するサービス
エネルギー管理権限			
施設全体の消費エネルギー	• DC全体で使用する年度のエネルギー使用量を対象とする。 • 非DC業も含む複合用途の建物に設置したDCの場合、エネルギー使用量を按分し、DC業分（共用部分も含む）を算出すること	• DC全体で使用する年度のエネルギー使用量を対象とする。 • 非DC業も含む複合用途の建物に設置したDCの場合、エネルギー使用量を按分し、DC業分（共用部分も含む）を算出すること	• 専有部分で使用する年度のエネルギー使用量を対象とする。 • エネルギー管理権限の有無にかかわらず、共有部分のエネルギー使用量も按分して算出すること。
IT機器の消費エネルギー	• DC業として使用するIT機器の年度のエネルギー使用量を対象とする。 • 非DC業も含む複合用途であるIT機器の場合、エネルギー使用量を按分し、DC業分を算出すること。	• DC業として使用するIT機器の年度のエネルギー使用量を対象とする。 • 非DC業も含む複合用途であるIT機器の場合、エネルギー使用量を按分し、DC業分を算出すること。	• 専有部分で使用する年度のエネルギー使用量を対象とする。 • 非DC業も含む複合用途であるIT機器の場合、エネルギー使用量を按分し、DC業分を算出すること。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

DC立地地域との共生の際には、対話窓口の設置や、施設の設置・運用計画に関する地域への説明など、地域との継続的なコミュニケーション体制を構築し、実施する必要がある。詳細は、JDCCのガイドラインを参照すること。

地域との共生のためにDC事業者等が遵守すべき事項（日本データセンター協会「データセンター地域共生ガイドライン」）

大項目	中項目	小項目
地域との共生に係るコミュニケーション	自治体との事前協議	• 立地検討段階で自治体担当窓口へ、データセンター設置を検討していることを連絡・報告する。 • 法令／条例／ガイドライン等に基づく規制等について、自治体に必要な事項を確認する。
	近隣住民への周知説明・対話	• 立地検討段階で、適切な範囲の近隣にお住まいの皆様へデータセンターの新設計画を周知する。 • 近隣住民から、土地や周辺環境の状況、計画に関する懸念事項の聴き取りを行う。 • 事業計画認定申請前の事業計画案や環境配慮の取り組み等の説明、意見・要望の聴き取りを行う。
地域説明時に留意すべき事項	住民生活への影響と対策	• 電力消費量とその供給源、建物のデザイン等による地域の景観への影響、自然環境も含めた環境配慮への施策、排熱の影響や交通渋滞の発生の可能性、災害時の安全対策（停電・火災・地震など）
	住民参加の仕組みづくり	• 意見募集の方法検討、自治会など恒常的な連絡ルートの明確化、定期的な意見交換会/自治会役員との協議会の開催
	情報公開の仕組みづくり	• 情報公開の徹底（資料配布、Web公開など）、必要に応じた第三者による環境評価の導入
	地域社会への貢献	• 地域活動への参画／協力、地域コミュニティへの協力、地域啓発活動
	事業計画の説明	• 施設の規模、用途、運用開始時期、整備・運用に関わる企業の役割、長期的な地域への影響・地域経済への波及効果
建築・運営における留意すべき事項	データセンター建築時	• データセンター敷地周辺での長時間の駐停車、近隣の静穏に配慮しない早朝・深夜の搬入作業 • 非常用発電機の実負荷試験時に、近隣にお住まいの皆様への事前周知を怠ったことによる火災通報 • 住民への説明や対応にあたり、データセンター開発からデータセンター運用管理事業者等へ情報の引継ぎが行われていない　等
	データセンター運用時	• データセンターへの機材搬入のための長時間の路上駐車 • 自治会への事前周知をしないで、非常用発電機の始動試験など大きな音の出る作業の実施　等

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業における脱炭素電源に関する留意点は、以下のとおりである

本事業では、**公募要領「（補足）脱炭素電源と取り扱う電源種の一覧と新設・再稼働電源の定義について」に示す、aからmの電源種を脱炭素電源と取り扱う。**
さらに、**aからmの各電源種について所定の条件を満たす場合は新設・再稼働電源と取り扱う。所定の条件については公募要領を参照**すること
なお、以下の点に注意すること。

- **新設・再稼働電源とのPPAを活用する場合、公募開始年度から8年以内に稼働する電源を対象とする。**
- 再エネ発電設備に蓄電池が併設されている場合、系統から充当される電力量は脱炭素電力に含まれない。
- 電力要件①の充足にあたって、**脱炭素電力とみなされる電気以外の調達分については、証書等（活用可能な証書は、非化石証書、グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジットに限る。）を活用することで需要家が実際に使用する電力量の全量を脱炭素電力とする**こと。
- **ガスコジェネにより発電された電力については、ガス会社が脱炭素メニューとして提供するガスを利用する場合は脱炭素電力として取り扱う。ただし、これは自家発電・CPPAによる調達とはみなさず、全量を脱炭素電力メニューによる調達とみなす。**
- 公募要領において脱炭素電源として取り扱われている電源種以外であっても、今後新たに実用化される脱炭素電源については、その特性等を踏まえ、経済産業省等と協議のうえ、脱炭素電源として認める可能性がある。
- **火力発電の場合、その燃料によって電力の扱いが異なる。（下表参照）**

火力発電における燃料別の電力の取り扱い

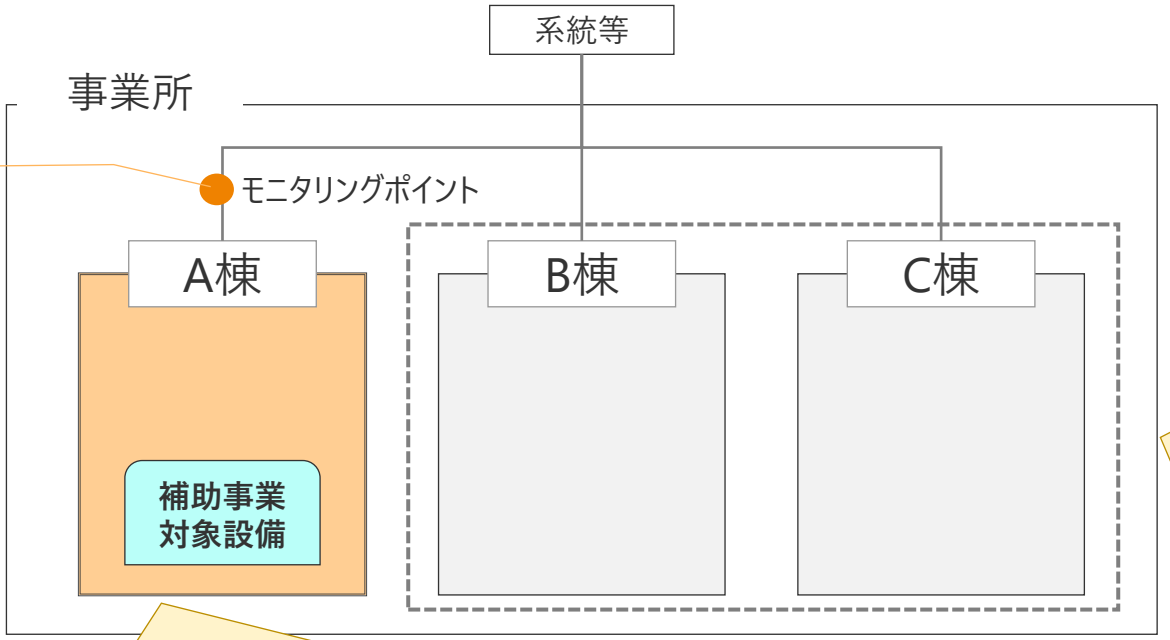
燃料	電力の取り扱い	電源との紐づき
水素・アンモニア・バイオマス	脱炭素電力に該当	CPPA・自家発電による調達分として扱う
ガス会社が脱炭素メニューとして提供するガス	脱炭素電力に該当	脱炭素電力メニューによる調達分として扱う
その他（化石燃料）	脱炭素電力に非該当	–

© 2026 GX地域共創補助金事務局

電力要件の対象範囲は、補助事業対象設備単位ではなく建物単位であることに注意すること。

脱炭素電力需要量における要件とポイント

- 事業所内にA棟、B棟、C棟の3つの建物があるケースを想定
- A棟に、間接補助事業の対象設備が設置されているものとする



補助対象設備が設置される建物の受電量を適切に把握すること。
なお、建物単位で電力を測定することができない場合は、**事業所全体で電力要件①を充足する必要**がある

■事業所全体
事業所全体において通年で使用する**脱炭素電力が、A棟において使用する分、間接補助事業の実施前と比較して増加する**計画であること
※間接補助事業実施前から、既に事業所において締結されている脱炭素電力は、原則として維持又は拡大が必要

ただし、A棟において通年で使用する脱炭素電力の増加量について、事業所が受電できる電力量を超える場合は、**事業所全体で使用する電力の全量を脱炭素電力**で賄い、かつ**事業所全体で使用する脱炭素電力の合計量が、間接補助事業の実施前と比較して増加**していること

■間接補助事業の対象設備が設置される建物（A棟）
通年で使用する電力は下記要件を満たすこと
- 建物で使用する電力の**全量を脱炭素電力**で賄うこと
- 間接補助事業実施にあたり、**新規で追加的に調達した脱炭素電力**であること
 ※既に事業所において締結されている脱炭素電力の供給契約の付け替え等ではないこと

なお、上記はあくまで**建物全体が対象であり、補助事業対象設備に限定したものではない**ことに注意

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業所全体における脱炭素電力使用量は、間接補助事業実施前よりも増加する必要がある。ただし、事業所が受電できる電力量を超える場合は事業所が受電する電力の全てを脱炭素電力により賄うこと。

事業所全体の脱炭素電力需要量変化に伴う要件充足判定例

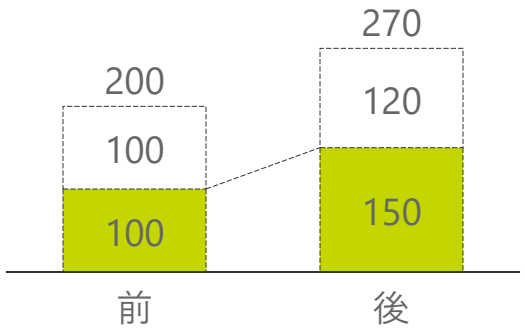
事業所全体の"非脱炭素"電力使用量
事業所全体の"脱炭素"電力使用量

※全てのCaseにおいて、間接補助事業の対象設備が設置される建物における電力使用量を"50"と想定

想定例
※事業所全体の電力使用量対象

Case 1

非脱炭素電力使用量：＋20
脱炭素電力使用量：＋50

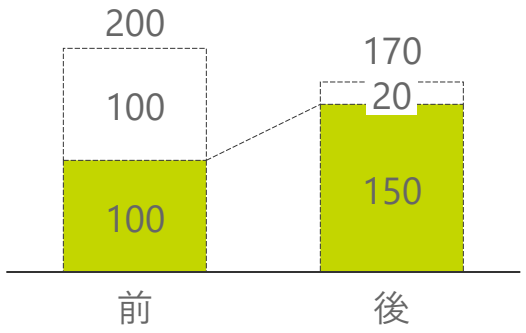


要件充足判定：○

- 補助対象含む建物の**脱炭素電力使用分（50）が、事業所全体で新たに増加**しているため充足

Case 2

非脱炭素電力使用量：－80
脱炭素電力使用量：＋50

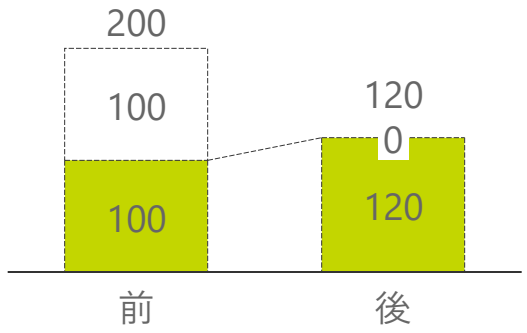


要件充足判定：○

- 補助対象含む建物の**脱炭素電力使用分（50）が、事業所全体で新たに増加**しているため充足
- 事業所内の**その他建物における非脱炭素電力の使用量の増減は不問**とする

Case 3

非脱炭素電力使用量：－100
脱炭素電力使用量：＋20

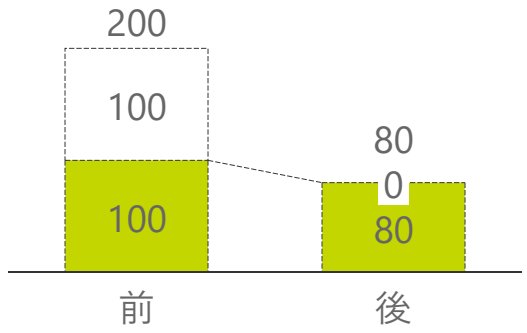


要件充足判定：○

- 補助対象含む建物の**脱炭素電力使用分（50）の増加余地がない**が、**脱炭素電力量は新たに増加**しつつ、**事業所全体をすべて脱炭素電力で賄う**ため、充足

Case 4

非脱炭素電力使用量：－100
脱炭素電力使用量：－20



要件充足判定：×

- 補助対象含む建物の**脱炭素電力使用分（50）の増加余地がなく、脱炭素電力量も新たに増加する分がない**（減少する）ため、未充足

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業において定められている各期間について、定義は以下の通り。特に、「計画期間」が支援強度により異なる点、「契約期間」には事業で一律ではなく、利用する電力毎に設定される点に留意すること。

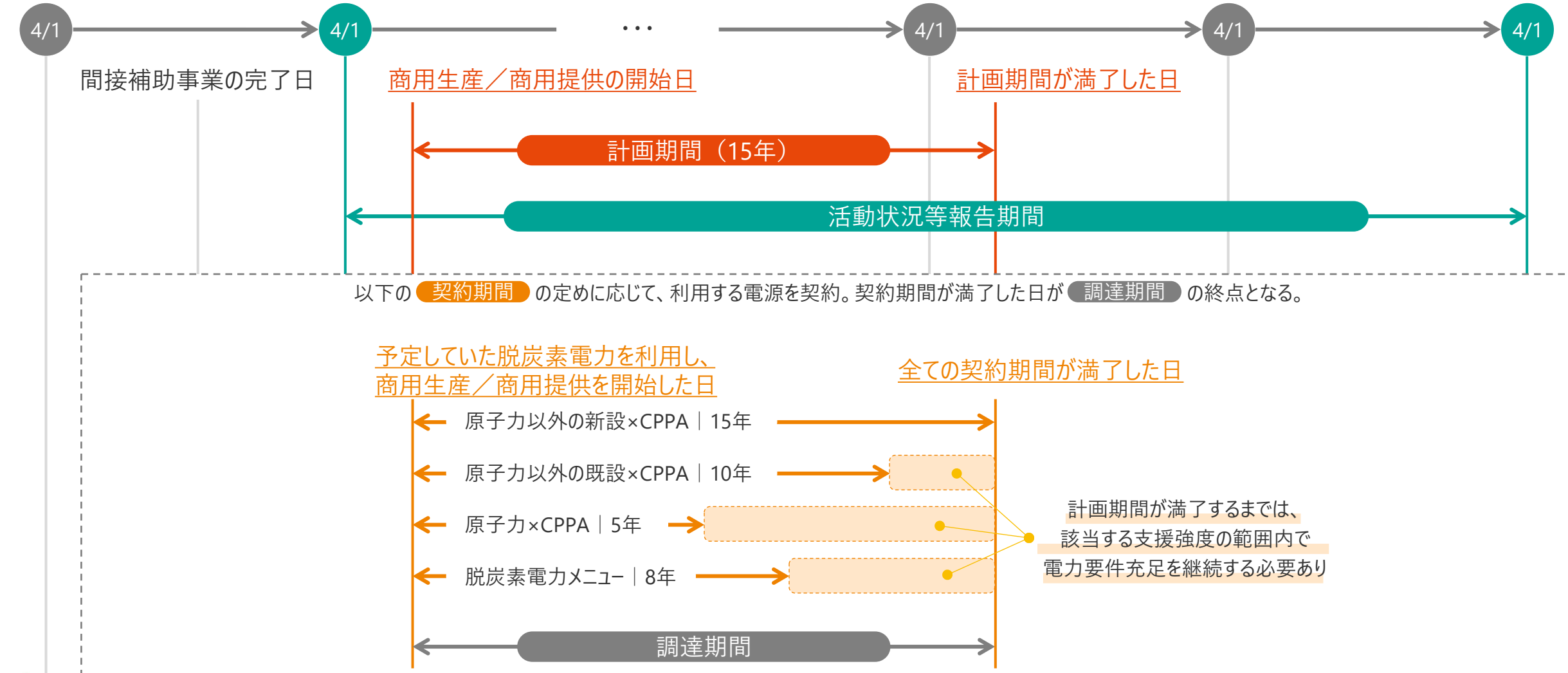
本事業において定められる各期間の定義

	期間の設定単位	定義	始点	期間
計画期間	事業毎	間接補助事業の実施にあたり、電力要件を充足するよう計画する期間を「計画期間」という。	商用生産／商用提供の開始日	支援強度に応じて、以下の通り。 • No1：15年 • No2：10年 • No3：8年
活動状況等報告期間	事業毎	間接補助事業の完了後、公募要領の表7に記載の報告を実施する期間を「活動状況等報告期間」という。 （N年度実績をN＋1年度に報告）	間接補助事業が完了した日の属する国の会計年度の翌年度	計画期間が満了した日の属する国の会計年度の翌年度
契約期間	利用する電力毎	利用する脱炭素電力の契約を維持しなければならない期間を「契約期間」という。 ※本事業では、利用する脱炭素電源の投資回収の予見性を高めることを目的として、一定期間以上に渡って利用する脱炭素電源と契約することを求める（脱炭素電力メニューも同様。）。	予定する脱炭素電力を利用し、商用生産／商用提供を開始した日	以下の通り。 ※詳細は公募要領参照 • CPPA：最大15年 • 脱炭素電力メニュー：8年
調達期間	事業毎	契約期間の定めを踏まえ、脱炭素電力の契約を実際に維持する期間を、「調達期間」という。	商用生産／商用提供の開始日	全ての契約期間が満了した日

© 2026 GX地域共創補助金事務局

商用生産の開始時に予定していた脱炭素電力を利用できる場合、計画期間＝調達期間となる。
なお、個別の契約期間に依らず、計画期間中は該当する支援強度の範囲内で電力要件を満たす必要がある。

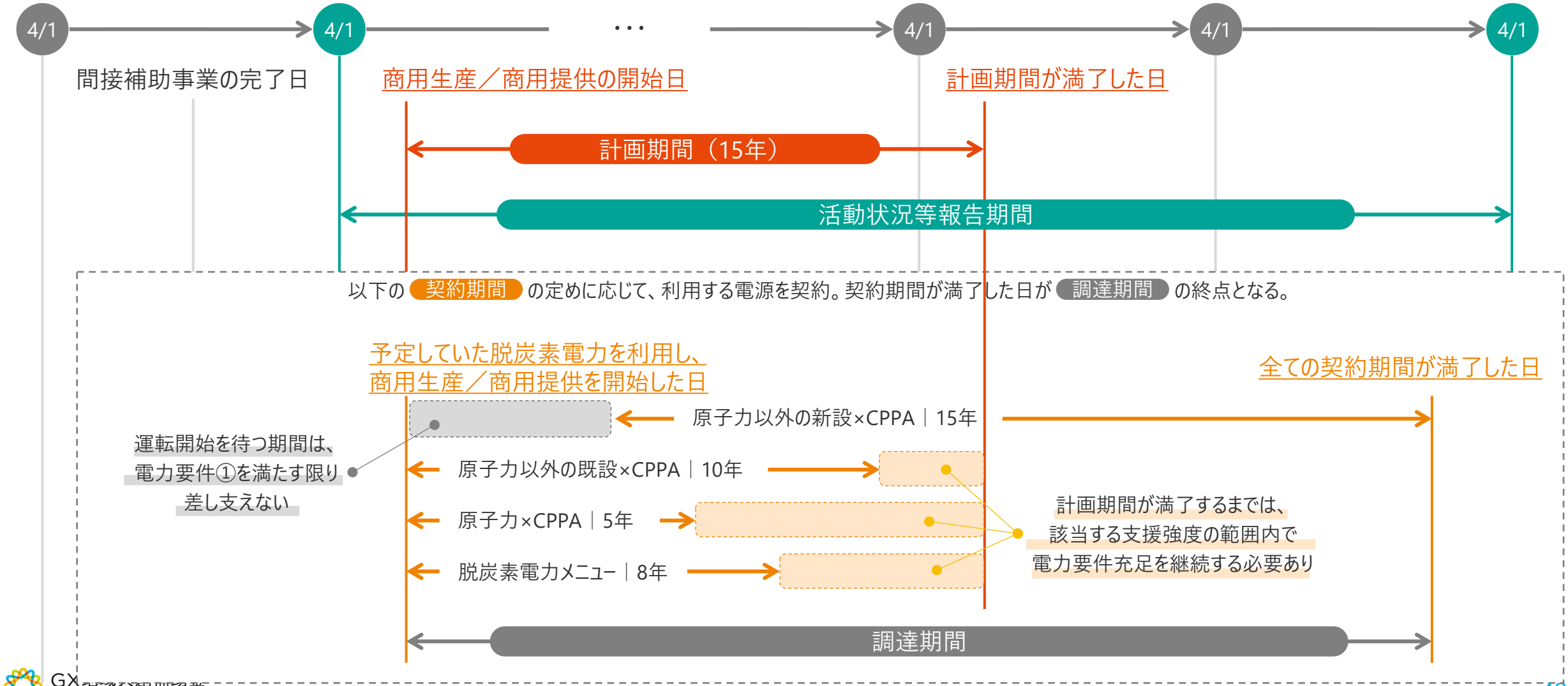
支援強度No1（原子力由来以外のCPPAを含む場合）｜本事業において定められる各期間と注意事項



© 2026 GX地域共創補助金事務局

予定していた脱炭素電力の利用が、商用生産開始以降となる場合も考え方は同様。
なお、運転開始を待つ期間については、電力要件①を満たす限り、差し支えない。（電力要件②は不問とする。）

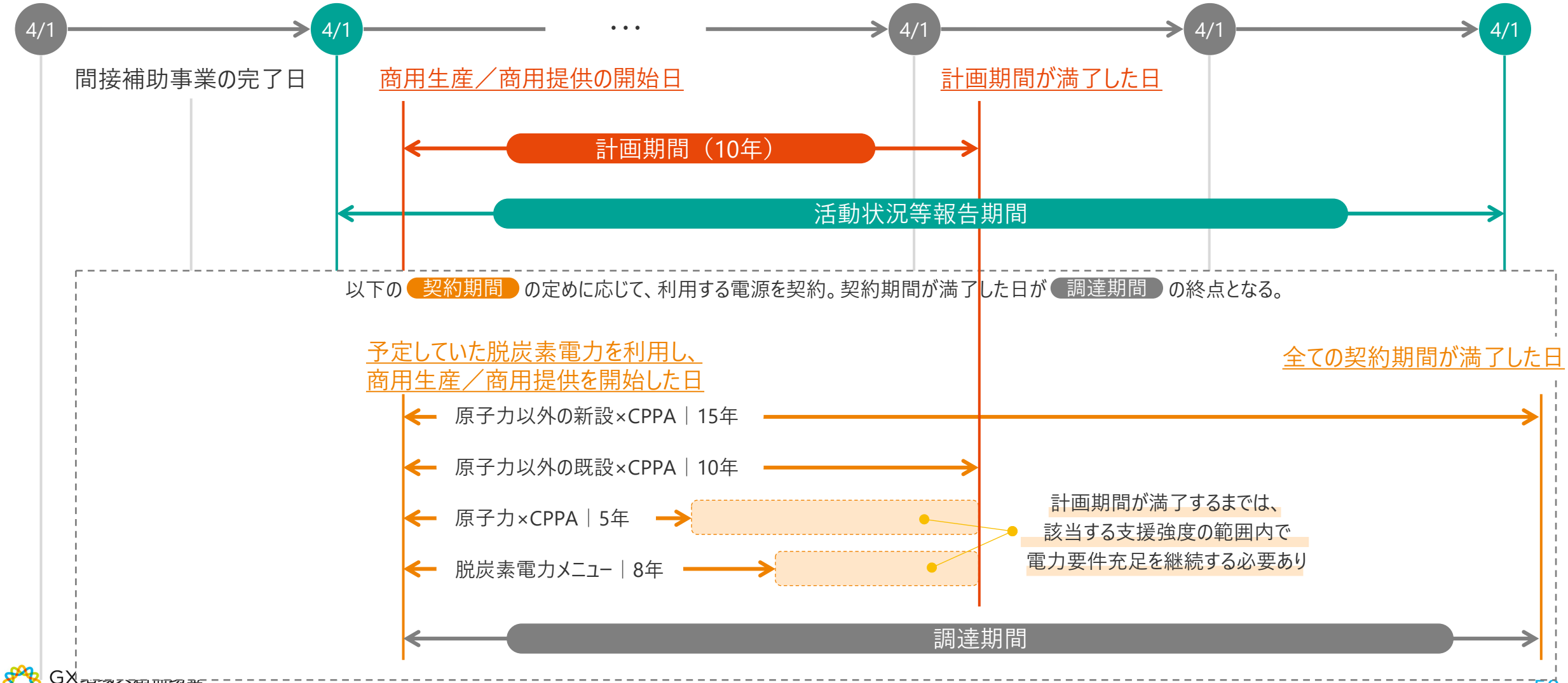
支援強度No1｜本事業において定められる各期間と注意事項



© 2026 GX地域共創補助金事務局

支援強度と電力構成次第では、利用を予定している電力の契約期間が計画期間よりも長期となる場合もある。この場合も、公募要領に記載の契約期間にわたって、脱炭素電力の契約を維持することを求める。

支援強度No2 ｜本事業において定められる各期間と注意事項　※No3においても考え方は同様のため図は割愛

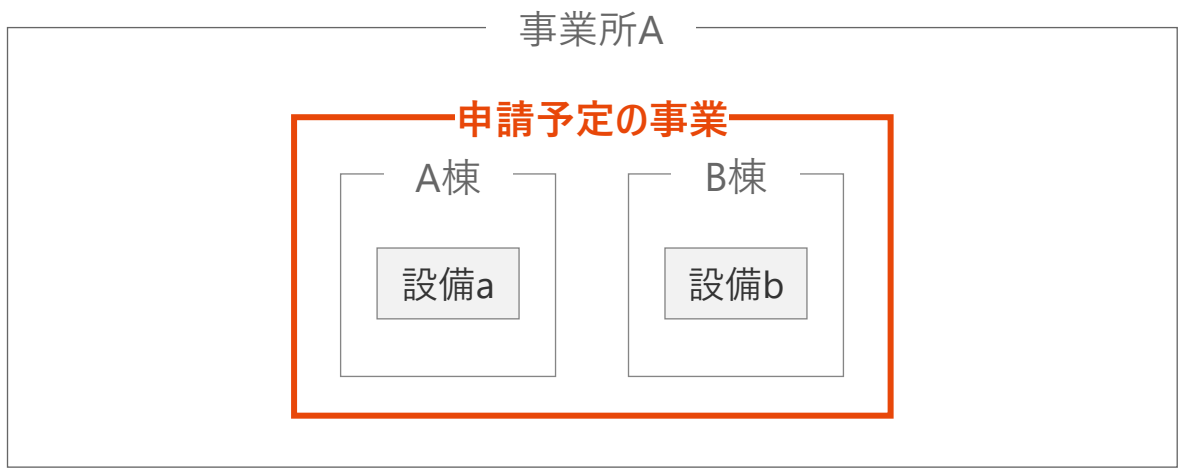


© 2026 GX地域共創補助金事務局

1つの事業所内で間接補助事業を実施する場合、事業所の所在から立地要件の充足を判断する。複数の事業所を跨ぐ形で間接補助事業を実施する場合は、任意の事業所の所在から立地要件の充足を判断する。

立地要件充足の考え方

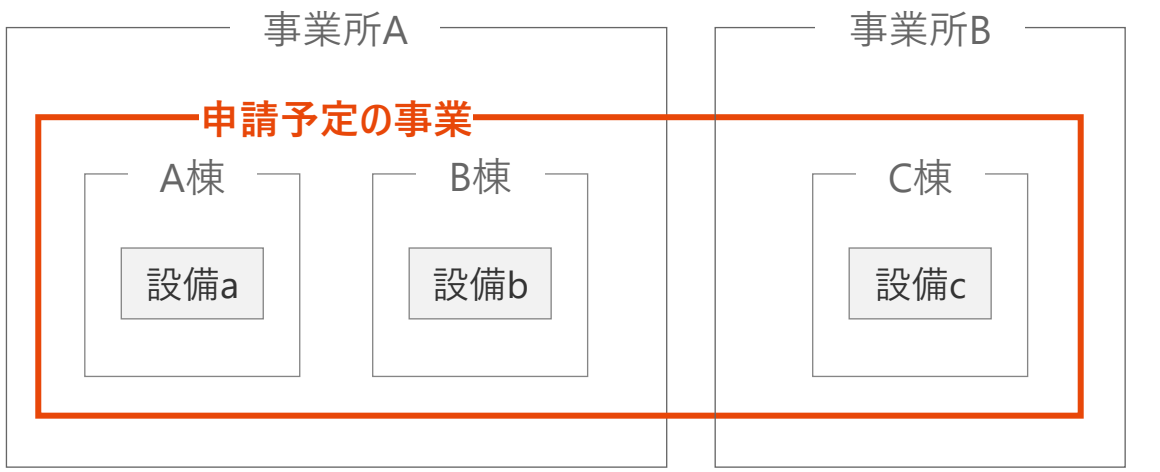
パターンA：事業所内で申請予定の事業が完結している場合



事業実施場所＝事業所Aの所在地

事業所Aの所在地が、電源立地都道府県に該当していれば
立地要件①を充足

パターンB：事業所を跨ぐ形で申請予定の事業が展開されている場合



事業実施場所＝事業所A or 事業所B の所在地

事業所Aまたは事業所Bの所在地が、
電源立地都道府県に該当していれば立地要件①を充足

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1.補助対象者と申請の考え方

2.補助対象事業の要件

3.支援強度

4.その他

© 2026 GX地域共創補助金事務局

3．支援強度

本事業における支援強度は、企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類によって決定される。
支援強度No.2.3に該当する場合、電源立地都道府県は「脱炭素電力供給地域」に限定される。

本事業における支援強度

＊（）内は大企業に適用する補助率

No	企業の立地場所	電源との紐づき	電源の種類	計画期間	補助率＊		補助金額の上限
					製造設備投資型	DC設備投資型	
1	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%超過分を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	15年	50%（33%）	50%（33%）	250億円
2	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%超過分を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%超過分を同一都道府県（**脱炭素電力供給地域に限る**）から調達	10年	40%（25%）	40%（25%）	250億円
3	需要電力の50%超過分を調達する都道府県に企業が立地	脱炭素電力メニュー含めて、需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	新設・再稼働・既設を問わず需要電力の50%超過分を同一都道府県（**脱炭素電力供給地域に限る**）から調達	8年	40%（25%）	30%（20%）	100億円
4	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%超過分を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%超過分をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%超過分を同一都道府県から調達	15年	40%（25%）	対象外	50億円
5	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%超過分を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%超過分をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%超過分を同一都道府県（**脱炭素電力供給地域に限る**）から調達	10年	30%（20%）	対象外	50億円

© 2026 GX地域共創補助金事務局

「脱炭素電力供給地域」とは、脱炭素電力自給率が全国中央値以上である都道府県のことを指す。

指定方法

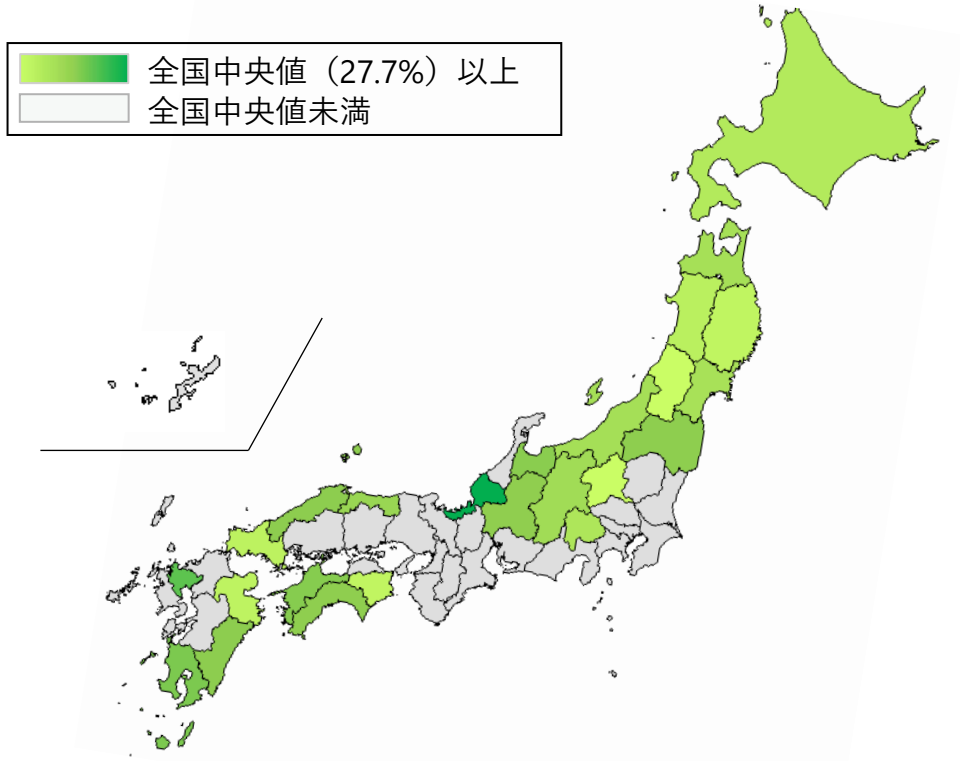
- **前々年度の電力調査統計（2024年度）**のデータ※を活用し、**補助事業の公募要領において対象都道府県を指定**する。
 ※都道府県別の発電実績及び電力需要実績

- 一の都道府県内における**脱炭素電力自給率**「**脱炭素電気**※1**の発電電力量(kWh)÷消費電力量**」が、**全国中央値以上**※2であること。
 ※1 脱炭素電気として、電力調査統計上の水力、原子力、風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物発電所の発電電力量をカウント。
 ※2 **脱炭素電力自給率の高さに応じた補助案件採択審査上の加点**も検討。

既設電源を活用する場合(No.2,3,5)、補助案件の採択に当たって求める要件

- 企業立地又はふるさと納税等納付先の脱炭素電力供給地域において、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の**脱炭素電源の供給増に係る計画**を策定し、**それが履行される見込みがあること**※。
 ※フォローアップすることを想定。
 特段の理由なく計画に全く進展が見られない場合の措置は検討中。

脱炭素電力自給率（2024年度）



（注）各都道府県における2024年4月～2025年3月の消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合。緑色が濃い地域ほど自給率が高い。
（出所）電力調査統計（都道府県別発電実績及び都道府県別電力需要実績、2025年12月23日時点）に基づき資源エネルギー庁作成

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業では、需要家の敷地内に設置する脱炭素電源のうち、需要家自身が所有・管理し自家消費するものを「自家発電」、第三者（発電事業者）が所有・管理しPPA契約により調達するものを「オンサイトPPA」とする

本事業における自家発電・オンサイトPPAの定義について

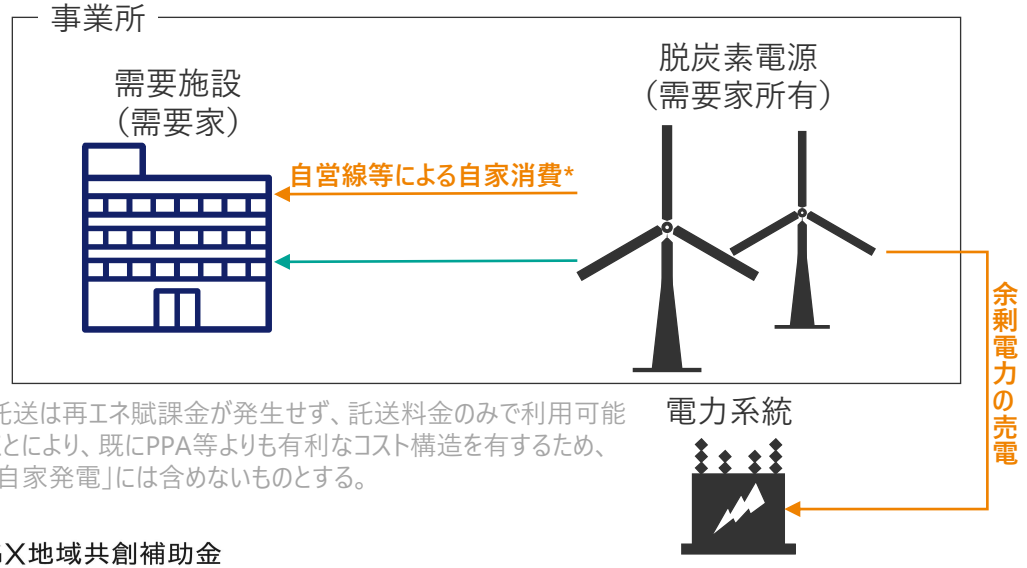
凡例）電力の動き：→ 環境価値の動き：→ 契約：→

自家発電

自家発電の定義

- 需要家が事業を行う事業所の敷地内において、需要家もしくはその関係会社が所有し、又は実質的に管理する本事業の対象となる脱炭素電源により発電した電力を、構内配線又は自営線を通じて当該事業所に供給し、主として自ら消費する形態をいう。
- なお、発電電力量が当該事業所の需要を上回る場合における余剰電力の売電の有無は、自家発電への該当性に影響しないものとする。

自家発電のスキーム（例）



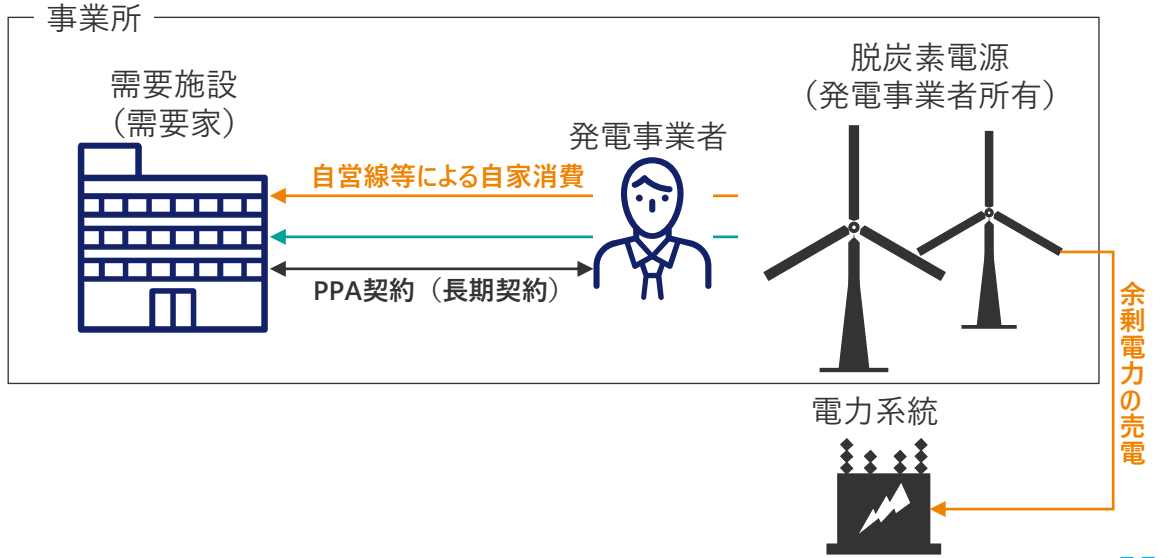
*自己託送は再エネ賦課金が発生せず、託送料金のみで利用可能であることにより、既にPPA等よりも有利なコスト構造を有するため、「PPA・自家発電」には含めないものとする。

オンサイトPPA

オンサイトPPAの定義

需要家が事業を行う事業所の敷地内において、発電事業者（第三者）が所有する本事業の対象となる再生可能エネルギー発電設備により発電した脱炭素電力およびこれに係る環境価値を、当該発電事業者との長期のPPA契約に基づき購入し、構内配線又は自営線を通じて当該事業所に供給を受け、主として自ら消費する形態をいう。

オンサイトPPAのスキーム（例）



GX地域共創補助金
脱炭素電源地域貢献型投資促進事業 2026

© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業では、敷地外の第三者が所有する脱炭素電源を対象とするオフサイトPPAのうち、電力と環境価値の双方を系統経由で受け自家消費する形態を「フィジカルPPA」、環境価値のみを取得する形態を「バーチャルPPA」とする

本事業におけるフィジカルPPA（オフサイト）・バーチャルPPA（オフサイト）の定義について

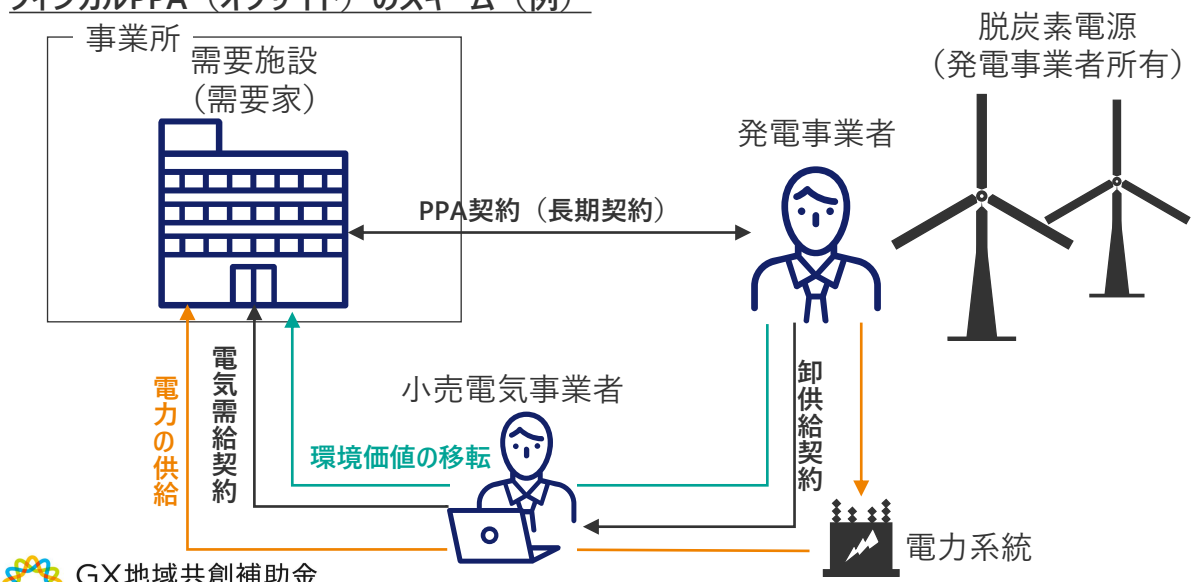
凡例）電力の動き：→ 環境価値の動き：→ 契約：→

フィジカルPPA（オフサイト）

フィジカルPPA（オフサイト）の定義

需要家が事業を行う事業所の敷地外に所在する場所において、発電事業者（第三者）が所有する本事業の対象となる再生可能エネルギー発電設備により発電した脱炭素電力およびこれに係る環境価値を、当該発電事業者との長期のPPA契約に基づき購入し、小売電気事業者を介した小売供給および一般送配電事業者の系統を通じて当該事業所に供給を受け、主として自ら消費する形態をいう。

フィジカルPPA（オフサイト）のスキーム（例）

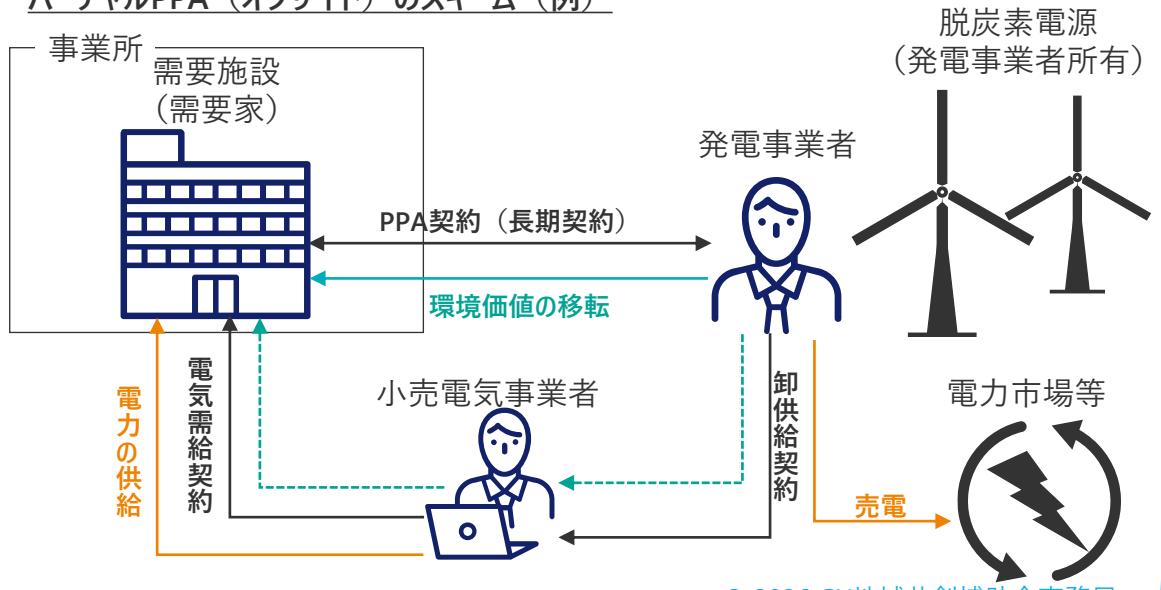


バーチャルPPA（オフサイト）

バーチャルPPA（オフサイト）の定義

需要家が事業を行う事業所の敷地外に所在する場所において、発電事業者（第三者）が所有する本事業の対象となる再生可能エネルギー発電設備により創出される環境価値を、当該発電事業者との長期のPPA契約に基づき取得する形態をいう。当該発電設備により発電した電力の物理的な供給を受けることなく、あらかじめ合意した価格又は価格算定方法と市場価格等との差額を精算することにより、再生可能エネルギー由来の価値を調達する。

バーチャルPPA（オフサイト）のスキーム（例）



© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業では、小売電気事業者が環境価値を付与し、供給電力の排出係数を実質ゼロ化したものを「脱炭素電力メニュー」、需要家自らが環境価値を調達し、使用する電力のオフセットを行うものを「証書・クレジット等活用」とする

本事業における脱炭素電力メニュー及び証書・クレジット等活用の定義について

凡例）電力の動き：→ 環境価値の動き：→ 契約：→

脱炭素電力メニュー(証書・クレジット等活用含む)

脱炭素電力メニューの定義

需要家が、小売電気事業者が非化石証書、グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jークレジット等の環境価値を調達し、電力に付加して供給することで当該電力の調整後排出係数を実質ゼロとする電力メニューに基づき、当該小売電気事業者を介した小売供給及び一般送配電事業者の系統を通じて、当該電力の供給を当該事業所において受け、主として自ら消費する形態をいう。

証書・クレジット等活用の定義

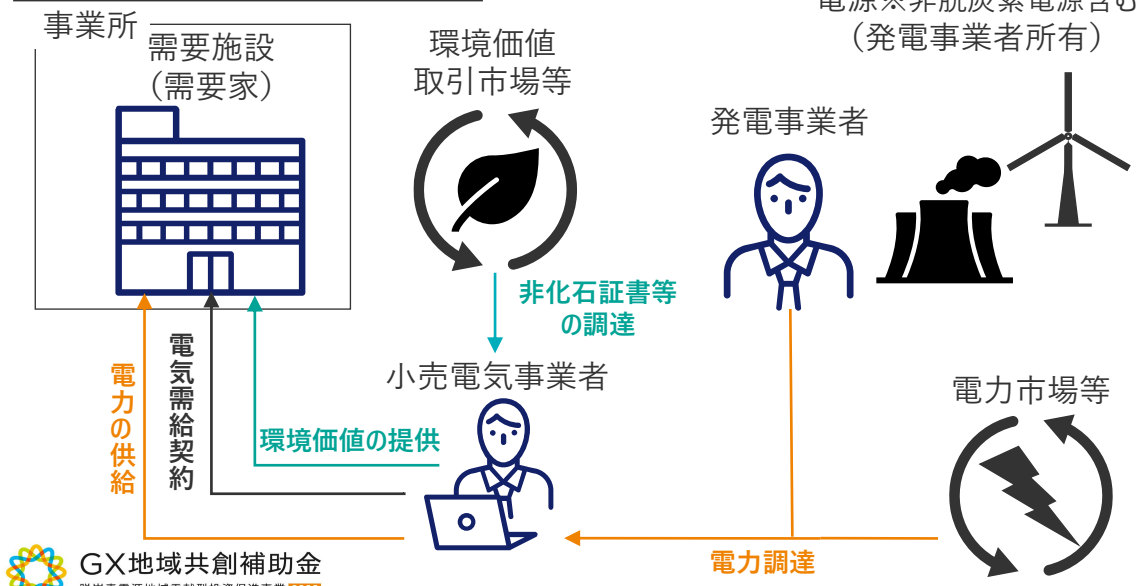
需要家が、非化石証書等※の環境価値を自ら調達し、小売電気事業者等より調達して当該事業所において使用する電力に付加することで、当該電力の使用に伴う排出量を実質ゼロとする（オフセットする）形態をいう。

※使用可能な証書等は下記の通りであり、その他は認められない

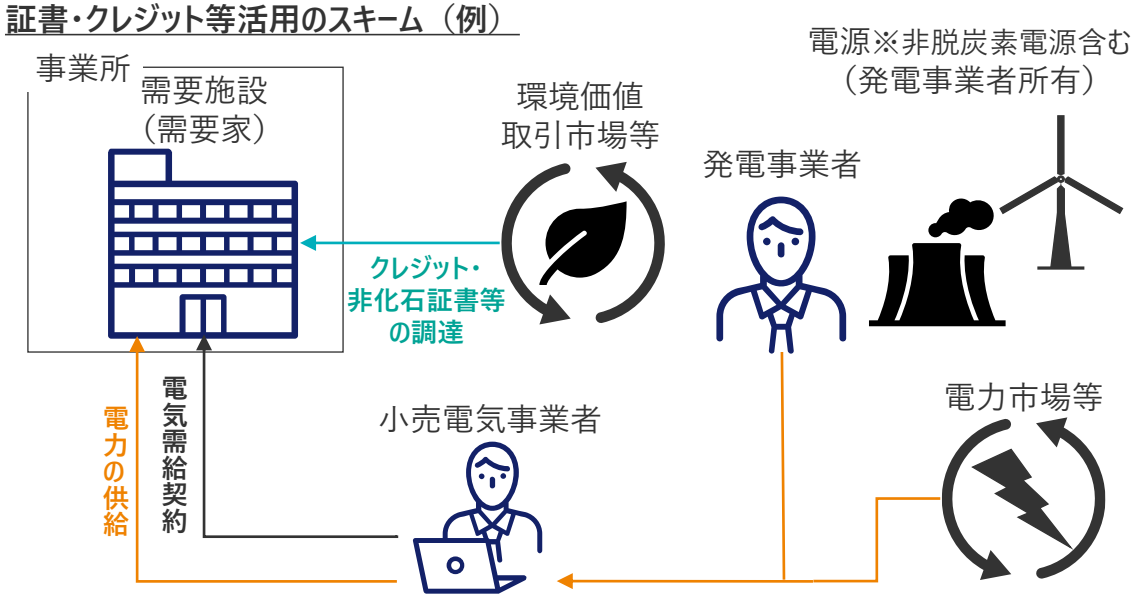
- 非化石証書：非FIT証書はすべて使用可。なお、FIT証書は支援強度No.3では使用不可
- グリーン電力証書：グリーンエネルギーCO2削減相当量含め使用可能
- Jークレジット（再エネ電力由来）：再エネ電力由来クレジットのみ使用可能

*1月から12月に発電された電力分の非化石証書は需要家が同年4月から翌年6月までに使用した電力に対して活用することが可能

脱炭素電力メニューのスキーム（例）



証書・クレジット等活用のスキーム（例）



GX地域共創補助金
脱炭素電源地域貢献型投資促進事業 2026

© 2026 GX地域共創補助金事務局

支援強度を跨ぐ計画変更ができないケースが存在するため、ご留意頂きたい。

計画変更ができないケース（一例）

	事業者の計画変更内容	支援強度の変更可否の判断フロー
ア	電力要件②を満たすうえで、 既設電源も使用する計画に変更する 変更前：No.1 変更後：No.2 or No.3 ※企業の立地場所及び電源との紐づきは変更しない前提	申請時の電源立地都道府県が、脱炭素電力供給地域に該当するか YES → 変更可 NO → 変更不可
イ	電力要件②を満たすうえで、 脱炭素電力メニューも使用する計画に変更する 変更前：No.1 or No.2 変更後：No.3 ※企業の立地場所及び電源の種類は変更しない前提	脱炭素電力メニューは、全量「非FIT非化石証書トラッキングあり」であるか YES → 変更可 NO → 変更不可

（電力要件）以下のすべてを満たすこと。
① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%超過分を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。
なお、製造設備投資型の場合に限り、立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない
（立地要件）以下のいずれかを満たすこと。
① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1.補助対象者と申請の考え方

2.補助対象事業の要件

3.支援強度

4.その他

© 2026 GX地域共創補助金事務局

審査は、書面審査と面接審査から構成され、事業内容、脱炭素電力の利用計画及び電源立地都道府県への貢献の観点から審査を行い、事務局内に設置される第三者委員会にて総合的に採択／不採択を決定する。

- 面接審査を実施する期間は、9月末から10月中旬にて行う予定です。具体的な候補日時については、8月初旬には公表をする予定である。
- 予約サイト等（現在検討中）を通じた面接日時の確保は先着優先となるため、十分に留意すること。

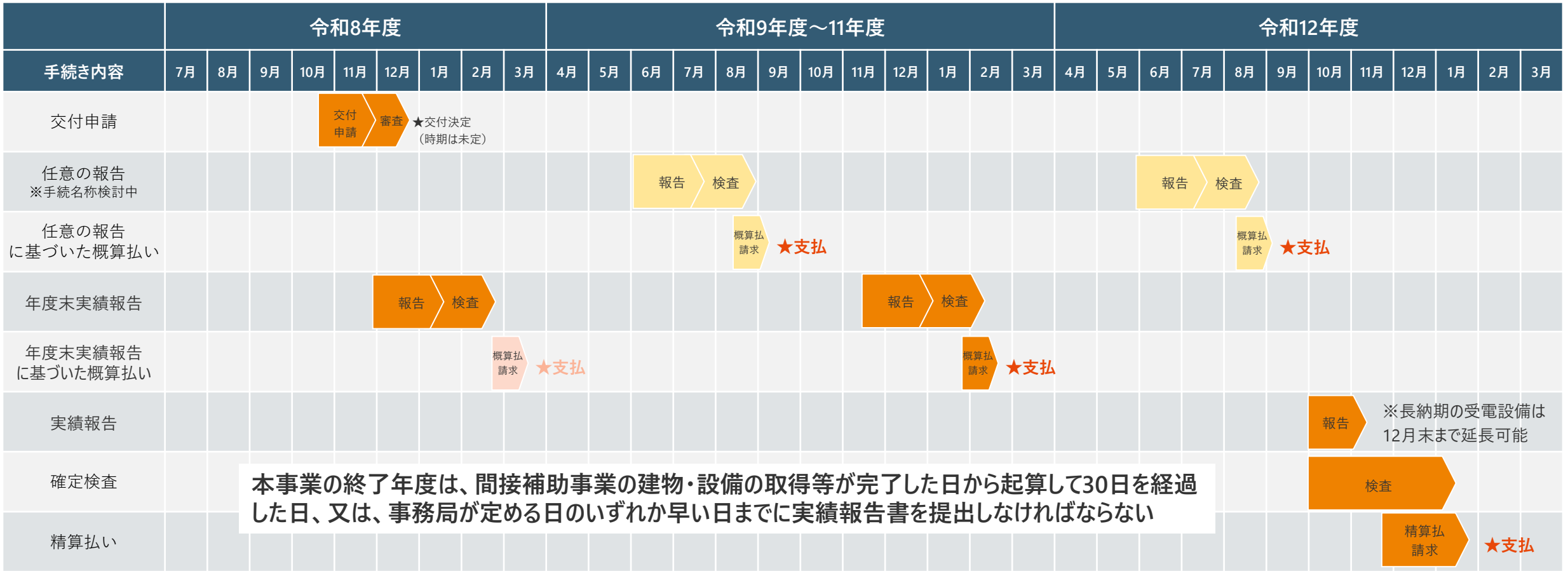
面接審査における注意事項

参加者	提案する企業等の代表権を有する者の参加が必須。 ※共同申請の場合、幹事会社の代表権を有する者の参加は必須、共同実施者の代表権を有する者の参加は任意
面接時間	１申請あたり最大１時間（予定） （共同申請者数、応募申請件数次第で変更する可能性がある。）
面接方式	原則としてオンラインを想定しているが、事業内容や規模等によっては対面で開催する可能性もあるため、 事務局及び経済産業省の求めに応じること
面接時の対応	原則として日本語での説明を求める。また質疑に関しても日本語での対応となる。
面接日時確保の方法	事業ポータルで申請が完了し、事務局での提出書類の確認及び応募申請者における不備解消が完了した順に、 事務局から応募申請者へ予約サイト等を案内することを予定。（現在検討中）

© 2026 GX地域共創補助金事務局

交付決定後、毎年度事務局が定める日までに、年度末実績報告書を提出しなければならない。

- 概算払いは以下の2種類で年度内に2回（①9月末払いと②3月末払い）の対応を検討中です。
- 年度末実績報告等も含めてた各種手続きや具体的な提出証憑等については、採択事業者の皆さまに別途ご案内をする予定です。



© 2026 GX地域共創補助金事務局

間接補助事業により取得した資産は、法定耐用年数に渡って管理が必要。
処分を行う場合には、財産処分の手続きが必要となる場合があるため、留意すること。

■ 財産処分の可能性が生じた場合は、速やかに事務局まで相談すること。特に転用を検討される場合に失念しないこと。

処理区分		承認条件	国庫納付額
転用	補助事業を中止しない場合	内容による	転用をする内容により判断。 補助事業自体を実施していると認められない場合があり、財産処分の手続きが発生する場合がある
	補助事業を中止する場合	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
譲渡	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**譲渡額又は貸付額**（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
交換	下取交換の場合	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**下取額**（ただし、当該下取額が残存簿価相当額等に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額）に補助率を乗じて得た額とする
	下取交換以外の場合	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
貸付	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**貸付額**（ただし、当該貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更をする場合、**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
担保	※担保権実行時	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、**抵当権その他の担保権で主張する額**（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
取壊し	－	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
廃棄	－	国庫納付	**残存簿価**相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする

© 2026 GX地域共創補助金事務局

財産処分の手続きが不要となるケースや、国庫納付が発生しないケースも有るものの、基本的には補助金で取得した財産は安易に処分することができない前提で、補助対象経費を精査ください。

■ 財産処分の手続きを行わなくても良いケース

- 共同申請者間で設備を無償で譲渡、交換、貸付を行う場合（リース会社との共同申請を除く）
- 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
- 処分制限財産（施設に限る。）の一部（施設延べ床面積の概ね10％を超えない範囲。ただし、150平方メートルを上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合
- その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合

■ 財産処分の手続きを行う必要はあるが国庫納付（補助金の返還）は発生しないケース

- 補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）行う転用又は貸付け。ただし、貸付けの場合には次の条件を付した上で行うものに限る。
 - 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定を締結すること。
 - 原則無償貸付けとする。ただし、実費相当額の負担を求める場合は、この限りではない。

（出典）経済産業省　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達等

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf

© 2026 GX地域共創補助金事務局

間接補助事業の完了時（実績報告書の提出時）には、取得財産の管理する書類（取得財産等管理台帳等）を作成し、以降、取得財産の管理を行うこと。

■ 明細表は毎年度事務局に提出が必要な書類となり、台帳は間接補助事業の完了後、各間接補助事業者の方で保管する書類となります。

取得財産等管理明細表（2026年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

取得財産等管理明細表（2026年度以降毎年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

マージ →

【事務局提出要】

取得財産等管理明細表（2030年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

＞

【事務局提出不要】

取得財産等管理台帳

※記載する項目は、明細表と同様
※書類名のみ異なる

各間接補助事業者の資産管理のルールに則る必要はなく、
あくまで補助金が交付された設備の管理用の書類となります。

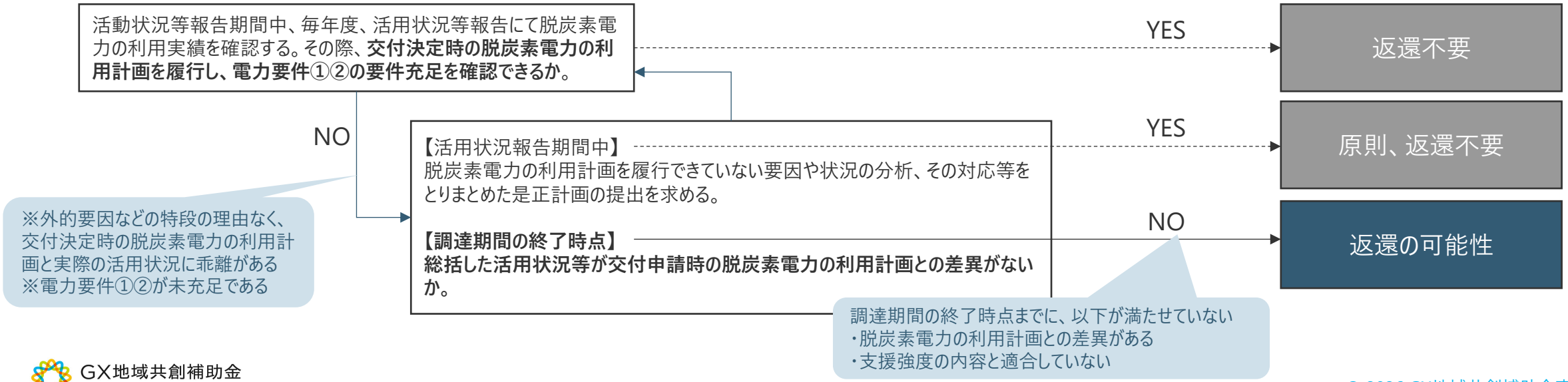
“明細表”は年度毎に作成し事務局に提出をして頂きます。
また実績報告書の提出時に全てをマージした書類として提出をして頂きます。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

活動状況等報告期間において脱炭素電力の利用計画が履行できていない場合は、是正計画の提出を求め調達期間の終了時点までの改善を促す。改善が見られない場合、補助金の返還を求める可能性がある。

- 事業実施場所において想定する電力使用量については、活動状況等報告期間中、事業実施場所における脱炭素電力の利用状況を活用状況等報告にて確認する。なお、**原則として交付決定時の脱炭素電力の利用計画を履行することを求めている。**
- ただし、活用状況等報告の利用実績の確認によって、**交付決定時の脱炭素電力の利用計画を履行されていない場合や、電力要件①又は電力要件②が未充足であることが判明した場合であっても、直ちに補助金の返還を求めるのではなく、**事務局若しくは経済産業省は、改善のための**是正計画の提出をまずは求める。**
- 是正計画を提出した翌年度以降の活用状況等報告において、提出した是正計画の通りに履行し、要件充足が見込める状況になっている場合、補助金の返還は求めない。**ただし、調達期間の終了時点までに、是正計画を履行できておらず、支援強度の内容と適合していない場合、または交付申請時の脱炭素電力の利用計画と実際の活用状況に乖離がある場合は、補助金の一部もしくは全部の返還を求める可能性がある。**（天災など間接補助事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。）

脱炭素電力の利用計画に係る補助金返還の判断フロー



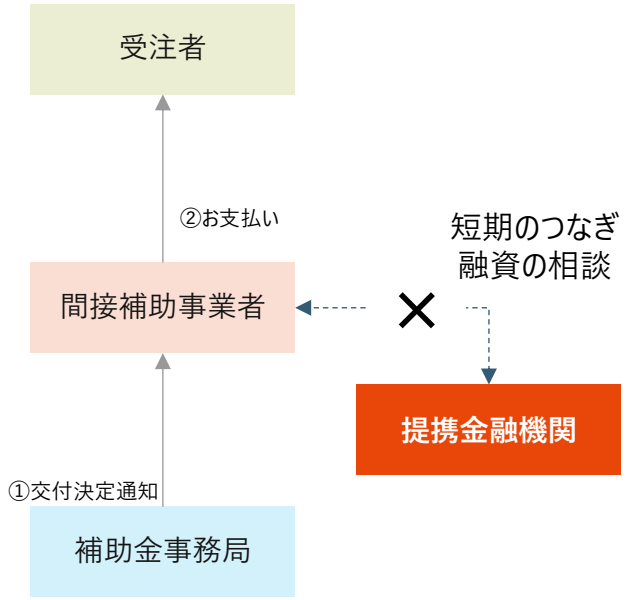
© 2026 GX地域共創補助金事務局

交付決定通知書を電子債権化し、これを担保に短期つなぎ融資の相談ができるサービスの紹介が可能。

- 国が実施する補助金事業での実施実績もあるTranzax社の「補助金対応POファイナンス」をご紹介することが可能です。
- 交付決定通知書をベースに電子記録債権化を行い、これを担保に金融機関へつなぎ融資を依頼することが出来るサービスを、事務局が協力をすることで利用可能とする予定です。なお、つなぎ融資を確約するものではない点については、ご留意ください。

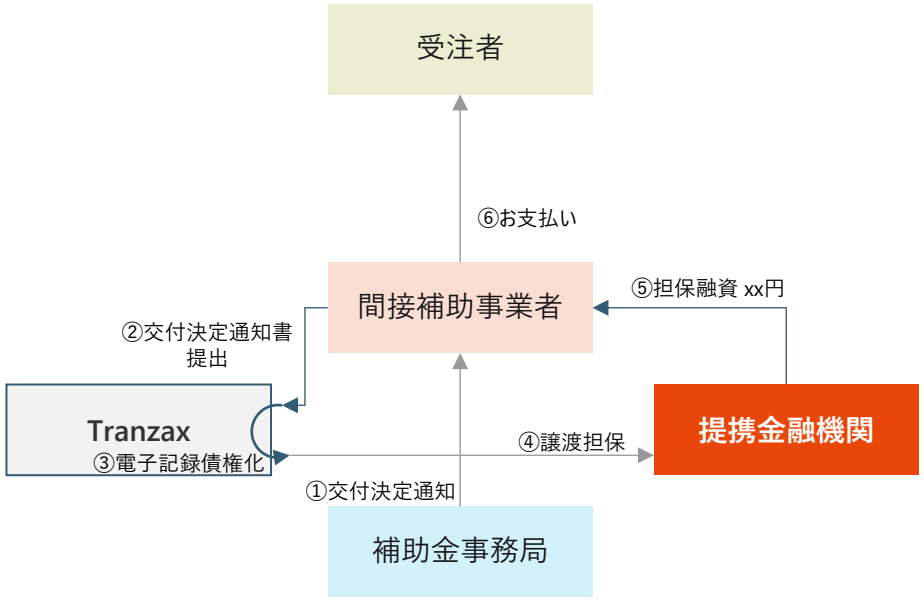
（これまでの紙等による交付決定通知書の場合）

交付決定通知書を元にした短期のつなぎ融資は公的金融機関以外では相談がしづらい等の悩みがあった



（電子債権化された交付決定通知書の場合）

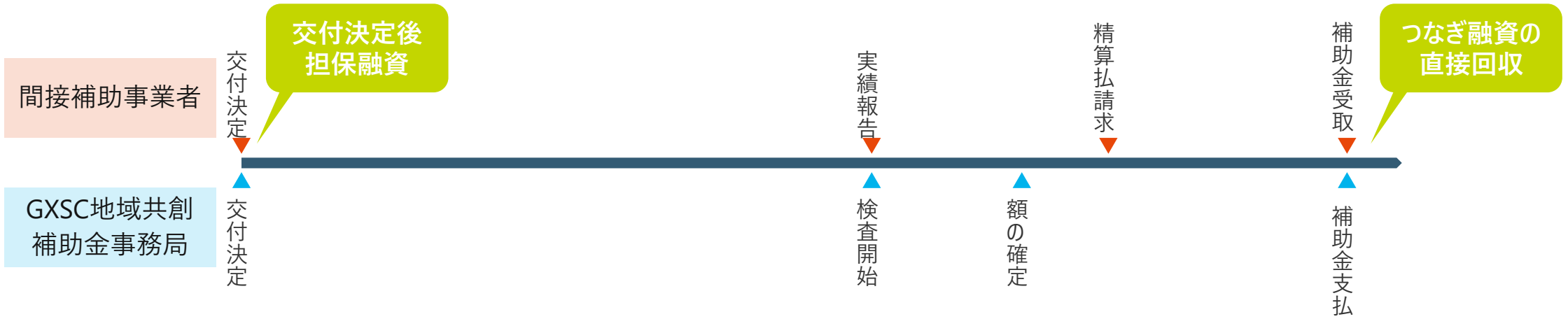
交付決定通知書を電子債権化することで、当該書面を元にした融資の全てが金融機関において確認することが可能となり、金融機関側の判断がしやすくなった



© 2026 GX地域共創補助金事務局

提携金融機関からのつなぎ融資をうけることで補助事業における資金繰りの選択肢が広がります

- 補助金交付決定金額を額面とする抗弁付き電子記録債権を、システムで発生させて金融機関に譲渡できる担保となります。
- 補助事業の完了後に交付された補助金の受領により融資を返済＝電子記録債権を消滅させる流れになります。
- 間接補助事業者は事業資金必要時に、この電子記録債権を担保として補助金POファイナンス提携金融機関から融資を受け、電子記録債権の決済の仕組みを通して、交付補助金により自動的に借入金の返済に充てることができます。



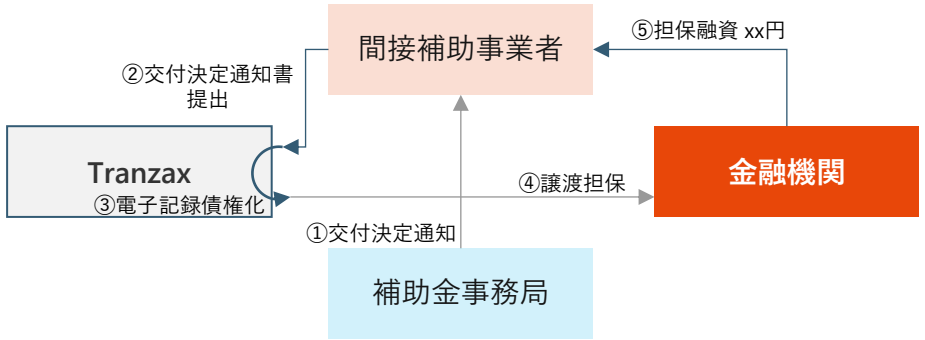
© 2026 GX地域共創補助金事務局

三井住友信託銀行の信託口座を介して補助金交付と返済が行われます

- 補助金POファイナンスを活用する際の大まかな手続きの流れは下記の通りです。
- 信託銀行（三井住友信託銀行）が管理する信託口座が補助金の振込先口座に指定されることになります。
- また、補助金事務局から入金された補助金は、自動的に融資金融機関への返済に充てられ、残金がある場合は事業者様の口座に振り込まれます。
- 口座名義は事業者様名義、銀行名は三井住友信託銀行で、固有の口座番号となります。（無償で作成していただけます。）
- ご利用いただける金融機関は提携金融機関となるため、あらかじめご確認ください。

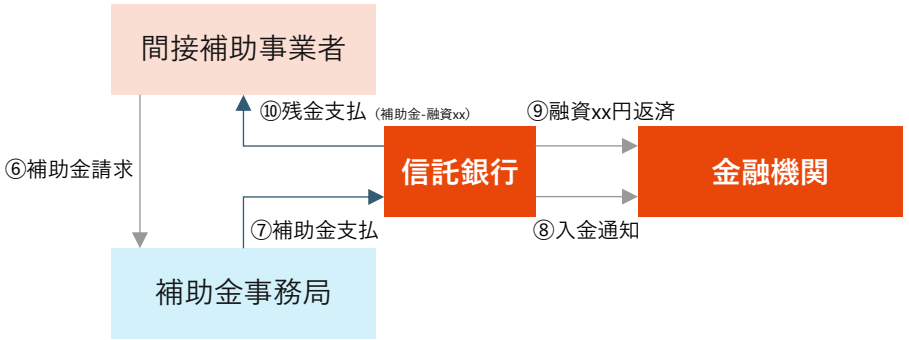
1.交付決定時の処理の流れ

✓ つなぎ融資審査時にPOファイナンスの利用を検討
✓ 利用決定後は速やかに利用申し込み手続きを開始



2.補助金受取日の流れ

✓ ⑦補助金支払と⑧入金通知は補助金入金日当日
✓ ⑨の返済と⑩残金支払いは入金日の3営業日後



© 2026 GX地域共創補助金事務局

応募申請の実施方法について

1. 申請手続きと流れについて

2. Jグランツを利用した申請について

3. 事業ポータルでの応募申請について

4. 参考

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 申請手続きと流れについて

2. Jグランツを利用した申請について

3. 事業ポータルでの応募申請について

4. 参考

© 2026 GX地域共創補助金事務局

応募申請の手続きは以下の通りとなり、STEP③の事業ポータルの応募申請入力フォームでの入力を完了することで申請受付完了となります。

STEP①

GビズIDの取得

応募申請には「GビズIDプライムもしくはメンバー」のアカウントが必要となります。該当するアカウントをお持ちでない場合には、GビズIDプライムアカウントを取得していただく必要がございますので、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成してください。
アカウント発行には時間を要する場合がありますので、早めにアカウントを取得してください。
※GビズIDプライムもしくはメンバーを既にお持ちの事業者は改めて取得して頂く必要はありません。
GビズIDについては、こちらをご参照ください。https://pr.gbiz-id.go.jp/

STEP②

電子申請システム Jグランツにて基本情報を入力して事業ポータルのアカウント発行申請（初期エントリー）

GビズIDプライムもしくはメンバーアカウントを使って、Jグランツにログインして事業ポータルのアカウント発行申請に必要な入力をして、申請ボタンを押下してください。事業ポータルのアカウント発行申請が正常に行われると、事業ポータルのURLとアカウントIDが記載されたメールが事務局より届きます。

STEP③

事業ポータル（セールスフォース）にログインして応募申請

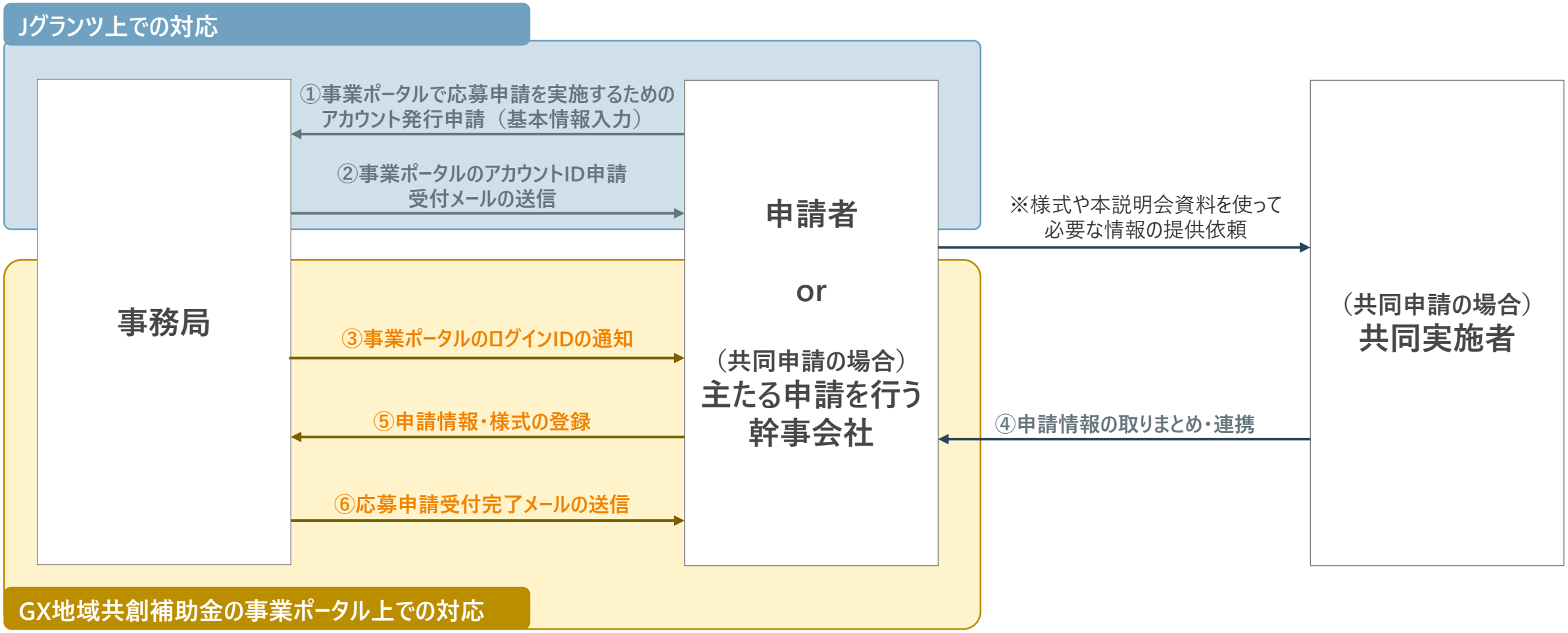
事業ポータルにログインして、あらかじめ準備された情報入力や様式、添付ファイルのアップロードを行い、マイページ上で応募申請の登録を完了させてください。（この申請を2026年9月1日（火）の正午までに完了することが必要になります）

申請が完了すると、GX地域共創補助金事務局より応募申請を受け付けた旨のメールが送付されます。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

Jグランツ上で、GX地域共創補助金の事業ポータルのアカウント発行申請を行い、応募申請は事業ポータルで実施して頂きます。

■ 共同申請の場合には、幹事会社が共同実施者についての申請情報を取りまとめて、事業ポータルにて応募申請していただきます。



© 2026 GX地域共創補助金事務局

Jグランツでの申請後、事業ポータルの応募申請フォームでの入力を完了することで応募申請受付が完了となります。

Jグランツ上の対応

0. GビズIDプライムの取得
※郵送等の対応があります
1. Jグランツの補助金ページにアクセス
2. Jグランツにログインをして申請するボタンをクリック
3. ワンタイムパスワードを入力
4. 必要事項を入力し申請するボタンを押下
5. Jグランツから受付完了メールが送信

事務局から事業者へのメール

6. GX地域共創補助金の事業ポータルのURL、ログインID等をJグランツ登録の担当者メールアドレスへ配布

事業ポータル上の対応

7. 応募申請フォームに内容を入力し、必要書類を添付
※共同申請の場合は、幹事会社が応募申請フォームで入力します。
8. 応募申請フォームの申請するボタンを押下

事務局から事業者へのメール

9. 事業ポータルでの応募申請受付完了メールが送信

上記を全て終えることで応募申請の申請完了となります

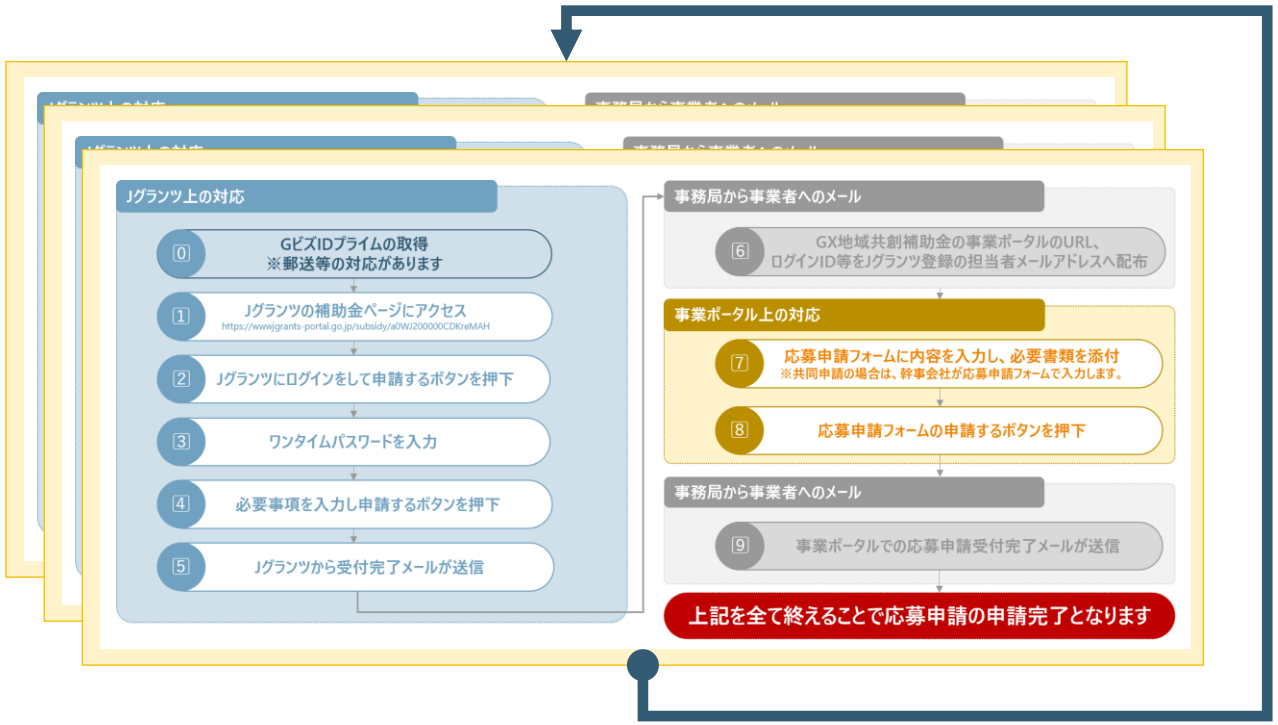
© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルのアカウントIDは申請毎に必要となるので、1事業者が複数の申請をおこなう場合には、その申請数分のアカウントIDの発行申請が必要となります。

＜1事業者が1申請の場合＞



＜1事業者が複数申請する場合＞



申請数分、この処理を実施していただく必要があります。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

GビズIDの取得から事業ポータルでの応募申請完了までのスケジュールの中で注意して頂きたいことは以下の通りです。

応募申請に関するスケジュールについて注意していただきたいこと！

STEP①	GビズIDの取得
STEP②	電子申請システム Jグランツにて基本情報を入力して事業ポータルのアカウント発行申請（初期エントリー）
STEP③	事業ポータル（セールスフォース）にログインして応募申請

- GビズIDプライムの申請・発行には 2～3 週間が必要です。
- Jグランツで事業ポータルのアカウント発行申請後、事務局から事業ポータルのID送信までは2営業日かかります。
- 2026年9月1日（火）正午までに事業ポータルでの応募申請を完了して頂く必要があります。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

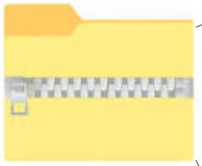
2026年7月1日（水）から事業HPの公募に関係する資料にて、公募要領と申請様式zipを公開中

■ 申請様式は本リンクからの最新版をご利用ください。





「申請様式」をクリックして、申請様式.zipをダウンロードしてください。様式が変更になった場合には、Jグランツで登録頂いたメールアドレスに周知のご案内をいたします。



申請様式.zip

- その他_提出書類等チェックシート_ver_1.pdf
- 様式B別添1_温室効果ガス排出削減のための取組_ver_1.pdf
- 様式C_類型A_間接補助事業の実施計画_ver_1.pptx
- 様式C_類型B_間接補助事業の実施計画_ver_1.pptx
- 様式C別添1_脱炭素電力供給に関する意向表明書_ver_1.docx
- 様式C別添2_間接補助事業の実施に係るコミットメント_ver_1.pptx

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 申請手続きと流れについて

2. Jグランツを利用した申請について

3. 事業ポータルでの応募申請について

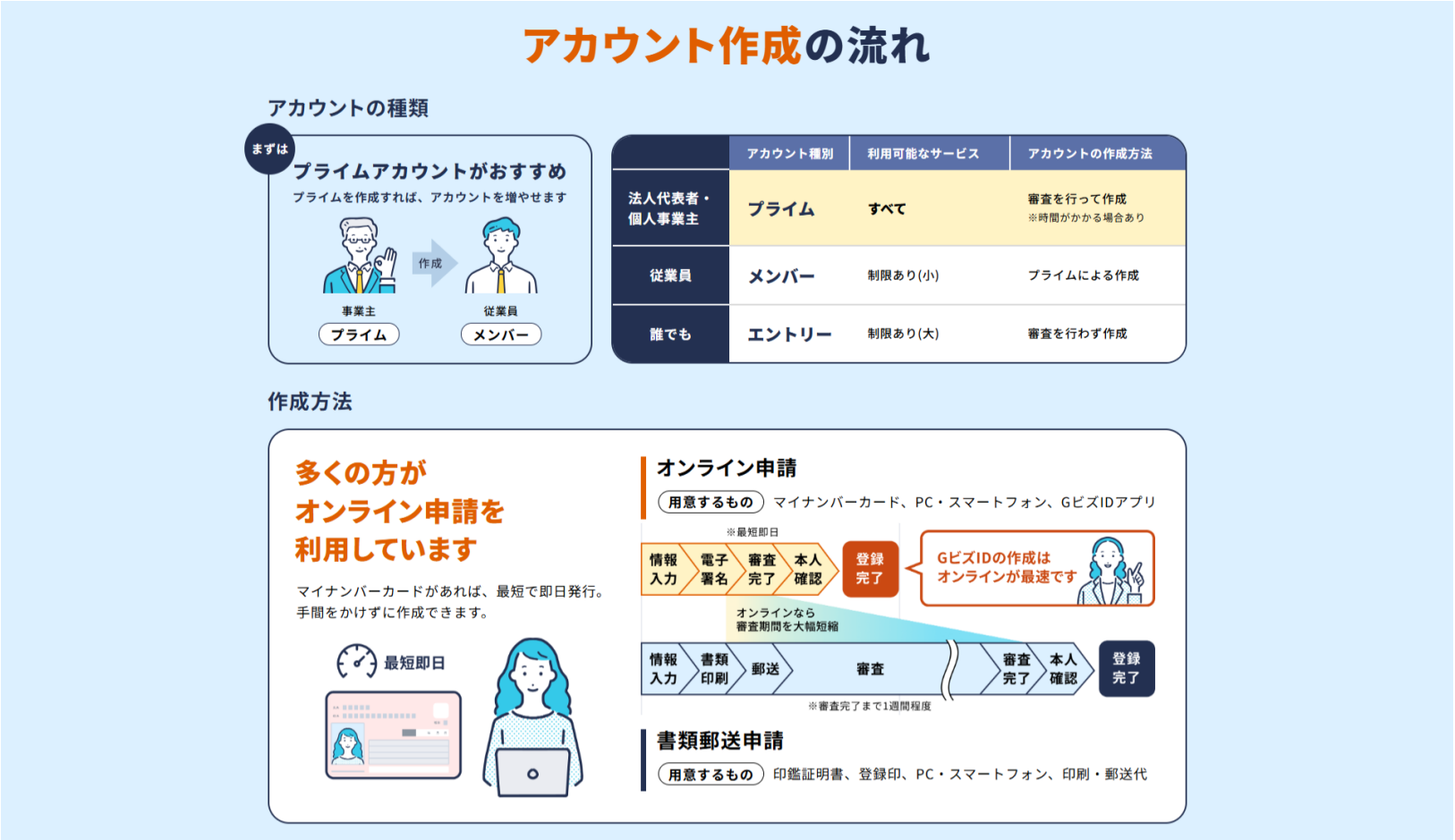
4. 参考

© 2026 GX地域共創補助金事務局

Jグランツを利用した申請を行う際に、GビズIDのプライムもしくはメンバーが必要となります。

- 申請可能なGビズIDをお持ちでない場合は、GビズIDプライムのアカウント作成が必要になりますので、GビズIDのホームページをご参照ください。
（https://pr.gbiz-id.go.jp/）

※なお、書類郵送によりGビズIDプライムの申請・発行には 2～3 週間が必要となりますのでご注意ください。



© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業では補助金の電子申請システム「Jグランツ」で応募申請にて使用する事業ポータルのアカウント発行申請をしていただきます。

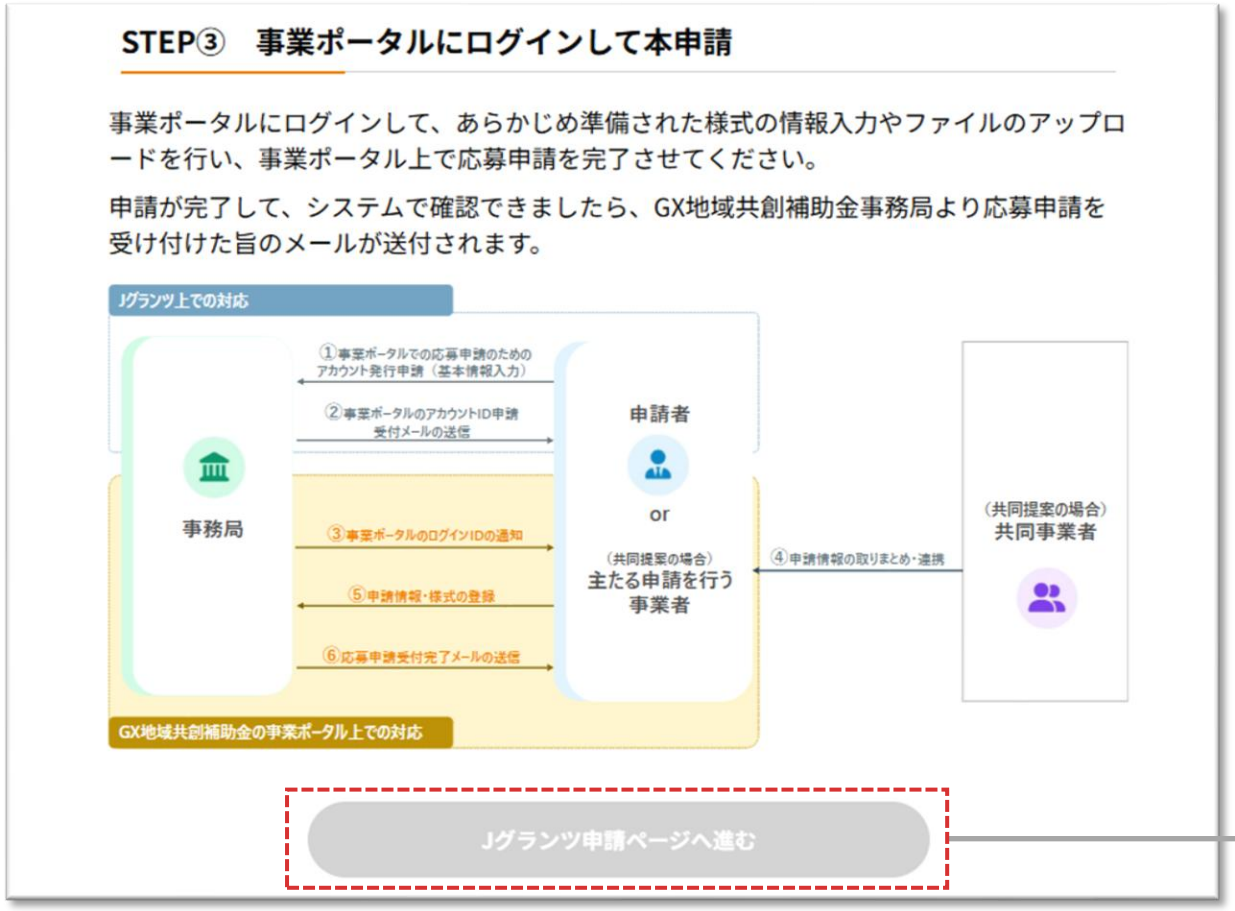
- Jグランツとは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
- 本事業では、事業ポータルを使って応募申請をしていただくためのアカウント発行をJグランツで申請していただきます。
- **Jグランツにログインするためには、GビズIDのプライムもしくはメンバーが必要です。（前頁をご参照ください）**



© 2026 GX地域共創補助金事務局

本事業HP内の「 Jグランツ申請ページへ進む 」ボタンをクリックして、本事業用のJグランツのページにアクセスください。ログイン画面が表示された際には取得しているGビズIDプライムもしくはメンバーのアカウントでログインください。

＜GX地域共創補助金の事業HP＞



＜Jグランツのログイン画面＞



※Jグランツ申請が開始になると、ボタンがオレンジ色になり申請が可能となります。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

Jグランツの事業概要ページが表示されたら、ページ下部の「ログインして申請する」をクリックし、入力フォームにアクセスしてください。

- Jグランツにログイン後のトップページの「補助金を探す」から本事業の事業概要ページを検索していただくことも可能です。



「ログインして申請する」ボタンをクリックしてください

＜Jグランツログイン後のTopページ＞



「補助金を探す」ボタンをクリックして検索してください。



「申請する」ボタンをクリックしてください

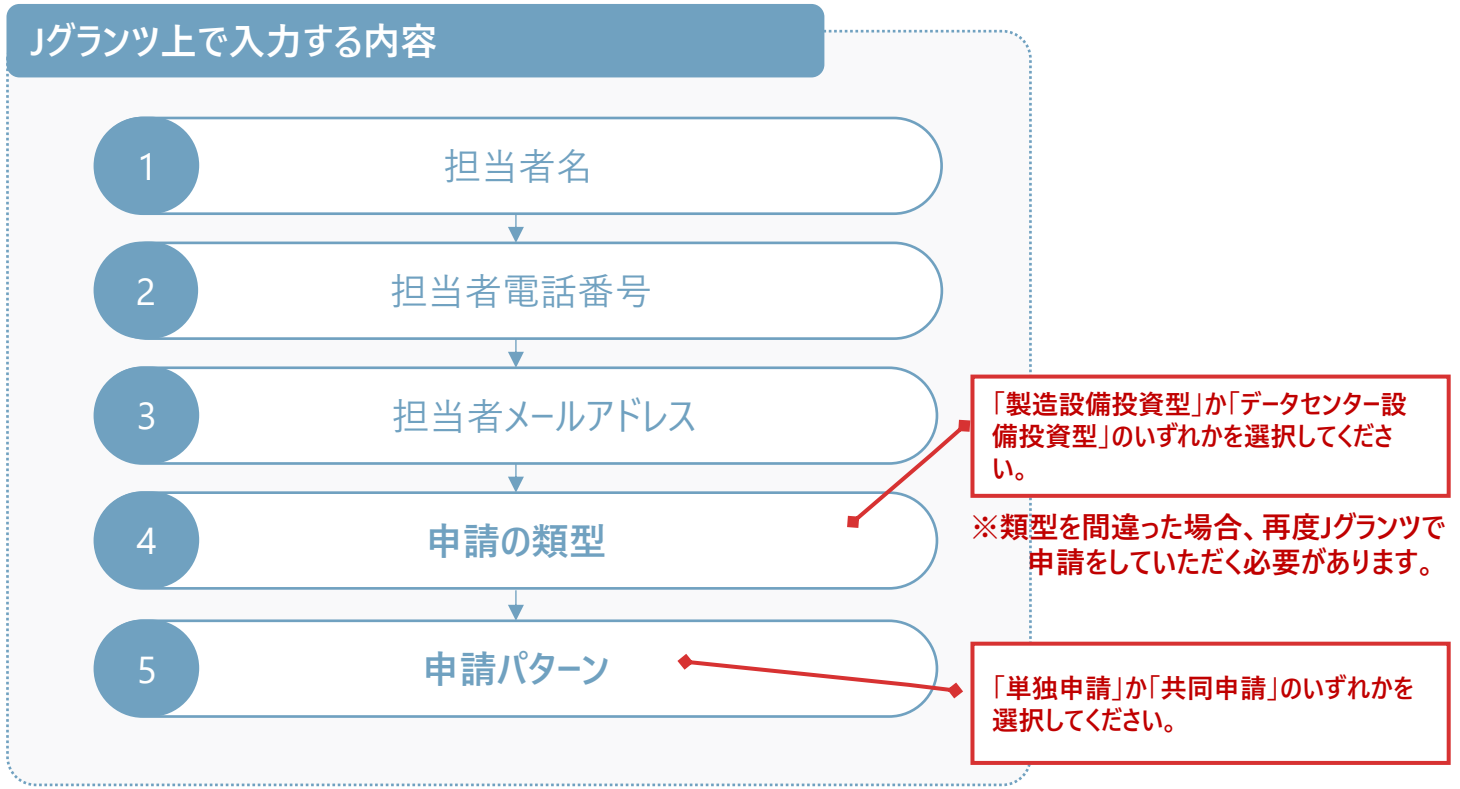
© 2026 GX地域共創補助金事務局

入力フォームが表示されたら、事業基本情報を全て入力し、次に申請の類型と申請パターンをそれぞれ選択したうえで、ページ下部の「申請する」ボタンをクリックしてください。

- こちらはあくまで事業ポータルのアカウントID発行の申請です。
 この後、次頁以降でご案内する事業ポータルで応募申請いただきますので、早めにJグランツ上での申請をお願いします。

＜Jグランツの入力フォーム＞





© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 申請手続きと流れについて

2. Jグランツを利用した申請について

3. 事業ポータルでの応募申請について

4. 参考

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

事務局メールに記載のURLより事業ポータルのパスワード設定画面へアクセスして、パスワードを設定していただきます。

- 事業ポータルのID発行後、48時間アクセスが無い場合に事務局よりリマインドのメールを送信いたします。その後さらに48時間以内にアクセスがない場合、**事業ポータルのアカウントID発行申請は取り消されますのでご注意ください。**
- 取消後に事業ポータルのIDが必要な場合は、**Jグランツでの事業ポータルの再申請が必要**になります。

事務局メール

6 GX地域共創補助金の事業ポータルのURL、ログインID等をJグランツ登録の担当者メールアドレスへ配布

GX地域共創補助金 2026

ここで設定するパスワードが2回目以降のログインに必要な情報となります

設定するをクリックすると、各申請のトップページが表示されます。

パスワードの設定

新しいパスワード ※必須

新しいパスワード（確認） ※必須

パスワードを表示

設定する

GX地域共創補助金　事業ポータルの申請トップ画面



Jグランツでの申請時の申請パターンと類型と一致していることを確認してください。もし、一致していない場合は、事務局に問い合わせてください。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

パスワード設定後、2回目以降にログインを行おうとする場合には、ユーザIDと設定したパスワードを使ってログインしてください。

■ ログイン後に事業ポータルの申請トップ画面が表示されます。応募申請の入力を開始する場合には、「申請する」をクリックしてください。



GX地域共創補助金　事業ポータルの申請トップ画面

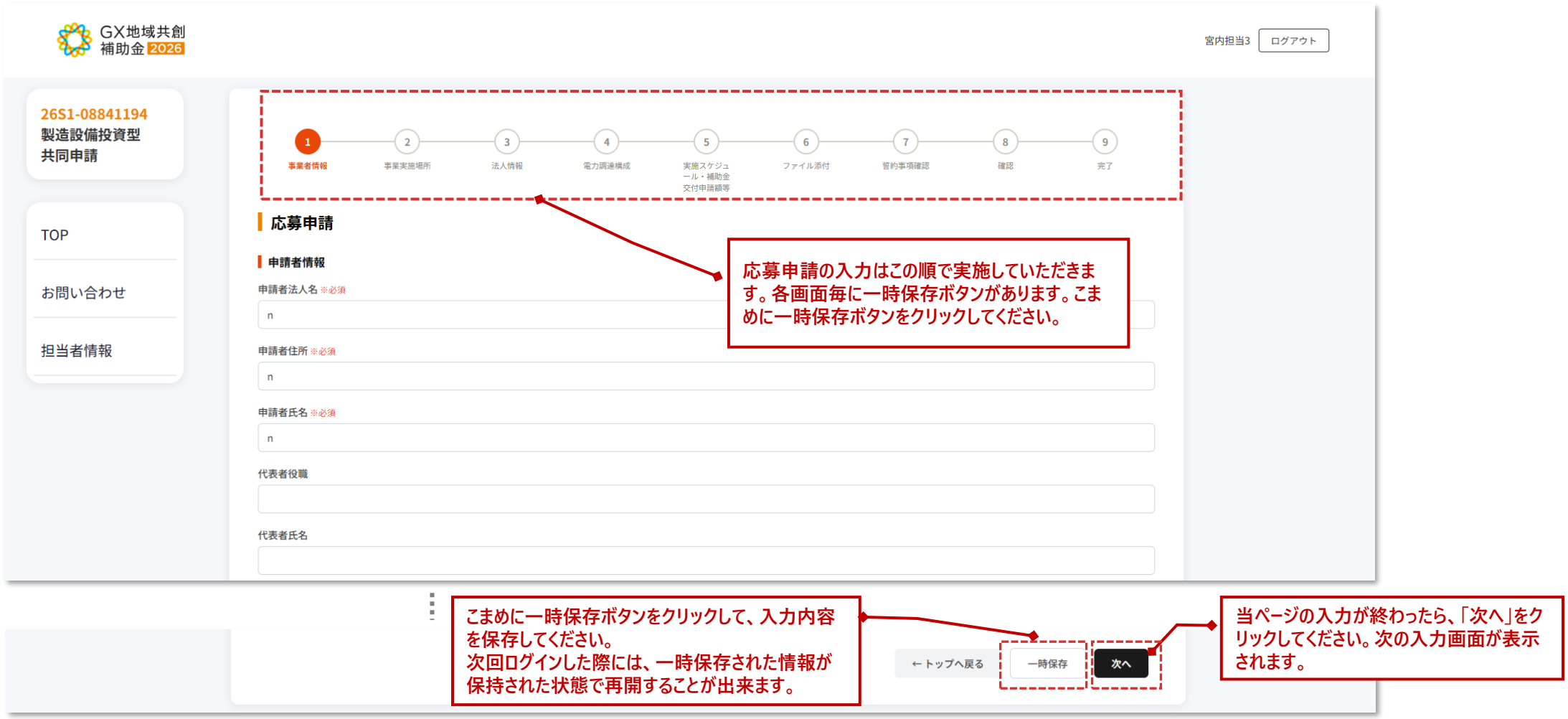


© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

応募申請フォームの入力画面が表示され、画面上部に表示されている順に情報を入力していただきます。

- 必須項目が入力されていないとエラーが表示され、次のページに進むことはできません。



© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『①事業者情報』入力画面

■ 事業ポータルの『①事業者情報』画面で入力する情報は以下の通りです。

セクション	項目	入力区分	選択肢
申請者情報	申請者法人名	必須	
	申請者住所（都道府県）	必須	47都道府県
	申請者住所（都道府県以外）	必須	
	申請者氏名	必須	
	代表者役職	必須	
	代表者氏名	必須	
間接補助事業の内容	間接補助事業の名称	必須	
	実施背景・目的	必須	
	実施内容	必須	
	間接補助事業の概要	必須	
設置地域・要件情報	電源立地都道府県	必須	47都道府県
	電源立地都道府県	必須	47都道府県
	立地要件の充足状況	必須	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『②事業実施場所』入力画面

■ 事業ポータルの『②事業実施場所』画面で入力する情報は以下の通りです。

セクション	項目	入力区分	選択肢等
事業実施場所	事業実施場所 事業所名	必須	
	事業実施　敷地面積（㎡）	必須	
設備投資の実施場所における土地及び建物の所有関係 （※複数の施設を登録する場合、その施設毎に入力最大10施設まで登録可能）	施設名称	必須	
	事業実施場所 所在地 都道府県	必須	47都道府県
	事業実施場所 所在地 都道府県以降	必須	
	土地所有関係 現在	必須	
	土地所有関係 申請後	必須	
	建物所有関係 現在	必須	
	建物所有関係 申請後	必須	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『③法人情報』入力画面（１／４）

■ 単独申請の場合には、幹事会社欄に申請事業者の情報を入力してください。

分類	項目	入力区分	選択肢等
幹事会社 基本情報	社名	必須	
	法人番号	必須	
	代表者役職	必須	
	代表者氏名	必須	
	リース会社フラグ	任意	
幹事会社 担当者情報	担当者役職	必須	
	担当者氏名	必須	
	電話番号	必須	
	FAX	任意	
	メールアドレス	必須	
	郵便番号	必須	
	住所　都道府県	必須	47都道府県
	住所　都道府県以降	必須	

分類	項目	入力区分	選択肢等
幹事会社 本社情報	郵便番号	必須	
	設立年月日	必須	
	決算月（月）	必須	1～12月
	資本金（円）	必須	
	従業員数（人）	必須	
	企業規模	必須	－大企業 －中堅企業 －中小企業 －みなし大企業
	事業内容	必須	
	ホームページ	必須	
幹事会社 温室効果ガス排出削減のための取組	GXフューチャー・リーグ会員 加入予定時期	「企業規模」での選択によりいずれか必須	
	その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出		

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『③法人情報』入力画面（２／４）

■ 単独申請の場合には、幹事会社欄に申請事業者の情報を入力してください。

セクション	項目		入力区分	選択肢
幹事会社 経営の状況 ※決算を３期まで無い場合は、直近分を提出	直近の決算年度		必須	2024~2026
	売上高（円）	直近３期分	必須	
	営業利益（円）	直近３期分	必須	
	経常利益（円）	直近３期分	必須	
	当期純利益（円）	直近３期分	必須	
	課税所得金額（円）	直近３期分	必須	
	純資産（円）	直近３期分	必須	
	主な出資者		必須	
	役員構成		必須	
幹事会社 収入	自己資金（円）		必須	
	起債又は借入金（円）		必須	
	その他（円）		必須	
	GX地域共創補助金2026 （円）		必須	
	上記以外の補助金（円）		必須	
	合計（円）		自動計算	
	起債又は借入金の相談先金融機関・検討状況の概略		必須	
	GX地域共創補助金2026以外の制度名・補助内容など		必須	

セクション	項目	入力区分	選択肢
幹事会社 対象経費 明細	管理番号	自動採番	
	見積番号	必須	
	発注予定先会社名	必須	
	選定方法	任意選択式	- 3社見積/仕様書 - 選定理由書
	発注年度	必須※	
	支払年度	必須※	
	費用区分	必須※	
	発注元（予定）	必須※	
	見積項目品名	必須※	
	見積項目について補足説明	必須※	
	数量	必須※	
	単位	必須※	
	用途	必須※	
	補助対象経費（税抜）	必須※	
	補助対象外経費（税抜）	必須※	
	間接補助事業に要する経費（税抜）	必須※	
	備考	任意	

※見積番号がある場合には必須

© 2026 GX地域共創補助金事務局

『③法人情報』入力画面（３／４）

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

■ 共同申請の場合、全ての共同実施者分の情報を入力してください。

分類	項目	入力区分	選択肢等
共同実施者基本情報	社名	必須	
	法人番号	必須	
	代表者役職	必須	
	代表者氏名	必須	
	リース会社フラグ	任意	
共同実施者担当者情報	担当者役職	必須	
	担当者氏名	必須	
	電話番号	必須	
	FAX	任意	
	メールアドレス	必須	
	郵便番号	必須	
	住所　都道府県	必須	47都道府県
	住所　都道府県以降	必須	

分類	項目	入力区分	選択肢等
共同実施者本社情報	郵便番号	必須	
	設立年月日	必須	
	決算月（月）	必須	1～12月
	資本金（円）	必須	
	従業員数（人）	必須	
	企業規模	必須	－大企業 －中堅企業 －中小企業 －みなし大企業
	事業内容	必須	
	ホームページ	必須	
共同実施者温室効果ガス排出削減のための取組	GXフューチャー・リーグ会員 加入予定時期	「企業規模」での選択によりいずれか必須	
	その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出		

© 2026 GX地域共創補助金事務局

『③法人情報』入力画面（４／４）

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

■ 共同申請の場合、共同実施者分の情報を入力してください。

セクション	項目		入力区分	選択肢
共同実施者 経営の状況 ※決算を３期まで無い場合は、直近分を提出	直近の決算年度		必須	2024~2026
	売上高（円）	直近３期分	必須	
	営業利益（円）	直近３期分	必須	
	経常利益（円）	直近３期分	必須	
	当期純利益（円）	直近３期分	必須	
	課税所得金額（円）	直近３期分	必須	
	純資産（円）	直近３期分	必須	
	主な出資者		必須	
	役員構成		必須	
共同実施者 収入	自己資金（円）		必須	
	起債又は借入金（円）		必須	
	その他（円）		必須	
	GX地域共創補助金2026 （円）		必須	
	上記以外の補助金（円）		必須	
	合計（円）		自動計算	
	起債又は借入金の相談先金融機関・検討状況の概略		必須	
	GX地域共創補助金2026以外の制度名・補助内容など		必須	

セクション	項目	入力区分	選択肢
共同実施者 対象経費明細	管理番号	自動採番	
	見積番号	必須	
	発注予定先会社名	必須	
	選定方法	任意選択式	- 3社見積/仕様書 - 選定理由書
	発注年度	必須※	
	支払年度	必須※	
	費用区分	必須※	
	発注元（予定）	必須※	
	見積項目品名	必須※	
	見積項目について補足説明	必須※	
	数量	必須※	
	単位	必須※	
	用途	必須※	
	補助対象経費（税抜）	必須※	
	補助対象外経費（税抜）	必須※	
	間接補助事業に要する経費（税抜）	必須※	
	備考	任意	

※見積番号がある場合には必須

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

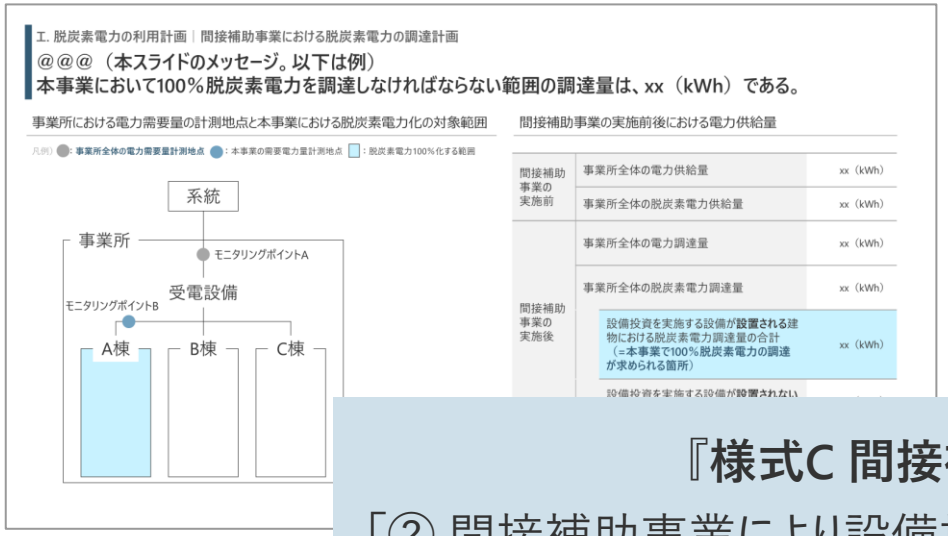
『④電力調達構成』入力画面（１／２）

■ 実現する電力構成（CPPA・自家発電）の入力、脱炭素電力メニュー等への入力については、『様式C 間接補助事業の実施計画』の「② 間接補助事業により設備投資を行い実施する事業（当該事業）の実施内容に関する審査」の「エ．脱炭素電力の利用計画」の計画を入力していただきます。（様式Cについては次頁をご参照ください）

セクション	項目	入力区分
電力供給量・調達量情報	補助事業実施前の事業所全体の電力供給量	必須
	補助事業実施前の事業所全体の脱炭素電力供給量	必須
	補助事業実施後の事業所全体の電力供給量	必須
	補助事業実施後の事業所全体の脱炭素電力供給量	必須
	設備投資が実施される建物における脱炭素電力調達量	必須
	全体設備投資が実施されない建物における脱炭素電力調達量	必須
	補助事業実施にあたって追加で調達する脱炭素電力調達量	必須
実現する電力構成（CPPA・自家発電）の入力	※下記の契約種別毎の項目を入力 ・CPPA ・クレジット ・脱炭素メニュー ・自家発電 **※入力情報は、様式Cの「エ.脱炭素電力の利用計画」に記載する内容中で必要な項目を入力**	必須
脱炭素電力メニュー等の入力		

© 2026 GX地域共創補助金事務局

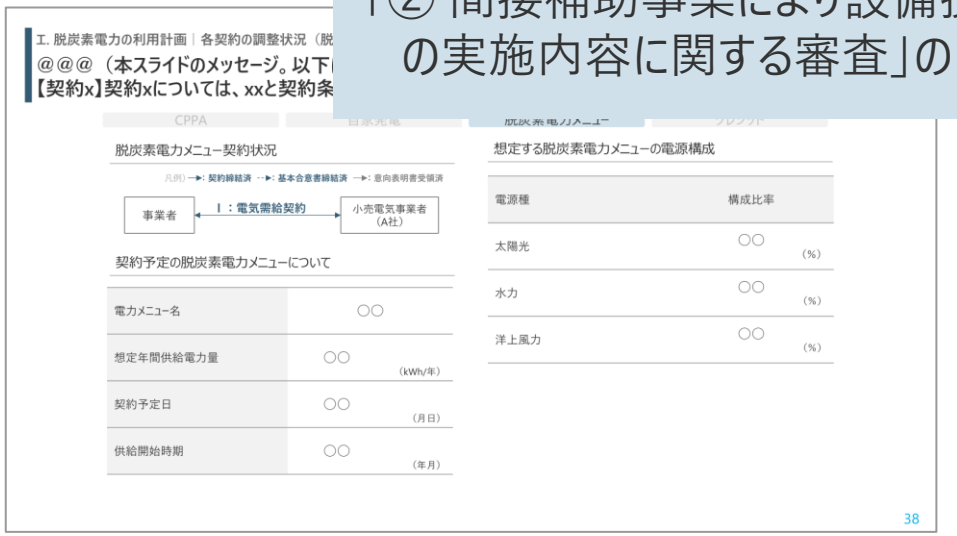
『④電力調達構成』入力画面（１／２）





『様式C 間接補助事業の実施計画』

「② 間接補助事業により設備投資を行い実施する事業（当該事業）の実施内容に関する審査」の「エ. 脱炭素電力の利用計画」の一部





© 2026 GX地域共創補助金事務局

『④電力調達構成』入力画面（２／２）

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

■ 前頁の情報を入力すると、下記の情報が自動計算されます。

セクション	項目	入力区分
電力調達構成 集計結果	脱炭素電力メニュー等による調達分合計	自動計算
	電源立地都道府県からの調達割合	自動計算
	利用する電源種の一覧	自動出力
	高評価となる電源種からの調達割合	自動計算
	新設・再稼働電源からの調達割合	自動計算
	自家発・CPPAからの調達割合	自動計算
	脱炭素電力メニュー等（トラッキングあり）からの調達割合	自動計算
	脱炭素電力メニューなど（トラッキングなし）からの調達割合	自動計算
	新設・再稼働電源の自家発電・CPPAによる調達割合	自動計算
	既設電源の自家発電・CPPAによる調達割合	自動計算
	脱炭素電力メニュー等による調達割合	自動計算

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『⑤実施スケジュール・補助金交付申請額等』入力画面

セクション	項目	入力区分
適用される補助率の区分	適用される補助率の区分	自動出力
実施スケジュール	開始予定日	必須
	完了予定日	必須
補助金交付申請額等	間接補助事業に要する経費（円）	自動計算
	補助対象経費（円）	自動計算
	補助金交付申請額（円）	自動計算
収支計画	投資回収期間	自動計算
	計画年度	自動入力
	売上高	必須
	売上原価	必須
	売上総利益	必須
	販売費	必須
	一般管理費	必須
	営業利益	必須
	減価償却費	必須
	間接補助事業に要する経費	自動計算
	補助金額	自動計算
	他制度による収益等	必須
	補助対象外経費	自動計算
	間接補助事業におけるキャッシュフロー	自動計算
	投資未回収額	自動計算

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『⑥ファイル添付』画面

■ ファイルを添付する際にはパスワードがかかっていないことを確認いただいたうえでご提出ください。

セクション	項目名	入力区分
申請書類等	様式 C 間接補助事業の実施計画	必須
	様式 C 別添 1 脱炭素電力供給に関する意向表明書	必須
	様式 C 別添 2 間接補助事業の実施に係るコミットメント	必須
様式B添付資料	法人税税務申告書別表1「申告書」　1期目	必須
	法人税税務申告書別表1「申告書」　2期目	必須
	法人税税務申告書別表1「申告書」　3期目	必須
	法人税税務申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」　1期目	必須
	法人税税務申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」　2期目	必須
	法人税税務申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」　3期目	必須
	決算報告書（直近3年度）　1年度目	必須
	決算報告書（直近3年度）　2年度目	必須
	決算報告書（直近3年度）　3年度目	必須
	履歴事項全部証明書（会社・法人）	必須
	出資者の一覧が記載されている書類	必須
	定款	必須
	会社概要がわかるもの （HPの会社概要のスクリーンショット、もしくはパンフレット等）	必須

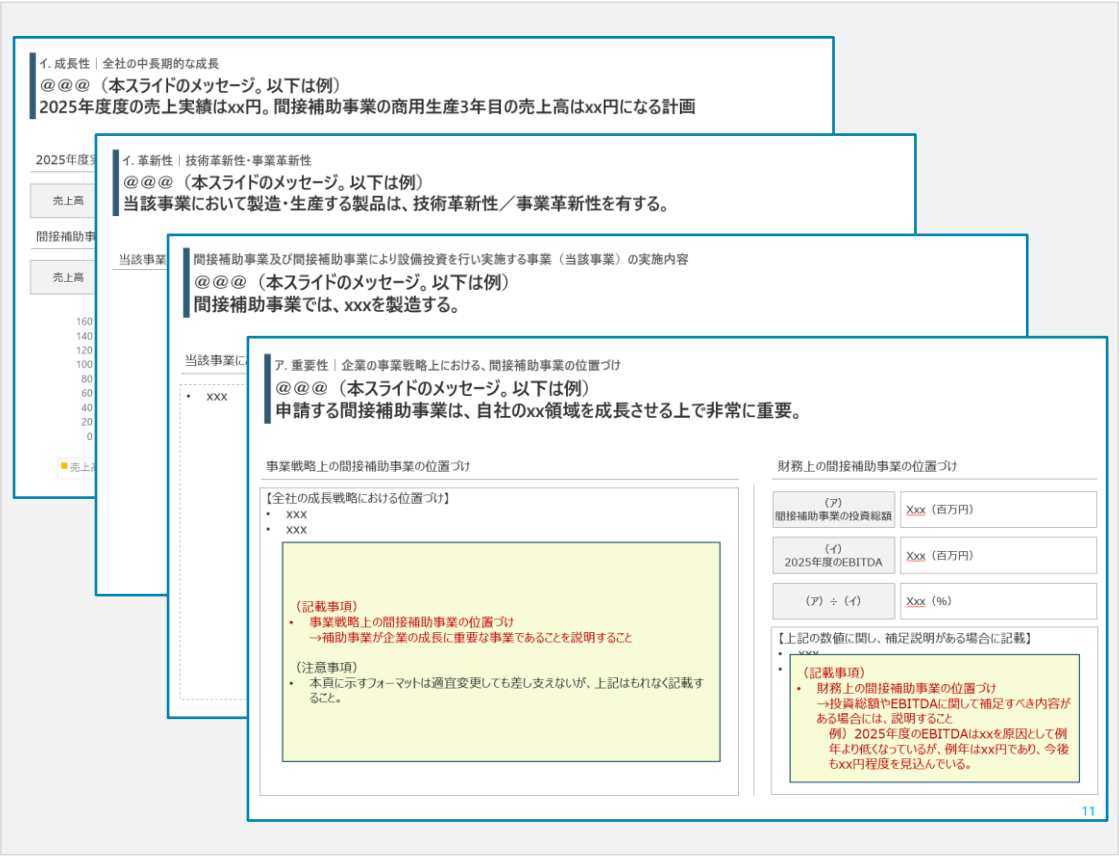
セクション	項目名	入力区分
様式C添付資料	間接補助事業の実施場所の概要がわかる資料	必須
	設備投資の概要がわかる資料	必須
	全部事項証明書（土地・建物）	必須
	工事等の工程表	必須
	補助対象経費の金額の算出根拠資料（見積等）	必須
	リース契約書（案）	共同実施者の中に、「リース会社」が1社でも含まれていれば添付必須
	リース料金計算書（案）	共同実施者の中に、「リース会社」が1社でも含まれていれば添付必須
	融資に関する意向を示す資料	幹事会社もしくは共同実施者の中で起債又は借入金に1円以上の値が入っている場合は添付必須
	起債又は借入に関する資金計画	幹事会社もしくは共同実施者の中で起債又は借入金に1円以上の値が入っている場合は添付必須

© 2026 GX地域共創補助金事務局

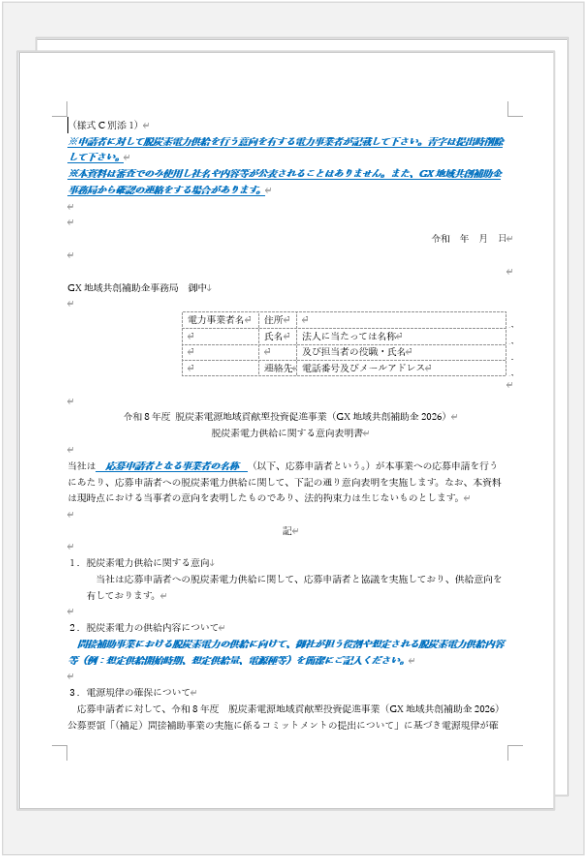
「様式C 間接補助事業の実施計画」、「様式C別添1_脱炭素電力供給に関する意向表明書」、「様式C別添2_間接補助事業の実施に係るコミットメント」については、事務局の定める様式で提出していただく必要がございます。

- 「様式C 間接補助事業の実施計画」は、類型毎のファイルが異なりますので、申請する類型の様式で提出していただきます。
- 各様式は記入後にPDF形式で提出していただきます。

「様式C 間接補助事業の実施計画」イメージ



「様式C別添1_
脱炭素電力供給に関する意向表明書」イメージ



「様式C別添2_
間接補助事業の実施に係るコミットメント」イメージ



事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『⑦制約事項確認』画面

■ 事業ポータルの『⑦制約事項確認』画面で確認いただく内容は以下の通りです。

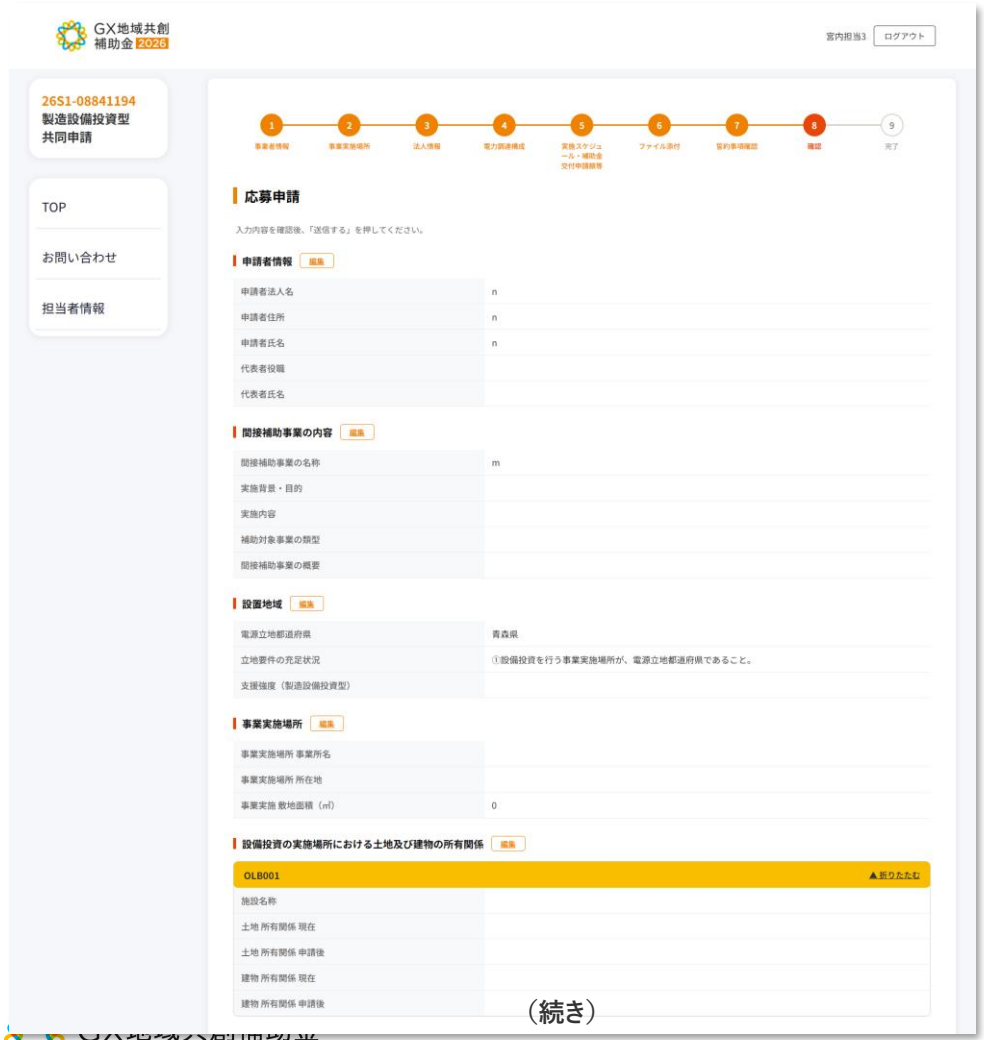
分類	項目	入力区分
温室効果ガス排出削減に関する誓約事項	脱炭素電力の調達のほか、将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施する計画であることを満たします。	同意フラグ
暴力団排除に関する誓約事項	令和８年度 脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の応募に当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 記 （１）役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所 （２）暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所 （３）暴力団員等がその事業活動を支配する事業所 （４）暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所 （５）役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所 （６）役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所 （７）役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所 （８）（イ）から（ト）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所	同意フラグ

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルの画面については、申請受付開始時に一部変更になっている場合がございます。

『⑧確認と事務局への提出』画面

■ 『⑧確認と事務局への提出』画面にて、①～⑦の画面で入力した全ての情報を確認することができます。また、必要に応じてブラウザの印刷機能等を使って、入力情報の保持・保管を行ってください。



（続き）



© 2026 GX地域共創補助金事務局

送信ボタンクリック後に⑧確認画面に「応募申請を受け付けました」のメッセージが表示され、事務局より受付完了のメールが送信されます。

■ 応募申請受付後、申請トップページの現在のステータスが「**応募申請　申請中**」となります。



前頁の確認ページで「送信する」ボタンをクリックすると、「応募申請を受け付けました」というメッセージが表示され、事務局から応募申請受付完了メールが担当者メールアドレス宛に送信されます。

＜事業ポータルの申請トップ画面＞



申請トップ画面を見ると、現在のステータスが「応募申請　申請中」となります。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルでの情報登録の際には、以下のような点に注意してください。

■ １アカウントは１ユーザでご利用ください。

- 事業ポータルで利用しているセールスフォースの制約により、登録用に設定されたアカウント（メールアドレスおよびパスワード）を複数ユーザで利用することは出来ません。入力や書類の添付は担当者自身で実施してください。
- 共同申請の場合、幹事会社が共同実施者から各種申請情報・ファイル等を取りまとめたうえで、応募申請フォームへの登録をお願いします。

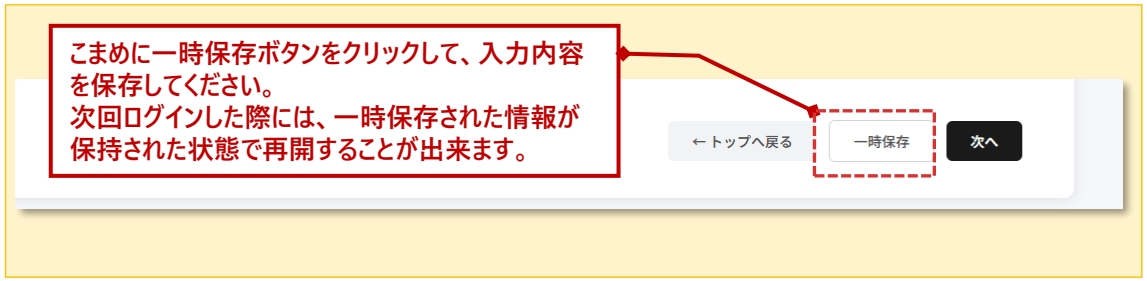
■ 応募申請フォームの入力中は、こまめに「一時保存」ボタンをクリックしてください。

- １画面の中で多くの情報を入力していただくことがありますので、その際には、入力した情報が途中で消えてしまわないように、各画面にある「一時保存」を使って、こまめに保存してください。

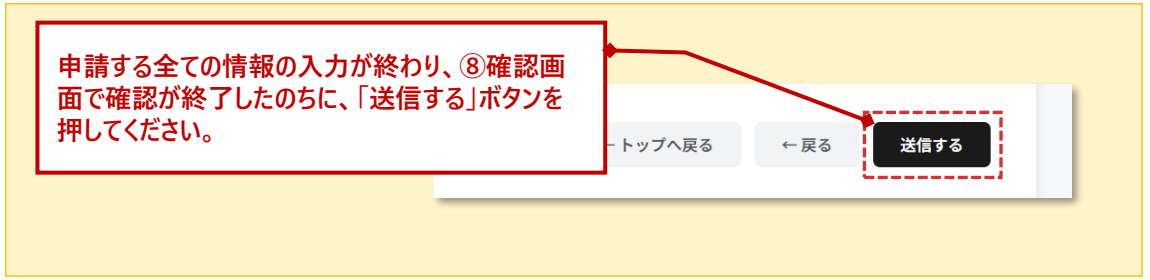
■ 応募申請フォームの登録を完了するには、⑧確認画面で「送信する」ボタンをクリックしてください。

- 応募申請に必要なすべての情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックいただくことで応募申請の受付が完了となります。
- 一度入力完了をクリックしてしまうと、記入内容が確定となり、事務局より差戻処理をさせていただくまで、**記入内容を編集できなくなりますので、**申請内容の確定まで「送信する」ボタンはクリックしないようご注意ください。

＜事業ポータルの応募申請の各画面の下部ボタン＞



＜事業ポータルの応募申請の⑧確認画面の下部ボタン＞



© 2026 GX地域共創補助金事務局

応募申請は、2026年9月1日（火）正午12:00に締め切ります。

応募締切：2026年9月1日（火）正午12:00 （時間厳守）

※本期間内に、GX地域共創補助金の**事業ポータルの応募申請フォームへの入力情報、様式・添付物の提出の登録を完了していただく必要がございます。**

※**締め切り日時を過ぎた応募申請は受け付けませんのでご注意ください。**

※Jグランツでの事業ポータルのアカウントID発行申請から、事業ポータルのアカウントID発行の通知まで最大2営業日かかる場合がございますので、期日までに余裕をもって手続きを実施してください。

※Jグランツでの対応のみでは応募申請は完了していませんので、ご注意ください。

© 2026 GX地域共創補助金事務局

1. 申請手続きと流れについて

2. Jグランツを利用した申請について

3. 事業ポータルでの応募申請について

4. 参考

© 2026 GX地域共創補助金事務局

単独申請の場合に応募申請で提出する情報と、事業ポータルでの提出方法は以下の通り。

【提出方法】
・データ入力：事業ポータルへ直接入力
・指定様式の添付：事務局指定の様式に記入してPDF形式で添付
・該当画像の添付：該当する画像ファイルを所定のファイル形式で添付

区分	提出情報	事業ポータルでの提出方法
申請書類等	様式A　応募申請書	データ入力
	様式B　応募申請者の概要及び資金計画	データ入力
	様式B 別添1　温室効果ガス排出削減のための取組	データ入力
	様式B 別添2　暴力団排除に関する誓約事項	データ入力
	様式C　間接補助事業の実施計画	指定様式のPDF添付
	様式C 別添1　脱炭素電力供給に関する意向表明書	指定様式のPDF添付
	様式C 別添2　間接補助事業の実施に係るコミットメント	指定様式のPDF添付
	様式C 別添3　経費明細	データ入力
	様式C 別添4　収支計画	データ入力
様式B 添付資料	法人税税務申告書 別表1「申告書」 （事業者印、税務署受領印、税理士印付き）（直近3期分写し）	該当画像の添付
	法人税税務申告書 別表4「所得の金額の計算に関する明細書」 （直近3期分写し）	該当画像の添付
	直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書） ＊（単体／連結・代替書類・推奨資料A～Dはスライド下部の＊注記を参照）	該当画像の添付
	履歴事項全部証明書（会社・法人）	該当画像の添付
	出資者の一覧が記載されている書類	該当画像の添付
	定款	該当画像の添付
	応募申請者の概要が分かるもの（パンフレット、ホームページ等）	該当画像の添付
様式C 添付資料	間接補助事業の実施場所の概要がわかる資料 （付近見取図、事業所内の地図等）	該当画像の添付
	設備投資の概要がわかる資料 （設備一覧、設備の配置図等）	該当画像の添付
	全部事項証明書（土地・建物） ※設備投資を実施する土地・建物に係るもののみ	該当画像の添付
	工事等の工程表	該当画像の添付
	補助対象経費の金額の算出根拠資料（見積等）	該当画像の添付
	リース契約書（案） ※リース契約の予定がない場合は不要	該当画像の添付
	リース料金計算書（案） ※リース契約の予定がない場合は不要	該当画像の添付
	金融機関等の融資に関する意向を示す資料 ※借入予定がない場合は不要	該当画像の添付
	起債又は借入に関する資金計画 ※借入予定がない場合は不要	該当画像の添付

© 2026 GX地域共創補助金事務局

共同申請の場合に応募申請で提出する情報と、事業ポータルでの提出方法は以下の通り。

【提出方法】
・データ入力：事業ポータルへ直接入力
・指定様式の添付：事務局指定の様式に記入してPDF形式で添付
・該当画像の添付：該当する画像ファイルを所定のファイル形式で添付
・幹事会社への提示：幹事会社の提出方法にあわせた形式で幹事会社に提示

区分	提出情報	幹事会社による事業ポータルでの提出方法	共同実施者の対応
申請書類等	様式A　応募申請書	データ入力	－
	様式B　応募申請者の概要及び資金計画	データ入力	－
	様式B 別添1　温室効果ガス排出削減のための取組	データ入力	幹事会社へ提示
	様式B 別添2　暴力団排除に関する誓約事項	データ入力	幹事会社へ提示
	様式C　間接補助事業の実施計画	指定様式のPDF添付	－
	様式C 別添1　脱炭素電力供給に関する意向表明書	指定様式のPDF添付	－
	様式C 別添2　間接補助事業の実施に係るコミットメント	指定様式のPDF添付	－
	様式C 別添3　経費明細	データ入力	－
	様式C 別添4　収支計画	データ入力	幹事会社へ提示
様式B 添付資料	法人税税務申告書 別表1「申告書」 （事業者印、税務署受領印、税理士印付き）（直近3期分写し）	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	法人税税務申告書 別表4「所得の金額の計算に関する明細書」 （直近3期分写し）	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書） ＊（単体／連結・代替書類・推奨資料A～Dはスライド下部の＊注記を参照）	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	履歴事項全部証明書（会社・法人）	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	出資者の一覧が記載されている書類	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	定款	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	応募申請者の概要が分かるもの（パンフレット、ホームページ等）	該当画像の添付	幹事会社へ提示
様式C 添付資料	間接補助事業の実施場所の概要がわかる資料（付近見取図、事業所内の地図等）	該当画像の添付	－
	設備投資の概要がわかる資料（設備一覧、設備の配置図等）	該当画像の添付	－
	全部事項証明書（土地・建物）※設備投資を実施する土地・建物に係るもののみ	該当画像の添付	幹事会社へ提示
	工事等の工程表	該当画像の添付	－
	補助対象経費の金額の算出根拠資料（見積等）	該当画像の添付	－
	リース契約書（案）※リース契約の予定がない場合は不要	該当画像の添付※	幹事会社へ提示※
	リース料金計算書（案）※リース契約の予定がない場合は不要	該当画像の添付※	幹事会社へ提示※
	金融機関等の融資に関する意向を示す資料　※借入予定がない場合は不要	該当画像の添付※	幹事会社へ提示※
	起債又は借入に関する資金計画　※借入予定がない場合は不要	該当画像の添付※	幹事会社へ提示※

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（１／６）

■ 事業ポータルの応募申請の際に必要になる項目は下記の通りです。

項目名	データ型	選択肢
年月日	日付	応募申請日
申請者法人名	テキスト	
申請者氏名	テキスト	
代表者役職	テキスト	
代表者氏名	テキスト	
申請者住所	テキスト	
間接補助事業の名称	テキスト	
実施背景・目的	ロングテキスト	
実施内容	ロングテキスト	
補助対象事業の類型	単一選択 （ラジオボタン）	・製造設備投資型 ・データセンター設備投資型
間接補助事業の概要	ロングテキスト	
電源立地都道府県	単一選択（ドロップダウン）	47都道府県
立地要件の充足状況	単一選択 （ラジオボタン）	①設備投資実施場所：電源立地都道府県 ②企業版ふるさと納税や地域共生基金等により 電源立地都道府県/立地市町村に地域貢献
支援強度　製造設備投資型の場合	単一選択（ドロップダウン）	支援強度No.1～No.5
支援強度　データセンター設備投資型の場合	単一選択（ドロップダウン）	支援強度No.1～No.3
事業実施場所　事業所名	テキスト	
事業実施場所　所在地	テキスト	
事業実施　敷地面積（㎡）	数値	

項目名	データ型	選択肢
施設名称1	テキスト	
事業実施場所　所在地	テキスト	
住所②	テキスト	
土地　現在の所有関係1	テキスト	
土地　間接補助事業完了後の所有関係1	テキスト	
建物　現在の所有関係1	テキスト	
建物　間接補助事業完了後の所有関係1	テキスト	
幹事会社　会社名	テキスト	
幹事会社　代表者役職	テキスト	
幹事会社　代表者氏名	テキスト	
幹事会社　住所	テキスト	
幹事会社　企業規模	単一選択 （ラジオボタン）	・中堅　・中小企業 ・みなし大企業　・大企業
共同実施者1　会社名	テキスト	
共同実施者1　代表者役職	テキスト	
共同実施者1　代表者氏名	テキスト	
共同実施者1　住所	テキスト	
共同実施者1　企業規模	単一選択 （ラジオボタン）	・中堅　・中小企業 ・みなし大企業　・大企業
適用される補助率区分	単一選択 （ラジオボタン）	・中堅・中小企業 ・大企業（みなし大企業）
開始予定日	日付	
完了予定日	日付	
間接補助事業に要する経費（円）	数値	
補助対象経費（円）	数値	
補助金交付申請額（円）	数値	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（２／６）

項目名	データ型	選択肢
幹事会社　社名	テキスト	
幹事会社　法人番号	テキスト	
幹事会社　代表者役職	テキスト	
幹事会社　代表者氏名	テキスト	
幹事会社　担当者役職	テキスト	
幹事会社　担当者氏名	テキスト	
幹事会社　担当者連絡先　電話番号	テキスト	
幹事会社　担当者連絡先　FAX	テキスト	
幹事会社　担当者連絡先　メールアドレス	メールアドレス	
幹事会社　担当者連絡先　事務所所在地郵便番号	テキスト	
幹事会社　担当者連絡先　事務所所在地住所	テキスト	
幹事会社　本社所在地　郵便番号	テキスト	
幹事会社　本社所在地　住所	テキスト	
幹事会社　設立年月日	日付	
幹事会社　決算月（月）	複数選択	1月～12月
幹事会社　資本金（千円）	数値	
幹事会社　従業員数（人）	数値	
幹事会社　事業内容	テキスト	
幹事会社　ホームページ	テキスト	

項目名	データ型	選択肢
幹事会社　N-2年度の決算額　売上高（千円）	数値	
幹事会社　N-2年度の決算額　営業利益（千円）	数値	
幹事会社　N-2年度の決算額　経常利益（千円）	数値	
幹事会社　N-2年度の決算額　当期純利益（千円）	数値	
幹事会社　N-2年度の決算額　課税所得金額（千円）	数値	
幹事会社　N-2年度の決算額　純資産（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　売上高（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　営業利益（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　経常利益（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　当期純利益（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　課税所得金額（千円）	数値	
幹事会社　N-1年度の決算額　純資産（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　売上高（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　営業利益（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　経常利益（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　当期純利益（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　課税所得金額（千円）	数値	
幹事会社　N年度決算額　純資産（千円）	数値	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（３／６）

項目名	データ型	選択肢
幹事会社　主な出資者	テキスト	
幹事会社　役員構成	テキスト	
幹事会社　自己資金（円）	数値	
幹事会社　起債又は借入金（円）	数値	
幹事会社　その他（円）	数値	
幹事会社　GX地域共創補助金2026（円）	数値	
幹事会社　上記以外の補助金（円）	数値	
幹事会社　合計（円）	数値	
幹事会社　起債又は借入金を利用する場合 相談先金融機関・検討状況の概略	テキスト	
幹事会社　GX地域共創補助金2026以外を検討している場合 制度名・補助内容など	テキスト	
幹事会社　補助事業に要する経費　建物等取得費	数値	
幹事会社　補助事業に要する経費　設備費	数値	
幹事会社　補助事業に要する経費　システム整備費	数値	
幹事会社　補助事業に要する経費　その他（円）	数値	
幹事会社　補助事業に要する経費　合計（円）	数値	
幹事会社　補助対象経費　建物等取得費	数値	
幹事会社　補助対象経費　設備費	数値	
幹事会社　補助対象経費　システム整備費	数値	
幹事会社　補助対象経費　その他（円）	数値	
幹事会社　補助対象経費　合計（円）	数値	

項目名	データ型	選択肢
共同実施者　社名	テキスト	
共同実施者　法人番号	テキスト	
共同実施者　代表者役職	テキスト	
共同実施者　代表者氏名	テキスト	
共同実施者　担当者役職	テキスト	
共同実施者　担当者氏名	テキスト	
共同実施者　担当者連絡先　電話番号	テキスト	
共同実施者　担当者連絡先　FAX	テキスト	
共同実施者　担当者連絡先　メールアドレス	メールアドレス	
共同実施者　担当者連絡先　事務所所在地 郵便番号	テキスト	
共同実施者　担当者連絡先　事務所所在地 住所	テキスト	
共同実施者　本社所在地　郵便番号	テキスト	
共同実施者　本社所在地　住所	テキスト	
共同実施者　設立年月日	日付	
共同実施者　決算月（月）	複数選択	1月～12月
共同実施者　資本金（千円）	数値	
共同実施者　従業員数（人）	数値	
共同実施者　事業内容	テキスト	
共同実施者　ホームページ	テキスト	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（4／6）

項目名	データ型	選択肢
共同実施者　N-2年度の決算額　売上高（千円）	数値	
共同実施者　N-2年度の決算額　営業利益（千円）	数値	
共同実施者　N-2年度の決算額　経常利益（千円）	数値	
共同実施者　N-2年度の決算額　当期純利益（千円）	数値	
共同実施者　N-2年度の決算額　課税所得金額（千円）	数値	
共同実施者　N-2年度の決算額　純資産（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　売上高（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　営業利益（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　経常利益（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　当期純利益（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　課税所得金額（千円）	数値	
共同実施者　N-1年度の決算額　純資産（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　売上高（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　営業利益（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　経常利益（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　当期純利益（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　課税所得金額（千円）	数値	
共同実施者　N年度決算額　純資産（千円）	数値	
共同実施者　主な出資者	テキスト	
共同実施者　役員構成	テキスト	
共同実施者　自己資金（円）	数値	
共同実施者　起債又は借入金（円）	数値	
共同実施者　その他（円）	数値	

項目名	データ型	選択肢
共同実施者　GX地域共創補助金2026（円）	数値	
共同実施者　上記以外の補助金（円）	数値	
共同実施者　合計（円）	数値	
共同実施者　起債又は借入金を利用する場合 相談先金融機関・検討状況の概略	テキスト	
共同実施者　GX地域共創補助金2026以外を検討している場合 制度名・補助内容など	テキスト	
共同実施者　補助事業に要する経費　建物等取得費	数値	
共同実施者　補助事業に要する経費　設備費	数値	
共同実施者　補助事業に要する経費　システム整備費	数値	
共同実施者　補助事業に要する経費　その他（円）	数値	
共同実施者　補助事業に要する経費　合計（円）	数値	
共同実施者　補助対象経費　建物等取得費	数値	
共同実施者　補助対象経費　設備費	数値	
共同実施者　補助対象経費　システム整備費	数値	
共同実施者　補助対象経費　その他（円）	数値	
共同実施者　補助対象経費　合計（円）	数値	
企業区分	単一選択 （ラジオボタン）	・中小企業に該当する企業以外 ・中小企業に該当する企業
温室効果ガス排出削減の取組	単一選択 （ラジオボタン）	・GXフューチャー・リーグ会員報告 ・その他の取組提出（様式C）
GXフューチャー・リーグ加入状況	単一選択 （ラジオボタン）	・加入済み ・加入予定
GXフューチャー・リーグ加入（予定）時期	日付（年月）	
非化石エネルギーへの転換計画に関する誓約	単一選択（チェックボックス）	
暴力団排除に関する誓約	単一選択（チェックボックス）	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（５／６）

凡例：「様式C 間接補助事業の実施計画」からの入力が必要な項目

#	事業者入力項目		データ型	単位	選択肢
1	電力需要量	間接補助事業実施前｜事業所全体の電力需要量	数字	kWh/年	
2	電力需要量	間接補助事業実施前｜事業所全体の電力需要量（脱炭素電力）	数字	kWh/年	
3	電力需要量	間接補助事業実施後｜事業所全体の電力需要量	数字	kWh/年	
4	電力需要量	間接補助事業実施後｜事業所全体の電力需要量（脱炭素電力）	数字	kWh/年	
5	電力需要量	補助対象となる設備が設置される建物における脱炭素電力調達量の合計	数字	kWh/年	
6	電力需要量	補助対象となる設備が設置される建物以外における脱炭素電力調達量の合計	数字	kWh/年	
7	電力需要量	補助事業実施にあたって追加で調達する脱炭素電力調達量	数字	kWh/年	
8	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	電源種	単一選択	―	・太陽光（ペロブスカイト太陽電池） ・太陽光（その他） ・洋上風力 ・陸上風力 ・水力 ・地熱 ・原子力 ・火力（バイオマス専焼） ・火力（水素専焼） ・火力（アンモニア専焼） ・火力（混焼） ・CCS付火力 ・燃料電池（水素・アンモニアを燃料とするもののみ） ・【事務局相談済】その他（　　） ・【事務局相談なし】その他（　　）
9	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	電源の所在地	単一選択	―	47都道府県
10	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	電源の種類	単一選択	―	・新設電源 ・再稼働電源 ・既設電源
11	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	想定調達量	数字	kWh/年	―
12	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	【火力発電】燃料種別	表形式で数字	%	#8で「火力（混焼）」が選択された場合のみ バイオマス：●% 水素：●% アンモニア：●% オフセットガス：●% その他（化石燃料等）：●%
13	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	【火力発電】脱炭素電力（自家発電・CPPAによる調達分）	数字	kWh/年	#8で「火力（混焼）」が選択された場合のみ
14	実現する電力構成（CPPA・自家発電）①	【火力発電】脱炭素電力（脱炭素電力メニュー等による調達とみなす分）	数字	kWh/年	#8で「火力（混焼）」が選択された場合のみ
15	実現する電力構成（CPPA・自家発電）②～⑩	赤枠と同様	赤枠と同様	赤枠と同様	赤枠と同様
16	自家発電・CPPAによる調達分合計	自家発電・CPPAによる調達分合計	数字	kWh/年	
17	脱炭素電力メニュー等により調達すべき脱炭素電力量	自家発・CPPAのみでは不足する脱炭素電力量	数字	kWh/年	
18	自家発電・CPPA（火力混焼）において、脱炭素電力メニュー等による調達とみなす分	自家発電・CPPA（火力混焼）において、脱炭素電力メニュー等による調達とみなす分	数字	kWh/年	

© 2026 GX地域共創補助金事務局

事業ポータルに入力する項目一覧（6／6）

凡例：「様式C 間接補助事業の実施計画」からの入力が必要な項目

#	事業者入力項目		データ型	単位	選択肢
19	脱炭素電力メニュー等により調達すべき脱炭素電力量	脱炭素電力メニュー等により調達すべき脱炭素電力量	数字	kWh/年	
20	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	脱炭素電力の調達方法	単一選択	―	・小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニュー（トラッキングなし）の調達 ・小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニュー（トラッキングあり）の調達 ・非化石証書（FIT）の調達 ・非化石証書（非FIT）の調達 ・グリーン電力証書の調達 ・再エネ電力由来Jクレジットの調達
21	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	想定調達量	数字	kWh/年	
22	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	調達を予定している電源種	複数選択	―	#20で「小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニューー（トラッキングなし）の調達」が選択された場合以外 ・太陽光（ペロブスカイト太陽電池） ・太陽光（その他） ・洋上風力 ・陸上風力 ・水力 ・地熱 ・原子力 ・火力（バイオマス専焼） ・火力（水素専焼） ・火力（アンモニア専焼） ・火力（オフセットガス専焼） ・火力（混焼） ・CCS付火力 ・燃料電池（水素・アンモニアを燃料とするもののみ） ・【事務局相談済】その他（　　） ・【事務局相談なし】その他（　　）
23	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	高評価となる電源種の利用割合	表形式で数字	kWh/年	#20で「小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニューー（トラッキングなし）の調達」が選択された場合以外 ・太陽光（ペロブスカイト太陽電池）：●% ・洋上風力：●% ・原子力：●% ・地熱：●% ・未定
24	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	新設・再稼働電源の利用割合	数字	%	#20で「小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニューー（トラッキングなし）の調達」が選択された場合以外 ・新設電源/再稼働電源電源：●% ・既設電源：●% ・未定
25	実現する電力構成（脱炭素電力メニュー等）①	電源立地都道府県からの調達割合	数字	%	#20で「小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売するメニューー（トラッキングなし）の調達」が選択された場合以外
26	実現する電力構成（CPPA・自家発電）②～⑩	赤枠と同様	赤枠と同様	赤枠と同様	赤枠と同様
27	脱炭素電力メニュー等による調達分合計	脱炭素電力メニュー等による調達分合計	数字	kWh/年	
28	電力計画の全体像	電源立地都道府県からの調達割合	数字	%	
29	電力計画の全体像	利用する電源種の一覧	文字列	―	
30	電力計画の全体像	高評価となる電源種からの調達割合	数字	%	
31	電力計画の全体像	新設・再稼働電源からの調達割合	数字	%	
32	電力計画の全体像	自家発・CPPA／脱炭素電力メニュー等（トラッキングあり）／脱炭素電力メニューなど（トラッキングなし）からの調達割合	数字	%	
33	電力計画の全体像	新設・再稼働電源の自家発電・CPPA／既設電源の自家発電・CPPA／脱炭素電力メニュー等による調達割合	数字	%	



GX地域共創補助金

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業 2026